

平成25年総務企画委員会会議録

1. 招集年月日 平成25年9月20日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 平成25年9月20日 午前9時02分 委員長宣告

4. 審査事項

報告事項

1. ケーブルテレビ可児事業報告
2. FMラインウェーブ事業報告

審査事件名

- 議案第47号 可児市常勤の特別職職員及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について
- 議案第48号 可児市職員の給与支給の特例に関する条例の制定について
- 議案第49号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第51号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第58号 可茂広域行政事務組合理約の変更について
- 議案第59号 中濃地域農業共済事務組合理約の変更について
- 請願第3号 消費税増税中止を政府に求める請願書について
- 陳情第7号 「森林吸収税対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について
- 陳情第8号 原発事故・子ども・被災者支援法に関する陳情書について

報告事項

3. 消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

委員会質疑

1. 災害被害への対応について
2. リニア中央新幹線問題について
3. 共通番号制度について

協議事項

1. 可児市の農業政策に対する要望について

その他

- ・株式会社日特スパークテック東濃二野工場の工事状況について
- ・総務企画委員会所管主要事業説明書の配付について

5. 出席委員 (7名)

委員長 山田喜弘 副委員長 板津博之

委 員	伊 藤 健 二	委 員	小 川 富 貴
委 員	中 村 悟	委 員	酒 井 正 司
委 員	伊 藤 壽		

6 . 欠席委員 なし

7 . 参考人

株式会社ケーブルテレビ可児 FMラインウェブ株式会社	代表取締役常務取締役	西 川 勇 司
株式会社ケーブルテレビ可児 FMラインウェブ株式会社	取締役統括部長取締役	山 下 伸 一 郎
F M ラインウェブ株式会社	取締役局長	加 藤 節 夫
陶 都 民 主 商 工 会	副 会 長	大 江 金 男

8 . 説明のため出席した者の職氏名

企画経済部長	加 納 正 佳	総 務 部 長	古 山 隆 行
会 計 管 理 者	平 田 稔	議 会 事 務 局 長	高 木 伸 二
企画経済部参事	莊 加 淳 夫	総 合 政 策 課 長	牛 江 宏
財 政 課 長	渡 辺 達 也	経 済 政 策 課 長	村 瀬 雅 也
産業振興課長	山 口 和 己	総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	吉 田 隆
公有財産経営室長	伊 藤 利 高	子 育 て 政 策 室 長	高 井 美 樹
秘 書 課 長	前 田 伸 寿	防 災 安 全 課 長	細 野 雅 央
管財検査課長	佐 合 清 吾	税 務 課 長	林 良 治
収 納 課 長	田 上 元 一	農 業 委 員 会 農 事 務 局 課 長	山 口 功
監 査 委 員 監 事 務 局 長	金 子 孝 司	議 会 事 務 局 議 会 総 務 課 長	松 倉 良 典

9 . 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 記 書	村 田 陽 子	議 会 事 務 局 記 書	熊 澤 秀 彦
---------------	---------	---------------	---------

委員長（山田喜弘君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから総務企画委員会を開会します。

議事に入る前に、委員改選後初めての委員会ということですので、委員の皆さん方と執行部の方の自己紹介をお願いしたいと思います。

では私、委員長のほうから順次行っていきますので、あと委員、それから執行部のほう、よろしくお願いします。

私、前回は総務企画委員会で所属させていただきました委員長の山田です。どうかよろしくお願いします。

委員（伊藤健二君） おはようございます。総務企画委員の伊藤健二です。伊藤は3人おりますので、よろしくお願いします。

議会内では、議会運営委員会の委員長を務めております。よろしくお願いいたします。

委員（中村 悟君） 中村です。総務関係は余りやったことがありませんので、突発的な何かを聞くかもしれません。よろしくお願いします。

委員（伊藤 壽君） おはようございます。2人目の、伊藤壽と申します。よろしくお願いいたします。引き続き総務企画委員会に所属させていただきます。よろしくお願いします。

委員（酒井正司君） おはようございます。酒井正司と申します。総務企画は本当に久しぶりで、希望して、どうしてもということで今回所属させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

委員（小川富貴君） おはようございます。小川富貴と申します。ちょっと目のぐあいがよくなくて、眼鏡をかけてやらさせていただきます。申しわけございませんが、よろしくお願いいたします。

副委員長（板津博之君） おはようございます。初めての総務企画で、副委員長を仰せつかりました板津博之でございます。総務企画の所管部分は大変範囲が広いのと、今回も重要な議案ばかりで、大変きょうは緊張してこの委員会に臨んでおります。また、委員長をお支えしながら、私も市民のため一生懸命臨んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長（山田喜弘君） 執行部のほう、順次よろしくお願いします。

企画経済部長（加納正佳君） おはようございます。企画経済部長の加納でございます。2年目でございますので、一生懸命仕事に邁進したいと思っております。よろしくお願いいたします。

総務部長（古山隆行君） 総務部長 古山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会計管理者（平田 稔君） 会計管理者の平田です。よろしくお願いします。

議会事務局長（高木伸二君） おはようございます。議会事務局長の高木でございます。

企画経済部参事（莊加淳夫君） おはようございます。企画経済部参事の莊加でございます。よろしくお願いします。

総務部次長兼総務課長（吉田 隆君） おはようございます。総務部次長兼総務課長の吉田と申します。よろしくお願いいたします。

総合政策課長（牛江 宏君） おはようございます。総合政策課長の牛江でございます。よろしくお願いいたします。

秘書課長（前田伸寿君） おはようございます。秘書課長の前田です。よろしくお願いいたします。

財政課長（渡辺達也君） おはようございます。財政課長の渡辺でございます。よろしくお願いいたします。

経済政策課長（村瀬雅也君） おはようございます。経済政策課長の村瀬と申します。よろしくお願いいたします。

防災安全課長（細野雅央君） おはようございます。防災安全課長の細野でございます。よろしくお願いいたします。

管財検査課長（佐合清吾君） おはようございます。管財検査課長の佐合です。どうぞよろしくお願いいたします。

公有財産経営室長（伊藤利高君） 公有財産経営室 伊藤と申します。よろしくお願いいたします。

子育て政策室長（高井美樹君） おはようございます。子育て政策室 高井と申します。よろしくお願いいたします。

税務課長（林 良治君） おはようございます。税務課長の林でございます。よろしくお願いいたします。

収納課長（田上元一君） おはようございます。収納課長の田上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

監査委員事務局長（金子孝司君） おはようございます。監査委員事務局長の金子と申します。よろしくお願いいたします。

農業委員会事務局課長（山口 功君） 農業委員会事務局課長の山口と申します。よろしくお願いいたします。

産業振興課長（山口和己君） おはようございます。産業振興課長の山口でございます。2年目でございます。よろしくお願いいたします。

議会事務局議会総務課長（松倉良典君） いつもお世話になります。議会総務課長の松倉でございます。今後ともよろしくお願いいたします。私で最後でございます。よろしくお願いいたします。

委員長（山田喜弘君） どうもありがとうございました。

進行の都合により、暫時休憩をいたします。

以降の議事の説明を行う方以外は、御退席いただいて結構です。

休憩 午前9時07分

再開 午前9時10分

委員長（山田喜弘君） 休憩前に引き、続き委員会を再開します。

報告事項1．ケーブルテレビ可児事業報告についてを議題といたします。

本日は、ケーブルテレビ可児の事業報告をしていただくため、株式会社ケーブルテレビ可児より、代表取締役常務 西川勇司さん、取締役統括部長 山下伸一郎さんに参考人として御出席をいただきました。また、この後のFMラインウェーブの事業報告をしていただくために、FMラインウェーブ株式会社より、取締役局長 加藤節夫さんにも御出席いただいておりますので、あわせて御紹介させていただきます。

それでは、報告をお願いいたします。

株式会社ケーブルテレビ可児代表取締役常務（西川勇司君） では改めまして、おはようございます。

日ごろは、ケーブルテレビ事業、大変お世話になっておりましてありがとうございます。おかげさまで、ことし開局20年を迎えました。正しく言いますと、この12月19日で満20歳ということでございますけれども、何とかここまでやってくることができましたのも、住民の皆様、加入者の皆様を初めとするここにお見えになる皆様方の御支援のたまものであると厚く御礼を申し上げます。

そんなことで、当社はことし20年という一つの節目を契機に、もう一度地域密着、地元企業ということのあり方について考え直そうということテーマに、早速資料のほうに移させていただきますけれども、先にお手元の資料5ページをごらんいただきながら御説明申し上げて、御挨拶がわりにさせていただきますたいと思っております。

5ページ、3の経営計画、弊社のほうが対処すべき課題というところがございます。

この中で、(1)番から(4)番まで大きな4つのテーマをことし及び継続事項も含めて考えております。

その1つには、私どものメインの事業でもございますコミュニティチャンネル、そこからの地域情報の発信について、もう少し力を蓄えていこうじゃないかというのが1つ目でございます。

ただ、若干見方が変わっておりまして、今までは御加入いただいているお客様に対してサービス提供ということございましたけれども、やはり地域企業として、加入者、非加入者を問わずして、地域の生活情報、災害情報はもちろんなんですけれども、そういったものは全エリアに届けていくべきだというふうに考え方を改めております。

その下のデータ放送云々と書いてございますこれも地域全体に情報を届けるための手段として、まずはネタをデータ放送から抽出して他メディアに、最近のはやりのスマートフォンではございませんけれども、そういったものに発信していくということが具体的手法としての2つ目のポツではございますが、こんな切り口でもって、番組は御契約いただいているお客様に対しての差別要件として放送をしていき、例えば市からのお知らせのような地域生活情報については、可児市全体に対してCTKが発信していくんだと。もちろん「FMらら」

もごさいますけれども、発信していくんだということで考え方を少し変えていきたいということ。

それからもう1つは、お客様との接触の機会を多くしていきたいということで、やはりだんだん高齢化が進んでまいります。その中で、今まで使えていた機器が使えなくなってしまったということもよくあります。

新社長が言いますと、IT介護のような言葉を使っておりますけれども、出張サポート、今まではCTKのほうへわざわざパソコンを持ってきていただいていたんですけれども、そうではなくて私どものほうから各家庭のほうへお邪魔をしていくと。出張といいますか、訪問サポートといいますか、こちらは予約制ですので1日16件と数に限りはごさいますけれども、おかげさまでほとんど毎日満タンの状態ということでごさいます。もちろん土曜日、日曜日も行っております。

それから、ちょっと飛ばしていただいて(4)番に新たなサービスと、ここが私どもでいいますと最大のテーマでごさいます。ぜひ地元で活躍の皆様にも御支援いただきたい、アドバイスいただきたい内容でごさいますけれども、私どもが地域密着企業としてこれからやっていかなくはいかんの、コミュニティチャンネルは別として、いつまでもテレビの放送とインターネットと、そして固定電話といういわゆるトリプルサービスと私どもが呼んでおりますこのサービスだけではなくて、地域が抱える問題点について、私どもが少しでもお助けできるようなサービスを提供できたらありがたいというふうに考えております。

ちょっと格好つけて「地域問題解決サービス」などと大きなテーマになっておりますけれども、もちろん企業でごさいますので有料にはなるんですけれども、私どもがこれからやらせていただきたいサービスとしていろいろと検討をさせていただいている状況でごさいます。

こんなことを20年を機会として、なおかつ御承知のとおり私どもの資本金の67%を持ちますひまわりネットワーク、今までにはありませんでした旧商法でいいますと50%をオーバーするひまわりネットワーク、親会社がこの3月29日からはできました。ひまわりネットワークとの資本提携によって、これからいろんなところでメリットがあると思っております。こちら辺のところも、私どもの経営を支えてくれつつ、地元からの御要望に対してできる限りの範囲で柔軟に対応できるような、そんな会社にしていきたいと思っておりますので、今後21年目から、また引き続いて20年、30年とよろしく願いを申し上げます。

では資料のほう、頭に戻りまして、担当のほうから業務報告をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

株式会社ケーブルテレビ可児取締役統括部長（山下伸一郎君） よろしく申し上げます。

それでは、1ページの1.事業報告の中のページの真ん中あたり、営業と書いてある部分から、時間もありませんので要点のみお話しさせていただきます。

営業に3つ黒ポツがありますけれども、上2つをそのまま読む形で御報告させていただきますので、よろしく申し上げます。

1つ目のポツ、申し込みベースでの新規契約獲得目標、テレビ700件、インターネット700

件、ケーブルプラス電話1,000件に対し、テレビ407件、インターネット863件、ケーブルプラス電話1,252件を獲得でき、その結果、テレビは競合サービスへの流出やアンテナへの切りかえに歯どめがかからず371件の純減となったものの、インターネットは131件、ケーブルプラス電話は890件を純増させることができました。

今報告させていただいているのは、本年の3月31日時点での数字ですので、平成24年度の報告ということで御理解ください。

ケーブルプラス電話というのは、1点だけ補足しておきますと、一般の加入電話、御家庭にある固定電話をケーブルテレビ網を使ってN T T回線のかわりに使うという電話ですね。これで基本料金がお安くなりますというサービスです。これが基本料金を安くしたいという住民の方、加入者の方の御要望が強いのかなということで、突出して890件純増ということになっておりますが、本来のケーブルテレビ可児の主目的であるテレビのほうの純減が非常に目立っているのが気になるところです。

2つ目のポツ、インターネット新規契約においては、10月より開始した13カ月約束割、約束割引のことです、これは。他社からの乗りかえ違約金のC T K負担、キャンペーンでの工事費割引がこの純増に貢献しております。インターネットの131件の純増に貢献しているということですね。

続きまして、下の技術の部分は2つ目のポツから行かせていただきます。

センター設備では、通信機器（センターモデム）の増強を行い、インターネットサービスの高速化、下り270Mbps / 上り100MbpsのH F C方式では国内発のサービス 下りというのは御自宅にデータが来るほうですね。上りというのは自宅からインターネットへ出ていくほうのスピードですけれども、そのスピードが国内最速となっております の実現と、加入増によるケーブルプラス電話サービスの品質低下未然防止に努めました。

加入増していきますと、センター設備が貧弱ですと電話が途切れたりですとか、かからなくなったりしますので、それを未然に防ぐということで、常に安定した動作を行うために前倒し、前倒しで設備を増強しております。

2つ目の「どこでも生中継システム」では、無線（5 GHz帯）によるテレビ中継システムを自社開発いたしました。

これに関しては、一般的なN H K、民放が行っております現場からの生中継ですね。あれを実現するには約数千万円から数億円かかるところを、自社開発ということで数百万円でおさめておりますので、1桁、2桁ぐらい削減して実現しております。

続きまして、2ページ目の一番上の行に続きますけれども、鳩吹山山頂に設置した中継局と自社製中継車によるエリアカバー率は約80%、災害時でなく平常時にも生中継を行うことでコミュニティチャンネルの充実を図ることができるとともに、地域の新鮮な情報を使えることが可能となりました。

鳩吹山の山頂は、後ほど御説明いたしますF Mラインウェーブ（F Mらら）の送信アンテナがある同じ鉄塔ですね。タワーに設置してあります。

続きまして、番組制作・放送部門の1つ目のポツ、災害時に頼られるCTKを目指すという目標に対し、災害時の生中継放送訓練の位置づけで、ぎふ清流国体炬火リレー、可児夏祭りなど7回の生中継放送を自社製無線中継システム「どこでも生中継」を活用して実施するとともに、コミュニティエフエム（FMらら）と連携して可児市、御嵩町主催の水防訓練、防災訓練に参加し、文字放送、データ放送で災害情報を放送する訓練を実施しました。また、可児市主催の防災士養成講座に参加し、社員3名が防災士の資格を取得しました。

この時点で、私自身も防災士の資格を取得しております。ちなみに、今年度は今5名が9月からの養成講座に受講中ですので、間もなく8名の体制になります。

1つ飛ばしまして3つ目のポツ、質の高い番組づくりの目標に対し、番組名「緊急放送訓練 可児市水防訓練生中継」が日本ケーブルテレビ連盟東海支部自主制作コンテストで審査員特別賞を受賞いたしました。

最後のポツ、データ放送システムを更改し、通勤・通学時間に合わせて、時刻、天気、警報・注意報、電車の運行情報をコミュニティチャンネル画面上に自動的に表示するようにしました。下は「レシピ」の件です。

今の自動的に表示するというのは、朝とかお昼時間帯にコミュニティチャンネルの画面を見ていただくと、右上に時刻と天気と、その下に注意報・警報なしとか、公共交通機関のおくれなしとかいう表示がされていますけれども、名古屋とか岐阜へ通勤される方は、その右上だけを見ていただければ、きょうの天気から、出発時間から自分が乗る電車の遅延ですね。それとあと大雨警報とか、そういった警報・注意報が出されていないかの確認が一目でわかるというふうにしたということです。

簡単ですが、以上で事業報告を終わらせていただきます。

株式会社ケーブルテレビ可児代表取締役常務（西川勇司君） 1点だけ補足させていただいてよろしいでしょうか。

委員長（山田喜弘君） どうぞ。

株式会社ケーブルテレビ可児代表取締役常務（西川勇司君） 3ページ、4ページと主な成果、今説明については割愛させていただいておりますところの一番最後、(5)番の当期純利益の推移というところをごらんいただきたいと思うんですけども、この平成25年3月期におきましては、それ以前と比較しますと数字が一挙に2,100万円の純利益ということで小さくなっております。

平成23年3月期が突出しておりますのは、これは経費支出について私のコントロールミスがあったというのでちょっと特例でございますが、社屋移転をいたしまして以降、大体私どもの実力というのは純利益7,000万円から8,000万円で推移しております。次年度の設備改修のための元手がこのもうけですので、本当はもうちょっと大きい数字が欲しいんですけども、大体そのくらいが実力です。

ただ、前期といいますかこの3月期につきましては、ひまわりネットワークと会計方針を合わせるために、もっと言いますと固定資産の中での資産の計上の仕方が親会社と私どもで

は違っておりまして、過去20年間のうちのひまわりネットワークの基準から外れてしまうものについて、任意の経費を使って除却処理というのをいたしました。いわゆる特別損失を発生させました。そのために2,100万円になったと。

ただし、先ほど申し上げたように、この3月29日に資本提携いたしましたして、すぐ目の前で決算が来まして、決算の締めが4月20日で、私どものマンパワーでは全ての固定資産を洗い出すことができませんでしたので、同じような現象がこの平成25年度でも、つまり平成26年3月の決算でももう一度特別損失を立てなければならぬ事例が発生いたします。今、洗い出している最中でございますけれども、そんなことで先ほど申し上げたようにテレビの加入が落ちているとか、そういった状況もございますが、あるいは当期決算で出てまいります純利益が実力七、八千万円から下がっておりますのは、そういった特殊理由をもってしてのもので、経営が傾いているという状況ではございませんので、少し補足をさせていただきます。以上です。

委員長（山田喜弘君） 以上で、報告は終わりました。どうもありがとうございました。

それでは、ケーブルテレビ可児の事業報告に対する質疑を行います。

なお、参考人の方に申し上げますが、答弁する際には、手を挙げて委員長の許可を得てから、着席のままで結構ですので発言をお願いします。

それでは、質疑を行います。

質疑ある方、ありますでしょうか。

副委員長（板津博之君） 御報告ありがとうございました。

冒頭で、経営計画の部分で御説明いただいた(3)の選択と集中による投資の1つ目のチョボ、ケーブルWi-Fiスポットの構築について、ちょっと説明をいただけたらと思うんですが。

株式会社ケーブルテレビ可児代表取締役常務（西川勇司君） 済みません。これはたしか議会の中でも御質問で出た案件で、飛ばしてしましまして申しわけございませんでした。

今、私どものほうは、昨年まではケーブルテレビ可児が独自でFMアクセスポイントをつくっていきましようということで計画しておりましたけれども、やはり親会社ができるグループ社になりますと、せっかくつくるんならば、可児市だけで使えるのではなくて、自分のスマートフォンを持っていたら名古屋市でも使える、岐阜でも使えるという環境にしていきましようということで、少し考え方を切りかえました。

それと、言いかえますと、もともと親会社であるひまわりネットワークのほうを導入していた仕組み、それはa uとコラボしてアクセスポイントを設置していくということでございます。したがって、何かといいますと、ざっくばらんな話なんですけれども、私どもが設置したい場所に少し設置できないというネックもあるんですけれども、a uのユーザーのため、これはケーブルテレビの加入非加入を問わず、a uのお客さんも使うことができ、ケーブルテレビのユーザーはキャリアがどこのものであると使うことができる、両方ミックスしたようなアクセスポイントを今計画しております。

ただし、設置はケーブルテレビ可児が行うんですけれども、それについての運用は3分の1ぐらいはa uが運用されますので、逆に私どもの施設を使うためには利用料収入があるわけなんです。言いかえますと、K D D Iの予算でもってして、その数内でしかまずは設置できないという点がございまして、今年度10台、10カ所について計画をしております。a uの彼らがどういう見積もりをしたのかわかりませんが、可児市役所、この辺ではアクセスが少ないということで、私どもはここに設置したいと希望を出したんですけれども、設置しちゃあいかなというような話もありまして、そのあたりはいろいろと、そうじゃないよということをしり合わせして、今の予定どおりにいけば市役所東側のほうの道路面、そちらのほうにアクセスポイントをつけて設置できるように、99.99%までなりました。

などなど、まずは第1弾として10カ所、メインとなるようなところをチョイスしてそこで設置する予定ですが、まだ具体的にいつから稼働できるのか。私どもの希望として、遅くとも年内稼働の希望を出しておりますけれども、若干、以降の利用料収入を払う側のほうの都合もございまして、年度内かつかつになるかもしれませんが、当年度内には10カ所を設置していくという計画で今進んでおります。

副委員長（板津博之君） ありがとうございます。

まさに私の一般質問で取り上げた内容で、美濃加茂市の場合は、そのときにもお話ししたんですが、C C N e tさんが最初はK D D Iと話をされて、最終的には民活型で、もちろんキャリアでいうとK D D Iか、それからソフトバンク、ドコモと3社が、もちろん庁舎なり市内の6カ所の公共施設にW i - F iスポットをつくられたということで、結局これは防災にもつながることですので、いざ発災したときに、また繰り返しになりますが、いわゆるオフロードでも情報を受けることができるということになるので、ぜひとも10カ所とは言わず、もっともっと多くのスポットをつくっていただいで、やっぱり全てのことが連携していかなくはいけませんので、その辺でまたケーブルテレビ可児にも御尽力いただければなあというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

委員長（山田喜弘君） ほかにありませんか。

委員（酒井正司君） 1ページの一番最後、技術という黒丸の3番目でございますが、どこでも生中継システムを自社技術で開発されたということで、非常に喜ばしいことなんですが、この80%がエリアカバー率ということで、災害になれば100%が非常に望ましいんですが、その辺の可能性とか、あるいはこの20%の部分はどの辺に当たるのか、ちょっと教えていただけませんか。

株式会社ケーブルテレビ可児取締役統括部長（山下伸一郎君） ありがとうございます。

この80%は面積ではなく、人口カバー率で表示してあります。そういうことで、ただ人口を正確に数えたわけでもありませんので、約80%ぐらいカバーしているということで御理解ください。

あと、確かにおっしゃるとおりで、鳩吹山に基地局がありますので、鳩吹山から見たときに直視できる場所でないと中継できないんですね。ということは、山と山の谷間、鳩吹山

から見て直角方向に谷がある場合は、山の陰になってしまっていてできないということになります。そういった場合に備えて、ことしから来年度ぐらいに1件を計画しているんですけども、2段中継ですね。中継車から1回途中で仮設置した中継所を経由して鳩吹山に飛ばすということで、80%を95%ぐらいまで上げていきたいなと。

あと、ケーブルテレビ可児のもう1つのサービスエリアである御嵩町は、特に谷間とか山の向こう側というのがあるもんですから、1回だけの中継ではなくて、2段で中継する。つまり、折れ曲がった伝播の経路をつくってやることによってこのカバー率もぐんと広がると思いますので、それについても検討をしているところでございます。以上です。

委員（伊藤健二君） 1つは経営の問題、もう1つは技術的な問題というか、防災・災害の話ですが、先にまず6ページに損益計算があって、先ほど常務が特別損失を計上したということで、これはここで言われるところの2,800万円ちょっとのお話かと理解をしましたが、実力のほどはどのほどかということで、六、七千万円ぐらいは常にあったんだということで、当期純利益の推移を拝見させていただくと、うんそのとおりだというふうに思うんですが、これは税引き後の当期利益額ですから、税引き前で経常利益水準で言えば億を超えてきたという理解してよろしいですか。

今期は2,100万円という数字が出ましたので、これは2,800万円及び一番大きいのは税金関係ですよ。租税公課関係で4,100万円払っていますので、これを戻せば経常利益レベルでは8,300万円ということで、まだまだ課題はあるんでしょうけれども経営的には頑張ってきているというふうに理解をしました。

勝手にしゃべりましたけど、そういう理解でよろしかったですか。

株式会社ケーブルテレビ可児代表取締役常務（西川勇司君） おっしゃるとおりでございます。

ただ2点ほど、1つはやはり私どもパートも含めて社員が全てで30人。外へ毎日回れる営業マンというのは4人おりますけれども、内勤を兼務しておりますので、1日よく出られて1.5人しか出られません。そんなことで、外の会社に業務委託をして営業代理店をしてもらっています。ただし、他業者との摩擦がだんだん多くなると、やはりこの外務人の人数もふやしていかないと、勝ち負けという表現は正しくないんですけども負けてしまうという状況で、販売促進費というのは毎年毎年ふえております。いわゆる代理店手数料です。

そんなことで、そこが安定的にいつも確保できるという状況ではなくて、いろんなところで費用調整をしつつ7,000万円程度の、きょうぐらいの純利益を確保しているということでございますし、それから先ほど御指摘もありましたように、特別損失のところは2,800万円、荒っぽく言いまして3,000万円。3,000万円を2,000万円に足し込んでみても、税金を若干かけてみても七、八千万円にはちょっと届かないなというところがありますけれども、やはり合併に伴いますいろんな経費、これは一般管理費のほうでございますけれども、先ほどは特別損失の話だけ特化してお話ししましたが、それに伴う管理費のほうの特別支出の部分も結構大きな数字でございましたので、その合わせわざでもってして2,100万円に落ちついて

いるということでございます。

ちなみに2,100万円、特別損失についてはやはり税法上は通常認められている形ではございませんので、これは自主申告で税金を罷免して有税で経費を使っているということでございますので、経費を使ったからそれだけの分だけ税金がかからなんだという状況ではございません。それも大きいです。

委員（伊藤健二君） わかりました。内輪の事情まで言っていただきまして、ありがとうございました。

そういう中でも頑張りながら、経営計画を発展させようということで御奮闘のようです。

5ページ目を見ますと、(4)で新たなサービスと技術の研究ということで書いてあります。

2点目の災害時の情報収集を初めとしたガバメント2.0と称されるクラウドサービスと、こういう大変目を引く話が書いてあります。情報収集と情報提供、ちょっと側面が違う面があるので、ここは情報収集をメインに出しているわけですが、このガバメント2.0というのは可児市等の行政体との連動、あるいは岐阜県レベルでの情報把握の問題と何か連動したシステムなんですか。それともここで、ケーブルテレビ可児が可児でどういうイメージで具体化をしようとしている対象物なのか。ちょっと簡単で結構ですが、戦略的なイメージを教えてください。

株式会社ケーブルテレビ可児代表取締役常務（西川勇司君） このガバメント2.0というのは、世界的な言葉としてガバメント2.0で、今アメリカなんかの特定な州の中、あるいは都市の中では、市民の方々がスマートフォンで写真をぽっと撮ると、そうするとその情報が行政の特定なところに黙って集約されると。

どういうものかということ、例えば橋桁にひびが入ったよ。もっと細かく言えば、誰かが白い壁にペンキを塗っていたはずだよと、そういうものの情報収集の手法として特定なアプリを開発して、スマートフォンで写真を撮って送信したら黙って行っちゃおうと。スマートフォンですから位置情報もしっかり入っていて、行政側のほうが、可児市も多分そうだと思うんですけども、いろんなところでいろんな対処をしなければならぬ情報収集に、人が出っ張って行ってなかなか情報収集ができない。そこに手間隙がかかってしまっている状況もあると思うんですけども、そういう技術をケーブルテレビが、特に災害時を中心としてユーザーのお客様、あるいはユーザーでなくても構わんですけれども、どこどこで橋が壊れそうとか、そこまで行かなくても、どこどこで大きな事故がありましたというような、そんな情報提供をしていただければありがたいなと。

実はこの災害訓練の中で、私どもはアマチュア無線クラブの可児の皆さんと親しくなることができ、そのアマチュア無線クラブの皆さんは、訓練の中で模擬でございますけれども、自主的にあっちこっち走っていただいて、模擬で情報提供をいただいているというのが今訓練の中の一実例なんですけれども、その話の拡大として、このスマートフォンを使ったアプリをもう少し市民レベルまでお願いすることができれば、より迅速な情報収集ができるなと。

まだまだ私どもも勉強段階、たしか私の記憶が正しければ、日本では千葉県の何市だったかがテスト的に今入れていると、実証試験中という程度だと思います。私どものほうも、本当にそれで真実性を確保しつつ、報道に値する情報を入手できるかというところはまだ自信がございません。仕組みができれば、ぜひその仕組みを可児市のほうにも、市の業務のために使っていただければありがたいなとも思っております。

委員長（山田喜弘君） ほかにございませんか。

委員（小川富貴君） 1つお尋ねさせてください。

経緯の中で今日のケーブルテレビ、例えば私の地域ですと、他社との競合の中で非常に優位な形でケーブルテレビって存在してきたと思うんですね。それは御存じだと思いますけれども、そういう経緯の中で、今回こういう枠組みが変わってくるようになったわけですけれども、今後も展開していくという立場にきちんと立った場合、他社の営業って、今私の地域でもすごいものがあります。毎日、本当に大勢の営業マンが歩き回っている状況は、多分御存じだと思います。

ニーズの把握ということをまずどういうふうに、今御説明された中の言葉の重複になるかもしれませんが、この地域、やっぱりまだ50%近くのものをお持ちなわけですから、この地域にサービスを還元するという意味で、この地域のニーズをどういうふうに把握されておられるのか、あるいはされていこうとされているのかは1点目で、経営、今度は営業ですね。

営業のコンセプトを、これにシンクロするかもしれませんが、どういうところにまず置かれているのか、お尋ねさせてください。

株式会社ケーブルテレビ可児代表取締役常務（西川勇司君） では、1つ目の件でございますけれども、住民ニーズの把握について、まず私どもがやらなければならない事業の中の大きいところは、コミュニティチャンネルだというふうに思っております。

営業ベース、皆様がどのような形で、例えばインターネットをやりたいと思ってみえるのか、テレビへの多チャンネル契約をしたいと思ってみえるのか、この点については残念ながら、私どもトレースをしておりません。

少なくとも、コミュニティチャンネルにつきましては、インターネットに御契約していただいている加入者の皆様というふうに限定ではございますけれども、各公民館単位に1名ずつモニターをお願いしております。このモニターにつきましては、事前に、いついつこういう番組を流します。それについて御意見をくださいという切り口もありますし、あえて黙っていて、この番組をやりましたが皆さんごらんいただけましたでしょうかというアンケートもいたします。もちろん、それだけにとどまらず、会社の経営全体について、皆さんのお気づきの点をお教えてくださいと、これはどこでもあるパターンなんですけれども、こんな形で、御嵩町も含めまして今24名のモニターのほうに、月に1回ずつアンケートをやって、具体的に今回うちがやったこの番組、例えば防災訓練の中継番組について、この点、この点、この点について皆様はどういったお考えをお持ちでしょうかということでアンケートをとりつつ、

全てが全てそれに變更して対応していくことは不可能でございますけれども、より住民の皆様が欲しいと思われる、同じ1つの番組を流すにも切り口を変えていくといいますが、そういった形で進めたいということで、そのモニター制度というのを活用させていただいております。少なくとも、同じ繰り返しですが、まずコミュニティチャンネルについてその中身を検証する仕組みというところをやっております。

それから、2つ目のほうの営業コンセプトでございますけれども、やはり私どもの営業マンが行きますと、お父さん、お母さんは地元のケーブルテレビがいいよねと。だけでも、そこへ子供さんが出てきて、やっぱり光でしょうと。

光に移られて、いろいろ2年とか3年縛りがございますよね。今、某光の事業者の縛りが終わった方々で、私どものほうに移っていただきますお客様が、新規契約が10件あるとしますと、ここへ来ましてその1割半から2割ぐらい、お帰りなさいお客様がふえてまいりました。大変ありがたいことだと思っております、そのサービス自身、どういった営業でコンセプトでやっていくかと、そういう面も必要ですけれども、やはり先ほど申し上げましたように、私どもは駆けつけ隊といいますが、御用聞き訪問といいますが、ケーブルテレビ、この地域にある企業だからやっていけるところを地道ではございますけれども伸ばして行って、少し大げさに言いますと、CTKファンを少しずつふやしていきたいというのが営業のコンセプトでやっております。

御質問に対して、済みません。回答が間違っただでしょうか。

委員（小川富貴君） ありがとうございます。

委員長（山田喜弘君） よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

委員（伊藤 壽君） 大変努力しておられるということで、3ページですね。

3ページに、ケーブルテレビの契約世帯数とインターネットの契約世帯数の推移がありますが、ここで平成22、23年をピークにずうっと減り続けておりますが、今後こうしたことに対するの対応ですね。どう力を入れていかれるかというようなところをお聞かせいただきたいと思えます。

株式会社ケーブルテレビ可児代表取締役常務（西川勇司君） とても難しい御質問をいただきました。

端的に申し上げて、大変お客様には失礼な言葉かもしれませんが、コミュニティチャンネルがなくても決して死なないというのが実態だと思います。なぜコミュニティチャンネルを申し上げたかということ、他業者と私どもの差別化を図るといというのは、先ほど言った地元にありますよ、地元の企業ですよというのが1点と、2つ目にはコミュニティチャンネルを流していること、この2つしかないというふうに思っております。

その大事な差別要件である、資産でありますコミュニティチャンネルが、それを見なくても自分の生命にかかわるようなことはまずないと。災害時は別かもしれませんがともという状況の中で、もともとテレビはケーブル、インターネットは他業者というお客様が、デジタル放送をするためにNTTほか通信事業者に放送免許を国が与えてしまったわけなんです

よね。NTTに飛騨の山奥まで光を持って行って、そこで放送をしてくれと。そんなものどこの企業だって嫌だと言いますよね。じゃあ東京のよくもうかるところ、名古屋のよくもうかるところでも商売してもいいよというところからちょっと構想が変わってきたわけなんですけれども、可児市のほうもやっぱり同じところで摩擦といいますか、競合が起きております。

でも先ほど申し上げたように、これに対してどう歯どめをつけていくのかというのは、やはりファンをふやして地元密着を全面に出して営業していく以外、今のところの手法としてはないなということと、それから今のサービスは、これも申し上げましたようにテレビとインターネットと固定電話、いわゆる他業者がやっていることと全く同じ内容でございますので、4つ目のサービス、地域が今後抱えてくるであろう問題点を、私どものほうが少しでもサービスとしてお助けできればということで、この4つ目が切り札かなというふうに考えております。

ただ、企業でございます。今、いろんな第4のサービスのものについては大学を初めとしてプランがあります。いわゆるアプリケーションはいろいろ出ておりますけれども、ビジネスモデルに乗っけることができるアプリケーションというのはまだなかなかないということでございまして、そのあたりも考えながら第4のサービスを検討しているということでございます。

大変失礼な申し上げ方ですし、先ほども申し上げましたが、やはり皆さんが地域にお住まいで、今は何も問題は起きていないと思います。決して可児市もすごい高齢化が進んでいるわけでも何でもなくて、ただこれから起きてくるであろう問題というものについては、やはり地元の方だから地元で感じられるというところがあると思います。大変口幅ったい言い方でございますけれども、そんなこと、感じられることがありましたらぜひともお助けいただいて、私どものほうに御指導いただければありがたいと思っております。

委員長（山田喜弘君） ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、以上をもって質疑を終わります。

続いて、報告事項2．FMラインウェーブ事業報告についてを議題とします。

本日は、FMラインウェーブの事業報告をしていただくため、先ほども御紹介させていただきましたが、FMラインウェーブ株式会社より取締役局長 加藤節夫さん、取締役 西川勇司さん、取締役 山下伸一郎さんに参考人として御出席をいただいております。

それでは、報告をお願いします。

FMラインウェーブ株式会社取締役局長（加藤節夫君） それでは、今御紹介がありました加藤と申します。私のほうから事業報告をさせていただきます。

お手元の御資料を見ていただいたとおりでございますけど、今の会社の状況をまずお話しさせていただきます。

当社は昨年、平成24年7月24日に開局いたしました。各位の皆様方、各自治体の方々に御

支援をいただき開局に至ったわけですが、また可児市を初め自治体の方と災害の協定を結ぶこともできて、我々としてはいざというときに役に立つことを指針に持って今進んでおります。

あと無償で今従事していただいております52名のパーソナリティーの方や、ゲスト出演していただいた皆様、多くの方々に御協力いただきまして事業展開を図ってきたわけですが、FMからの知名度アップのために鋭意努力をしてみましたが、創立年度であるゆえ、売上高にとっては大変厳しい状況であります。

今現在、アベノミクスという景気対策は行われていますけど、この地域は、私1年間ずっと回ってきたわけですが、非常にまだまだ厳しいお答えが返って、我々に反映してあるというのが現状でございます。

そういう中で、営業・事業を報告させていただきます。

CM、有料番組獲得件数が46件ありました。番組案内の広告枠として6社を獲得しました。また、知名度アップのために車用のシール、ポスター、パンフレット等を作成しました。

それと、県内のFM放送局4局で協議会を設立し、県の防災活動を目指し連携を図ることにいたしました。また、エリア内の3自治体と行政番組協議会等を開催し、今後の広報番組のあり方を模索いたしました。

それと美濃加茂市緊急雇用創出事業を受託しまして、美濃加茂市内にサテライト局を、運用を今しております。

続きまして、番組の制作・放送関係は、放送は1クール3カ月を基本構成としております。1日当たり、生番組が6時間、収録を2時間の編成において、ボランティアによるパーソナリティーとミキサーの方々、総勢52名の方を中心に運営してまいりました。

定例番組以外の制作は、自治体が行う水防・防災訓練等に参加し、緊急災害の想定訓練放送と、さきの台風のときの実況放送も対応させていただきました。

また、企画番組では、広陵中学校の被災地域向け協力金募集活動紹介支援放送とか、トキワ幼稚園での園児の将来の夢収録放送などを実施し、その他地域の頑張り屋さんなどの紹介を定例番組の中でとり行いました。

結果、事業成果としまして、CM獲得件数として、民間37件、官庁で9件ございました。それと、美濃加茂市緊急雇用創出事業の受託、これは来年の2月までの事業でございます。

売上高としまして768万1,000円でございます。当期純損失としまして2,858万2,000円となりました。

(2)の設備投資の状況としましては、当事業年度中の完成した主要設備としては、演奏所設備一式、スタジオA・B設備一式、これはケーブルテレビ可児社屋内に存在してございます。それと送信所設備一式、これは鳩吹山山頂につくってございます。

次のページへ行きまして、経営計画としまして、対処すべき課題、売り上げに関してどうしたらいいかということ議論しまして調整をとったものでございます。

今年度、平成25年度の営業計画としましては、基本方針としては、やはり知名度アップを

図るために、知名度アップとCM獲得の向上を図り、緊急雇用創出事業を完遂することを基本方針にいたしました。

の中で、知名度アップのためのFMからのPRを続投します。

企業、商店、団体などの一般CM獲得、営業手法の拡大を図ります。

各種団体や地域イベント等への番組の参画をいたします。

としまして、各自治体様と連携強化をさせていただきます。特に、災害時の情報においては力を入れていきたいと思っております。

美濃加茂市、御嵩町の緊急雇用対策の事業を完遂することを念頭にしております。

売上計画としまして8,100万円を計上して、そのうち緊急雇用においては5,460万円ございます。

利益計画は三角になりますけど277万2,000円に持って、これを何とかゼロ円に持っていきたいと思っております。

営業戦略は、美濃加茂市、御嵩町の緊急雇用創出事業の完遂でございまして、各自治体様、一般企業のCMの獲得営業、それと新しい手法で「ららサポクラブ」というマガジンを導入し収入増加を図ろうと思っております。また、イベント等への放送受託とイベント企画を営業してまいりまして、売上計画に目標を立てて達成したいと思っております。今頑張っているところです。

あと(2)の放送計画では、番組編成、制作関係では、編成計画の中では昨年と同様1クール3カ月単位でとり行っていきたいと思っております。

の番組内容としては、各自治体の広報番組でございます。

イベント放送、積極的な取り組みを行い、CM案件として活動を図りたいと思っております。

その他としては、昨年同様にして市民の放送として活動できるように取り計らいたいと思っております。

あと美濃加茂事業所においては、これはサテライト局でございますけど、「みのかもHOTスタジオ」といまして、ことしの4月5日に放送を開始しております。スタッフとしては、臨時社員でございますけど6名採用しております。放送としては、毎週金曜日の1時間、午後1時から午後2時の間でございます。放送内容としましては「みのかもっと!」というタイトルで、美濃加茂の地域の情報、それとゲスト出演などがございます。

あと御嵩事業所においても、サテライト局として「御嵩ミーモスタジオ」、これは7月24日に放送開始となりました。スタッフは2名でございます。もちろん1年間の臨時社員でございます。放送内容としては、各イベント中継を主に考えておりまして、定時番組の放送は今現在火曜日に毎週行っております。あと番組内容としては、地元開催のイベント等を実況する、あとは定時放送をするというような内容は同じでございます。

あとは参考資料として貸借対照表と損益をつけておりますから、御参考に見ていただければと思います。以上でございます。

委員長（山田喜弘君） 以上で報告は終わりました。どうもありがとうございました。

それでは、今の報告に対する質疑を行います。

委員（小川富貴君） オリンピックが来て、リニア中央新幹線が通る時代、その時代と全く関係ないところにあるわけではないんですけども、そういう時代背景にあってこの可児市のポジショニング。

それでいっぱいいいところがあると思うんです。可児のアイデンティティー、もともと可児に住んでいらっしゃる方って気がついてなくて、当たり前としてきているんですけども、外から来た人間とか、また戻ってきた人間にとって、ああこんなすばらしいんだと思うことってたくさんあるんですね。海外から来た人にとっても喜んでもらえるようなものもあるわけです。

もともといる人間が当たり前としてきてしまったものを見直すきっかけとか、要するに可児のアイデンティティーをもっと掘り下げて、気がついてもらうような番組ができたらしめいなって以前から思っていました。そして、ゲストを迎えるというような番組もあるようですけれども、今の朝のミヤカンの番組のおもしろさというものを参考にできるところがあるんじゃないかなというふうに思うんですね。ぜひ参考にして、クリエイティブなところの充実を図っていただきたいなあというふうに思います。

F Mラインウェーブ株式会社取締役局長（加藤節夫君） ありがとうございました。

実は、我々もそういった話はよく聞かせていただいております。そういったことで、ゲスト出演をできるだけ多く出して、その中には、この地区にはこんなものがありますよという言葉を出していただきたいというコンセプトを持っています。

それで我々自身も、こんなことがあったんだなあとか、やはり参考になることが非常に多くて、そういったことを皆さんがわかっていたらいいなあということは我々も目標として、我々自身がこの放送局をつくったのも、「音の駅」という通称名をつけておりますけど、できるだけ皆さんが集まっていた中でいろんなこんなことがあったよということをお話ししていただくことが地域のための一つの活性化なり、こんなことがあるのかという勉強にもなるし、そういったことを目して今後もやっていきたいと思っております。

まだまだ我々1年生ですから、なかなか行き届かない点がありますけど、一つ一つスキルアップをしながら皆さんに1つでも多く聞いていただければと思いますから、ひとつ皆さん御支援のほうよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

委員長（山田喜弘君） ほかに発言はございませんか。

委員（伊藤健二君） どうも、いつも御苦労さまです。

議会のほうは、議会報告会の関係で一度PR宣伝に参加させていただきまして、今後とも積極的に行くというふうに聞いていますので、またその節はよろしくお願いいたします。

一言お尋ねしたいのは、知名度とコマーシャルの獲得向上を図ってということで、これとても大切だと私も思います。

それで、この知名度がどの程度アップしているかというのを、つまりリスナーの増加がど

のように広がっていているかというのは、何か調査する手法とか方法はあるんでしょうかね。それを公的にこのようにやっているというのがあれば、簡潔で結構です。よろしくお願いします。

F Mラインウェーブ株式会社取締役局長（加藤節夫君） 実は、この夏にイベントがございました、これは御嵩町のイベントでしたけど、アンケート調査をとらせていただきました。

実は250通くらい手元に入りましたけど、その中の分析をしてみますと、パーセントでいきますと10%ぐらいが「FMらら」を何かの形で聞いていますよという話がありました。あと10%は知っているけど聞いていませんよ、あとの80%は知りませんというような結果でした。これが今の我々の実力でもあるかなと思いました。

これは10%という、放送業界の中ではすごい高い方な、1年生でというように思われるわけですけど、私どもがつくった理由というのは、災害時に何とか情報のツールの一つとして掲げられる放送局だと思っております。ですから、皆さんが本当に聞いていただく。50%以上聞いていただければまずというような気持ちであるわけですけど、1人でも多くの方が聞いていただく手段というのはなかなか難しいわけです。

それで、PRもなかなか体力の問題で打つことができません。今、可児市の広報の方々にできるだけ多く「FMらら」の文字を入れて76.8メガヘルツという言葉を出していただきたいと。何かあれば聞いていただきたいというようなことを今お願いしております。

また、皆さんが聞いていただく手法という、レベルというのはラジオ放送というのは大変難しいです。テレビ放送であれば、何かのチェック関係をかけてやります。ラジオというのは、どこでどういうふうに聞くかというレベルが非常に難しく、通常、ここら辺のところであれば車に乗られる方が多いでしょうから、多分車で聞かれる方が多いでしょう。恐らく二、三%は家で聞いているよという方は確実に見えました。ただ、それだけでは我々としても物足りないなと思っておりますけど、今後においてもできるだけイベントの中でそういったアンケートをとらせていただきたいと。

それともう1つ、昨今、我々ネット時代の配備が入りました。ウェブ上でラジオを聞くことができるようになりました。そうしますと、ウェブということはスマートフォンでも聞ける時代になったということです。我々はまだ、先ほど言ったように体力が少しいもんですから、そういうシステムを導入することができません。いざというときに、スマートフォンでラジオを聞く、またスマートフォンというのはパソコンと一緒にですから絵も見ることもできますね。こういった便利性が物すごく今はやってきておりますから、早い時点でこれを導入させていただきたいなあとはちょっと思っております。そういう中で、ネットということはアクセスすればカウントができます。そういったところから取り入れることができるんじゃないかな。じゃあ何件聞いているかなと、そういうこともあります。

あとはもう1つ、今ホームページをつくらせていただいております。今、実はホームページ上でアクセス数が毎日200件ぐらいございます。結構ふえました。ありがたい話で、こういったものが非常に、徐々にクローズアップ。その中にはサイマル放送というのを取り入れ

てございます。これは今現在、美濃加茂市の放送だけが入れておりません。これは著作権の費用を払わなきゃいかんわけです。こういった費用が我々としては今払えないというのが現実でして、こういった費用を本当に何とか工面したいなあと思っていますけど、今民間のCM獲得では非常に厳しい状態です。

我々は何のために放送局をつくったかということ、いま一度皆さんが本当に認識していただいて、必要であるということを知っていただければ、もうちょっと何かの支援をいただければと、申しわけないですけど、こんなところで申し上げる話じゃないかもわかりませんが、これが今の我々の切実な考えです。以上でございます。

委員（小川富貴君） ごめんなさい、とても蛇足なところになって申しわけないんですけど、今お聞きしていて、例えばパーソナリティー養成講座みたいなものを市が生涯学習の講座に組み入れてもらうとかいうのは、各公民館でやればかなりの人が参加できるわけですね。

そういう人たちの中で希望者に参加してもらうということも、広げていく大きな力になるんじゃないかなあというふうに考えました。

それから、中山道を外国の人が歩いていて、大黒屋に泊まってらっしゃるんですね。ああいう追跡調査を今おっしゃったウェブでもできるもんですから、やったらとてもいるんな情報が一遍に入ってくるし、広げることできると思うんです。

今、うちの息子たちがすごくおもしろがって見ているのは、全然お金のない男の子が突然どこかへ出ていくんです。これ、今どこどこを歩いている。そうすると、誰かが出てきてお金をくれて、こういう人が来てお金を今ここでくれた。要するにリアルタイムで、今どここの店でまんじゅうを1個もらったとかいうものを、若い人たちはすごく喜んで、結構私の子供の友人たちもそれを楽しんで、リアルタイムで、今どこにいるんだろうみたいなことをやっているんです。

企画力だと思うんです、さっきもお話ししたように、やっぱりクリエイティビティーを常に議論の中に入れて持っていくから余分なお金を支払わなくても済む、そういった地元ならではの企画力をぜひ生かした、おもしろい番組をつくっていただきたいと思います。

「FMらら」というネーミングもいいんですけども、おっしゃったようにいざというときに役立ちたかったら「FMらら」より「FMいざ」のほうがいいんじゃないかなあと思ったんですけど、以上です。

FMラインウェーブ株式会社取締役局長（加藤節夫君） ありがとうございます。

本当そのとおりだと、小川委員の言われたとおりだと思っています。今の世の中、本当に便利になりました。こういったものを取り入れることによって、ラジオはアナログでございますけど非常に先進的な考えになるんじゃないかなと思っています。

我々自身も、先ほど言いましたように体力のある限りのことは今やらせていただいております。また、スタッフも今本社で5名しかおりません。この機材を構って今50名のパーソナリティー、ミキサーの人たちを管理するために手いっぱいでございます。それで、営業回りをせよというのは、私とミキサーの2名おるんですけど、それが常時やっているならいいん

ですけど、やっぱり我々も事務仕事があって、これを集めているんなことをやっているの外へ出ていく時間が本当にありません。代理店制度というのもつくりました。だけど御応募というのがありません。非常に残念です。

それで「FMらら」というかFM放送は必要だと、さきの震災でも必要だということはわかっておりましたし、皆さんもよくわかっておられますけど、非常にそういう認識がまだまだ何か乏しいなあと僕は感じております。

ただ我々自身も民間でございますから、何とか民間で稼ぎたいというのは当然ながら承知しておりますけど、こういう中で実はこの近辺の中で岐阜放送が何か最近では危ないという話も聞いております。大手でも本当に危ないような話を聞いています。そういったことが現実であって、今全国で270局、我々みたいなところがあります。これが随分下がって、また震災があって上がってきたわけですけど、これはどうしても必要であるから上がってきたと思います。

ただ、総務省の免許を与える方々からのお話を聞きますと、あなた方民間では食べていけませんよということをはっきり言われました。そのために、行政と一緒にやらないとこの放送局は成り立ちませんという話も伺っています。非常に難しい話でございますけど、こういう認識部分が非常に、ちょっと正直な話、皆さんのこの地域はまだまだかなあと、僕ははっきり申しますが、残念ながら、我々はやれる限度は今やっています。ですから、新しいシステムを入れたいなという一歩前ですけど、その入れたい先にお金がかかるという話でございます。どっちへどうしたら、そのやる体力があればいいですけどということなんです。

済みません、余分なことを言いましたけど、そんなことで今後も頑張っていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

委員長（山田喜弘君） ほかに御発言はありますか。

副委員長（板津博之君） 私もいつも車に乗れば76.8メガヘルツ、車にはステッカーもつけさせていただいて聞かせてもらっているんですが、先ほど局長がおっしゃられたネットでの、これ言っているかわからないですが、「radiko」というシステムですけれども、やっぱりそれももちろんお金がかかることですので、これだけスマートフォンが普及して、もう今、ドコモも今度iPhoneを発売されたということで、これでさらにまたスマートフォンの普及率が高くなるという時代の中で、ぜひまたそれは検討をしていただきたいなというふうに思っております。

1点だけ、「ららサポクラブ」というのはもう既にあるものなのか、これから始められるものか。また、どういったものでどこで手に入るのかということをご教示いただければと思います。

FMラインウェーブ株式会社取締役局長（加藤節夫君） 「ららサポ」というのは、ここにも少し冊子がございますけど、実はこの9月、これからとり行うものでございます。先ほど言ったりリスナーの関係の方々の御要望も大変来ようになっておりますけど、実はリスナー

の方々に我々も還元することを何か考えたいなと思ったやさきでございます。

あともう1つは、我々、番組表というのはつくりたいと思っております、番組を違う形で出しておりますけど、せっかくこういう冊子にしますから、冊子にはお客さんのこういうPRも載せてあげたらいいのかな。載せてあげる中でも、この載せる人たちにも協力を何かしなきゃいけないな。そうしますと、そういう協力店というお店屋さん、何か「FMらら」を聞いたよということで特典が出せるような、またその協力店においても逆に我々が何か提供してあげなきゃ、そういう三角関係のシステムをつくったのがこの「ららサポ」というものでございます。

それで、これからどうして運営をしようかということで、今一生懸命研究しながら、また、ある地区でもう二、三やっておられる放送局がございまして、成功しておみえになるところもでございます。この地区が成功するかしないかというのは、非常に難しいところはあるかもわかりませんが、ただ我々の営業のスタイルの中に、先ほどもちょっとあるように、工夫したらという話もございました。そういった中の一つだと僕は思っております。

こういったことが一つ反映して、この「FMらら」のサポーターになっていただきたい。またこれはネット上で簡易に、簡単にできるようなシステムでございます。また、そのシステムの会員の方が、そこにマークが出たなら、それをお店に見せれば、この人は会員の人ですなということであれば何かサービスが出ると、そんな仕組みでございまして、これからこれを何とか力を入れて売上貢献にも持っていきたい。また、この地区に広報活動にも役に立つだろうし、また番組提供にも役に立つかなと思っております。

ですから、今いろんな知恵が少しずつ入ってきておまして、我々自身も冊子を出すというものにはたけておりません。ですから外部委託をしながら、どうしてもそういう方々の意見を聞きながらやるわけですけど、その中でもいろんな意見がありまして、非常に今精査するところが大変でございます。早いうちに、とにかく皆さんにアピールできるように今手を打っておりますから、いま一度お待ちいただきたいと思っております。以上でございます。

委員（酒井正司君） 私もステッカーをつけておりますけれども、なかなか一般には、御案内のように厳しいかなあと。特に、この事業成果を見ますと非常に厳しい数字があるのが見えてきて、非常に心配をしております。

特に、災害時に機能しないと、本当に私どもの期待した目的の一つでございますので、何とかこの数字が固定するような方策を、いろいろ今出ていますが、ちょっと内向きな質問でございますけれども、CTKと特に災害時、「FMらら」だけだと当然機動力がございませんね。そういう意味で、災害時に限らずですが、何かコラボといいますかお互いにやって、経費節減であるとか、当然どっちかにおんぶするという形は独立企業ですからあり得んことですが、分担してやるとか、そういう総合的な協力関係というような何か課題であるとか、現状やっていらっしゃることがあれば教えてください。

FMラインウェブ株式会社取締役局長（加藤節夫君） 先ほど、山下取締役のほうからも報告があったように、昨年度からCTKとうちのFMラジオ、コラボで訓練もやっております。

す。また、実際の実況放送もさせていただいております。

実は、我々自身、本社の中で5名と先ほども言いましたけど、駆けつける。もしいざというときに、夜中であつたら、いろいろな問題が起きます。来れない場合もあります。そういったものは困りますから、CTKと我々が手を組みながら、それは人の人海戦術もございませし、また乗り入れもお互いにできるような形は今訓練しつつあります。

そういったことで、これからはどうしても情報のツールというのはテレビでもあり、ラジオあり、ネットでもありという世の中でございます。そうした中の一つだと僕は思っておりまして、できるだけ多く実況も交えながら、これもコラボでやりながら、それはふだんこういう放送の中で取り入れていかないと、いざというときできないんです。ですから、今後もできるだけ番組の中でラジオでテレビが何か同じようなことをやっているなあとか、逆にテレビがラジオのことを放送しているなあとか、そんなようなお互いに乗り入れをしながら進めていって、いざというときに両方で手を組んでお流しすることを今いろいろ模索しながら、実際には訓練もして、実際にまた実況もして、今少しずつですけどやっております。

ですから、皆さん御安心していただけるようになればと思って目指しておりますから、ひとつよろしく願いいたします。以上です。

委員長（山田喜弘君） ほかに発言はありませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、以上をもって質疑を終わります。

参考人の皆さんには、長時間まことにありがとうございました。

ここで、委員の皆さんにお諮りしたいと思います。

請願第3号について、今参考人の方が既に来庁されました。そこで、議事進行として、次に請願第3号 消費税増税中止を政府に求める請願書について、これを繰り上げて協議題としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

わかりました。

では、ただいまより10分間休憩とします。その後に、請願第3号を行いますのでよろしく願いします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時32分

委員長（山田喜弘君） では、休憩前に引き続き委員会を再開します。

請願第3号 消費税増税中止を政府に求める請願書について議題といたします。

本日は、9月4日開催の総務企画委員会で承認をいただいたとおり、請願審査のために請願者の陶都民主商工会副会長 大江金男さんに参考人として御出席をいただきました。

この際、参考人の方に一言御挨拶申し上げます。

本日は、本委員会のために御出席をいただきありがとうございます。忌憚のない御意見を

述べていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。また、御意見を述べていただいた後、委員より質疑をさせていただきますので、お答えをいただけますようお願いいたします。

なお、念のために申し上げますが、参考人の方は委員長の許可を得て発言されるようお願いいたします。また、参考人の方は委員に対し質疑することはできないこととなっておりますので、御了承願います。

では、事務局に請願の朗読をさせます。

議会事務局書記（熊澤秀彦君）では、事務局のほうから請願書の朗読をさせていただきます。

消費税増税中止を政府に求める請願書。

2013年8月26日、可児市議会議長 川上文浩殿。

土岐市土岐津町土岐口1235番地の2、陶都民主商工会会長 酒井浩様、副会長 大江金男様、支部長代行 難波精爾様、紹介議員は富田牧子議員、伊藤健二議員でございます。

請願趣旨。

2012年8月に消費税関連法案が成立し、政府は消費税率を2014年4月から8%に、2015年10月から10%に引き上げるとしています。

長引くデフレ経済のもと、地域経済を支えている中小企業者にとって、消費税の増税は死活問題です。

かつて3%から5%に消費税率が引き上げられた際は一気に景気が後退し、仕事がなくなってしまいました。追い打ちをかけるように価格崩壊にも陥りました。

2年前の8月から9月に実施された日本商工会議所など4団体の調査では、売上高1,000万円から1,500万円の事業者の6割以上が、消費税を転嫁できていない実態が浮き彫りになっています。

また、昨年7月の民間調査会社による「消費税引き上げに対する企業の意識調査」では、67.1%が「税率引き上げが企業の業績に「悪影響」」と回答し、86.1%が「国内消費が「縮小する」」と答えています。

中小企業は消費税の価格への転嫁が困難で、身銭を切って消費税の負担をしています。

消費税率が引き上げられれば、負担に耐え切れない業者の廃業や倒産は必至です。

消費税は赤ちゃんからお年寄りまで、収入の有無・多少にかかわらず負担しなければならず、所得の低い人ほど負担が重い不公平な税金です。深刻な社会問題となっている格差と貧困を一層広げることになります。

私たちは「生活費には税金をかけない」、「負担能力に応じて課税する」という応能負担という税制の原則に立ち返り、所得を社会的に再分配する機能を強めるべきと考えます。

また、消費税が10%になれば1世帯平均で年間17万円も負担がふえると試算されています。さらに、GDPは6.5兆円押し下げられるという試算もあり、一層の消費不況とデフレが深刻化し、税収も減少しさらなる財政悪化は避けられません。

今回の消費税増税は市民生活、中小企業の営業と暮らし、地方経済・日本経済にとっても中止すべきと考えます。

住民の暮らしや地方経済を守る貴議会として、この趣旨を御理解いただき、地方自治法第99条の規定により、政府に意見書の提出をしていただくことを請願します。

請願項目。

消費税増税中止を求める意見書を採択し、政府に意見書を提出していただくこと。

以上でございます。

委員長（山田喜弘君） それでは、参考人の方の御意見を伺います。

大江さん、よろしく申し上げます。

陶都民主商工会副会長（大江金男君） きょうは、貴重なお時間の中で参考人としてお呼びいただき、心からお礼を申し上げたいと思います。委員長初め委員の皆さん方にお礼を申し上げますとともに、慎重な御審議をお願いしたいというふうをお願いいたします。

さて、消費税増税中止を政府に求める請願書ということで提出させていただきました。ここにも書いてありますように、平成9年だったと思いますが、消費税が3%から5%に引き上げられました。そのときの私たち中小業者は、本当に死活問題ということで、たくさん倒産も出ましたし、廃業ということも出ました。

それ以後、消費税が引き上げられて景気がよくなったかといいますと、逆に景気はどんどん後退しております。さらに、消費税というのは我々中小業者にとってみれば、よく政府は、消費税は皆様からお預かりした預かり金だというふうに言われておりますが、実はそうではないんですね。要するに、今内税ですからよくわかると思いますが、価格の一部なんだという考え方です。これは経済学者等々が皆認めておるところですけれども、つまりどういうことかという、消費税が上がる。そうしますと必ず単価の切り下げ、特に中小業者にとりましては単価の切り下げというのが起こります。

例えば、過去には消費税が3%から5%に上がった場合、今度の場合ですと5%から8%に引き上げられるということになるわけですが、もう既に単価の切り下げは始まっておるんですね。それは例えば今回の3%の引き上げではなくて、それ以上に5%、要するに消費税の10%引き上げの再来年の10月以降に引き上げられるというのを見込んで、既に5%以上の単価の切り下げが始まっております。

私も保険の代理店です。したがって、手数料というのが収入源になるわけですが、これも既におおよそ10%ぐらいの切り下げを保険会社は目指しながら代理店の手数を削っていくということに、もう既に始まっておりますね。

そうしますと、やはり転・廃業をせざるを得なくなる業者がたくさん出てきてきます。特に、小売業に至りましては、一番困るのは消費が減るということですね。経済というのは、消費があって初めて成り立っていると。要するに、物の売り買いで経済は成り立っておるといことになるわけですが、その消費が減れば当然、経済つまり景気は落ち込むわけですね。経済というのは、いわゆる済はお金ですね。経というのは道です。道が閉ざされるわけす

ね、お金の道が閉ざされていくと。

要するに、例えば所得の多寡にかかわらず消費税がかけられるわけですが、その際に所得の多い方は、例えば所得が5,000万円ある方は、実際に消費に回るのは恐らく1,000万円、あるいはもう少し多いかと思えます。あと残りは貯蓄だとか、あるいは投資に回ってしまいます。ということは、お金が流れないわけですね。実際に流れるのは、いわゆる1,000万円ないしそれよりもう少し多いという形になります。

ところが、所得が200万円の方はほとんど消費です。貯蓄できる余裕はありませんから、ほとんど消費です。ということは、いわゆる所得に占める割合は当然高くなるわけですね。消費の割合が高くなる。これがいわゆる消費税が所得の低い人ほど負担が重いと、まあ当然のことだというふうに思えます。

本来、税金というのは、所得の高い人は高く、それで所得の低い人には低くという、いわゆる累進課税という言葉があるのは御存じだと思いますけれども、本来は累進課税でいくべきだと。今、所得税は累進課税で行っております。ところが、消費税というのは全く、請願書にも書いてありますように所得のあるなしにかかわらず、あるいは大小にかかわらず全ての人にかかってくるということで、非常に不公平な税金だということが言えるんじゃないかと思えます。

それで、先ほどもお話ししましたように、平成9年のときに消費税が引き上げられて、それ以後の経済が大変停滞しておる、あるいはデフレに陥っているというふうに述べましたけれども、数字でちょっと見てみたいと思えます。

これは中小業者だけではありませんけれども、サラリーマンの所得を「民間給与実態統計調査結果」というのが国税庁から出されております。これで見ますと、平成9年はサラリーマンの平均年収は467万円です。それが平成23年度では409万円というふうになっています。ですから、約60万円所得が下がっておるんですね、平均給与は。

これだけ下がっておるというのは、逆に言うを使うお金が減っておるということになるわけです。使うお金が減れば、当然お金の流れが悪くなるわけですから、中小業者の物を製造するにしても売るにしても、あるいは流通にしても、ほとんどが中小業者が支えておるわけです。

日本の企業というのは、ほとんどがピラミッドと言われているですね。一番上が資本金何百億円というような大企業がありますが、実際に支えておるのはこの一番下の部分です。実は雇用もほとんど大半がここで雇用されておるわけですね。この底辺の部分に一番打撃を受けるというのが、給与の問題で、サラリーマンの給与が下がる、消費が減る、製造ができなくなる。要はつくっても売れないわけですから、製造は減る。売れないわけですから、小売業も減る。売り上げが下がるということの悪循環で、給与が下がることによって中小業者に大きな打撃を受けることになると。

一方大企業は、特に輸出に関連した大企業というのは、輸出戻し税というのがあります。消費税というのはあくまでも国内で消費して消費税が発生します。ところが、輸出をします

とこれまで順次下請から順番に物を生産して、つくって製品にして輸出をします。そうしますと、そこでずうっと積み重ねられた消費税の分が、最終的に輸出をした企業に全部戻される形になるわけですね。これが輸出戻し税です。

ですから、順番に下へ今度はおろしていってくれればいいんですけども、消費税の輸出した分を戻していってくれればいいんですが、国内生産、国内消費で行われたものは戻されません。したがって、一部の大企業、要するに輸出をしておる大企業については、実は打ち出の小づちのようにどんどん消費税が上がれば上がるほどもうかる仕組みになっております。

ところが、中小零細企業あるいは中小企業、あるいは国民の大多数は負担だけがふえていくということになるんじゃないかというふうに思います。

過去15年間で見てみますと、ちょうど消費税が3%から5%に引き上げられた平成9年以降ですね、約15年たっておるわけですが、正社員が660万人減少しました。非正規社員は850万人ふえました。非正規社員の給与は、フルタイムで働いても40歳平均で月額20万円弱なんです。年収200万円以下は給与所得者全体の4分の1を超えて1,270万人、300万円以下は給与所得者全体で言えば約4割に当たります1,840万人、生活保護受給者は2011年8月時点で206万人、過去最多というふうになっております。

来年の4月から引き上げが行われるかどうかというのを、10月に経済の景気動向を判断して実施するかどうか決めると、10月の初めにも決めるということになっておりました。安倍総理大臣は、最初は慎重論をとっておったようですけども、盛んに最近では引き上げる方向で動いておるようです。

我々から見ると、今本当に景気がよくなっておるのかどうか、景気動向がどうなのかということ考えた場合に、決して景気がよくなっておるという実態や実感はありません。特に、浜田さんという内閣官房参与の方が、先日、産経新聞グループの経済専門誌「フジサンケイビジネスアイ」がアメリカの金融情報を大手のブルームバーグと提携して5周年を迎えたのを記念して、4月におっしゃった言葉があります。税率を引き上げても、景気が減速して歳入面ではマイナスになるということで、来年の4月からは引き上げるべきではないというふうにおっしゃっております。

予定どおりの実施に慎重な理由として、4月から6月期の実質GDP（国内総生産）で、特に設備投資ですね。景気を判断する手法の中にいわゆる設備投資というのも上げられるわけですが、その設備投資が前期比0.1%減、明らかに後退しておるといことなんですね。そういうことから見ると、企業が設備投資もできないような状況の中で、果たして景気がよくなっておるのかという点から見れば、決してそうではないと。株価が一時的に上がったとしても、それは庶民にとっては全く無関係の話です。

そういう意味から、消費税の引き上げに賛成の人も実はこの来年の4月からの引き上げには慎重な方が非常にふえておられると。新聞やテレビを見ましても、この前まで消費税引き上げを叫んでおった人が、非常に慎重な発言をするようになってきている。これはやっぱり将来の経済を見据えて、当然今やるべきではないと。林先生じゃないですが、今でしょでは

ないんだというふうに思います。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

委員長（山田喜弘君） 紹介議員である伊藤健二委員がお見えになりますので、御意見があれば発言をお願いします。

それでは参考人の方に対する質疑を行います。

質疑のある方は発言をお願いします。

委員（伊藤健二君） 紹介議員でもあります伊藤健二でございます。きょうは御出席ありがとうございます。

今、何点かにわたって消費税そのものが中小事業者にとっては死活問題になっているという現状であるとか、雇用との関係、特に一般庶民の勤労者の中で、この消費税というものがどういう位置にあるか。そしてまた雇用の現状の中で年収が大変下がってきている、所得が減ってきているということが具体的な数字で、ちょっと期間まではメモし切れませんでした。今58万円相当の年収の引き下がりがある。だから、所得が減って使えるお金が小さくなればなるほど消費が減って行って、文字どおり消費税そのものが消費が萎縮することによって、日本経済そのものが立ち行かなくなる。そうした側面がますます明らかになってきている現状にあるということが今御指摘あったかと思えます。

そしてまた、最後のほうでは、今、本当に引き上げる時期じゃないんだと。これから4月にやれという声と、やると大変なことになるよということ、消費税が必要だと考える方の中にも、先ほどの例でいきますと内閣官房参与の浜田さんの御発言かと思えますが、御指摘があったところであります。

そういう状況の中で、改めて幾つか、3点ほどお尋ねをいたします。

一問一答式で先に答えていただければと思いますが、それでよろしいですね。

では、第1点目です。私は紹介議員として、この8月下旬の時点で陶都民主商工会からこうした請願文書をいただきました。安倍内閣は、景気が回復しつつあるというふうに評価をしまして、無理やり評価をしてと言わざるを得ないわけですが、増税を来年4月、予定どおり実施をしていきたいと、総理大臣は腹をくくったというふうな報道がされ、先ほどのお話でも、10月初めの最終景気判断をもってゴーサインを出そうということのようであります。

つい先ほど、この現在の委員会の前に地域の放送事業者の方が別の件で報告をいただきましたが、その御発言の中でも、この可児地域、いろんな事情で回っているけれども、世の中アベノミクスで景気回復に向かっていると聞くけれども、この地域ではそういった実感はなかなかない、大変経営的には厳しい事態が続いているということの趣旨で御発言がございました。この地域という意味での御発言だったので、大変印象深く受けとめております。

私がお聞きしたいというのは、中小事業者の皆さんが、大江さんの場合であればこの可児・加茂地域で御活躍かと思えますし、県レベルでも御活躍かもしれません。この地域での実感する景気というのはどうでしょうか。この点について、簡単で結構ですが、御紹介いただきたいと思えます。

陶都民主商工会副会長（大江金男君） いろいろと御質問をいただきましたが、この可児・加茂地域はもう既に皆さん御存じのように、特に隣的美濃加茂市において、古くは日立、あるいは最近ではソニーなど、いわゆる大企業の出先工場といったものが閉鎖されて、大変厳しい状況にあります。それから可児市内の事業所においても、輸出を行っておるような企業はほとんどありません。ほとんどが下請企業です。そういうことからいって、どんどん苦しめられて厳しい状況にあると言って過言ではないんじゃないかと。

アベノミクスという言葉がありますが、どこか遠い国の話であって、少なくともこの可児・加茂の地域で感じた、あるいはそういうお話をされた方の耳にしたことは、残念ながらありません。むしろ、この地域では景気はもっと後退しておると。全国的に見てももっと後退しておるといふふうに思います。

委員（伊藤健二君） ありがとうございます。

そういう状況の中で、政府のほうとしては、内閣としては来年4月で8%に増税をしようと。現在の5%を3%足して8%にするというのは、増税の規模、負担の影響度合いとしては、8兆円の規模に上ると言われています。再来年、2015年10月にはさらに10%へ増税をすると。そうなりますと、国民全体では13.5兆円、大変な規模の、言ってみればとんでもない規模の負担増が庶民の生活、肩に覆いかぶさるといふ状況でございます。

こうした大増税、消費税は先ほど参考人の御紹介がありましたように、所得が低い人ほど、低所得者ほど負担が重くなるという、いわゆる逆進性の強い、言うなれば最悪の大衆課税だと私は思います。ですから、別名何人にも括弧つき平等に襲いかかるわけですから、物を買えば5%、サービスを受ければ5%の消費税がかかっているわけですから、文字どおり担税力のない一般庶民でも税金を払っていかなければいけないという形で、まさに福祉の破壊税とも呼ばれています。事業者には、先ほど御紹介があったとおり、まさに営業破壊税であると思います。

そうした点で、暮らしにも経済にも致命的な打撃を与えているわけですが、増税が実施されれば、この市内だけとは言い切れませんけれども、この地域の事業者、ただでさえ全国水準より大変な事態になっていると言われていています。建築不況なんかもずうっと北のほうからおりてきまして、可児市は住宅リフォーム助成金によって一部息をつないで頑張っている事業者もおられますけれども、本当に大変な事態になるんじゃないかと予想されます。

この点、増税が仮に8%に引き上げられるということになれば、この地域の事業者の皆さんにどういう事態になるか。先ほど既に答えておみえになるというふうにも言えんことはないんですが、改めてその点に、影響という問題について何か言っていただけることがあればお願いいたします。

陶都民主商工会副会長（大江金男君） この地域で消費税が引き上げられれば影響がどうあるかということだと思っんですけれども、その前に、先日12日に民間調査会社の帝国データバンクが発表した消費税引き上げに対する企業の意識調査、こういうものが発表されており

ます。消費税が引き上げられた場合、どう影響しますかということなんですが、小売業の80.5%が業績に悪影響を及ぼすと、こういう回答が出ております。じゃあ、小売業だけかという、そうではありません。建設業では56.9%、あるいは製造業でも53.5%というふうに、大半の企業が、これは全国的にですけれども、影響を受けるという回答がなされております。

この地域で見えますと、全く明るい兆しというのは逆にはないわけです。いろいろ行政のほうでも御努力をいただいておりますけれども、残念ながらこの地域で業績を伸ばせるような産業は今のところ出てきておりません。地域経済というふうに見た場合に、中小事業、我々末端の中小零細営業者だけじゃなくて、市内にある中小企業の、ほとんどが中小事業者ですのでね、一部を除いて、そういったところには非常に大きな影響が出ると。

末端の中小零細業者というのは、ほとんどその打撃がさらに大きいと。場合によっては営業をやめざるを得ないと。じゃあ、営業をやめてどうするかということですが、借金だけ残るんで、営業をやめることすらできないわけですね。最終的には、枝ぶりのいい枝を探して歩くよりしょうがないと。現実には消費税が5%に引き上げられて以降、我々の仲間の中にも自殺者が何人も出ております。この地域でも実はありました。可児市内でも自殺者が出ております。当然営業不振という形で、資金繰りが回らない。売り上げが不振ということで、何人か、みずから命を絶たれた方もお見えになるわけです。一家離散、あるいは行方不明というのも我々の仲間にも何人もお見えになります。当然、その当時よりもさらに現在の状況というのは悪いと思うんですね。ですから、もっともっとそういう方がふえてくるんじゃないかということが懸念されると思います。以上です。

委員（伊藤健二君） ありがとうございます。

最後に3点目、今安倍内閣が8兆円増税に向けて、そのために5兆円規模で経済対策なるものを具体化しようと、今担当大臣に指示をしたというようなことも報道されております。中身としては、ゼネコン向けの公共事業の追加、投資減税などの法人税の減税等でございます。甘利大臣は、大企業に中盤振る舞いと、大盤振る舞いならぬ中盤だという話をして、言葉がどうかということで話題を振りまいておりますが、そうした追加策、追加したそのツケですね、5兆円規模の経済対策のツケは、結局それ自体は国民にかぶってくるものであります。増税分は社会保障に全額回すという約束のもとで、もともと消費税増税は社会保障をよくするために使うんだと言っていましたけれども、結局8兆円増税するために、今度は5兆円のばらまきを行うというわけでありまして、全然話が破綻をしていると私は思います。

こうした今の安倍内閣の増税方針が実行されると、本当に中小事業者や、その事業者が加入する国民健康保険医療等、社会保障の各分野で影響がどう出てくるか、参考人に全ての影響を論じさせよということじゃありませんので、とりわけ中小事業者の皆さんは国民健康保険等にも加入されている方が多いと思いますし、一つの例として出しましたが、こうした経済対策は還元格差という言葉があるとおり、一部の大企業や大手のところには還元される、利益がもたらされる。しかし、大半のそういう対象から外された一般中小事業者は、残念ながら増税で負担増を強いられ、そしてその返ってくる、還元する恩恵についても、輸出戻し税

部分についても享受することができないと。本当にひどい話だなというふうに思うんですが、こうした経済対策、中小事業者にお役に立つというふうにお考えでしょうか、どうでしょうか。

陶都民主商工会副会長（大江金男君） 今おっしゃったのは、いわゆる安倍内閣が4月に8兆円の消費税増税をもくろむために、5兆円の財政支出をするということですがけれども、そもそも財政支出をしようということ自体が本末転倒だと。というのは、まず経済対策ということで5兆円の追加を持ち出したものですね。つまり、景気がよくなっていないから、景気をよくするためにやろうということですから、景気がよくなっていないということ政府が認めておるようなものじゃないですか、5兆円の経済対策というのは。ですから、まず経済状況の立て直しが先決だということ政府自体が認めておる。

本来、消費税を上げるより先に、やはり消費刺激をするべきではなかろうかと。要するに経済を立て直すのが先なんだというふうに思います。というのは、今やれば、当然犠牲者は必ず出てくるわけです。それよりも、今やるべきことは、経済対策、景気を刺激することではなかろうか、消費税を上げることではないんだと。

今やるべきことは景気を刺激することだということで申し上げたわけですが、GDPとの関係で見ますと、GDPが1%上がると、4兆円の経済効果があるわけですね。経済効果というよりも、4兆円上がるという形になると思います。税収をふやすというのは、消費税が上げられてから、日本の税収はふえたんでしょうかという見方をしたいと思いますけれども、実は日本の国家の税収は、残念ながら平成7年度以降落ちておりません。消費税を上げましたよね。ですから、そのまま連動して上がっていくのが通常ですが、逆に経済が落ち込んだために、所得税とか法人税とか、法人税の優遇措置をとったり、あるいは大金持ちや、あるいは法人税の税率の引き下げをしたということもありましたので、逆に税金は上がったけれども、国民の負担はふえたけれども、国家の税収は逆にマイナスでずっと推移してきておるといふことだと思います。ですから、今経済対策と称して5兆円の、これは先に5兆円の経済対策ありきではなくて、消費税8%に上げるための、言ってみれば還元だということなんですけれども、消費税を引き上げる前に本来は景気刺激策をもっともっと大胆に行うべきではなかろうかというふうに思うわけです。

それも、一部の土建業が潤うだけの経済対策ではなくて、もっと幅広い、特に介護の関係であるとか、医療の関係であるとか、人の雇用につながるような、あるいは所得がふえるような財政出動をすべきではなかろうかと。

経済がよくなれば、当然税収はふえてくるんですね。先ほどGDPの話をしましたけれども、GDPがふえれば、当然それに連動して国家の税収も上がっていきます。国の税収だけじゃありませんよね、地方税収、可児市の税収も上がっていきます。ですから、経済をいかに立て直すかというのが一番の今やるべきことではなかろうかというふうに思います。

委員長（山田喜弘君） ほかの委員の方、質疑ありませんでしょうか。

委員（小川富貴君） こんにちは。ありがとうございます。

1点だけ、御意見をお聞かせください。

GDPで見ますと、多分7月期だったと思うんですが、3.5%増という数字を政府が出していると思うんですが、これについての御見解を、簡単で結構ですから、お聞かせください。陶都民主商工会副会長（大江金男君） 3.5%増ということなんですけれども、要するに税収につながるかどうかという問題が一番の大きな問題ですね。GDPの中にいろんな指標があるわけなんですけれども、国内総生産という言葉になるわけなんですけれども、その中には株式も当然入ってきます。株式の上下ですね。これは、一見お金がふえるというふうに見るわけですが、株価が上がれば資産がふえたというふうに見るわけなんですけれども、実質のGDP、つまりそういった金融の問題だけではなしに、本当の生産高、そういったものを指標にしていくと、ただ単に表面的なGDPがふえただけでは税収にはつながらないんだと。

ただ、企業の業績は、一つには株保有もありますので、当然赤字から黒字に転じるということがありますから、全く無関係ではありませんけれども、今回のGDPの伸びの主要なものは株価に反映されておるだけであって、残念ながら実質的な製造、流通、あるいは売り上げということに連動していないのが、残念ながら数字ではあらわれていない部分ではないかというふうに思っております。

副委員長（板津博之君） 本日は参考人として来ていただきましてありがとうございます。

1点だけ、増税自体はされたほうがいいと思いますか、この先、いずれということ言えば。

陶都民主商工会副会長（大江金男君） 今の状況では、すべきではないというふうに思っております。というのは、いろいろ調べてきておるんですけれども、あるアメリカの経済学者が、過去15年間の、特にEU諸国ですけれども、EU諸国における増税と経済の関係、景気の関係、こういったものを調査した結果、増税をしたことによって経済はよくならなかったというのが大体60%以上を占めておるということだったと思います。正確な数字については後ほどお答えを文書で提出したいと思っておりますけれども、そういう結果が見えておるわけですが、将来的な増税というのは別にしまして、ここ当分はすべきではないだろうと。

まして増税を、僕は絶対増税すべきでないというふうには思いません。なぜかという、既に減税をされた、ちょうど消費税を引き上げるときに減税された部分があります。これは我々庶民に減税されたわけではありません。法人税の減税、約10%ほど下げられております。それから大金持ちの減税、これは20%も下げられております。さらに、相続税、これも10%ほど下げられております。最高税率がですけれどもね。全体の最高税率が下げられております。今これを、逆に戻す、戻すということは増税になるかと思っておりますが、戻せば、60兆円ほどのお金が浮いてくるのではないかというふうに試算されておるようです。

ですから、今、消費税ではなしに、増税するならばそっちだというふうに思います。

委員長（山田喜弘君） ほかにございませんか。

委員（伊藤 壽君） 今の板津副委員長の質問に関連してですが、この請願の趣旨は、消費税増税中止を求める意見書ということになっておりますが、今言われた、今の状況ではすべ

きではないという中止というふうにとってよろしいわけですか。

陶都民主商工会副会長（大江金男君） はい、結構です。

委員長（山田喜弘君） ほかにございませんか。

委員（酒井正司君） 今の関連でございますが、今やるべきではない。ということは、いずれはやむを得ないかなというお考えなのかどうかということなんです。確かに消費税という性格上、逆進性であるとか、弱者への配慮が必要とか、いろんな問題点を抱えておりますが、政府が言うところによれば、まさに社会保障費の増大、100兆円を上回るような数字をいかにこれを将来担保していくんだということと、もう1つは国債の発行済額が余りにも大き過ぎて、将来的な国際信用にかかわって、これが大きな問題になるということに配慮してということなんです。その辺、いわゆる長期にわたっての消費税と国の財政状況についてのお考えを少し聞かせていただきたいと思うんですが。

陶都民主商工会副会長（大江金男君） 今、1,000兆円を超えたという国債、いわゆる国の借金だと言われておりますね。これは誰が持っておるわけでしょうか。要するに、国に対する債権者というのは、金融機関であったり、あるいは日本銀行であったり、あるいは国民の一部と。ほかの国の、特にスペインみたいになるぞとか、イタリアみたいになるぞとか、いろんなことを言われておりますけれども、そちらの国と日本との違いというのは、額は大きいかもしれませんけれども、ほとんどが外国に借金をしておるわけじゃないんですね。債権者は、金融機関も含めて、全部国民なんです。海外の国債の持ち分というのは10%そこそこなんです。これがアメリカなんかですと全く違いますよね。

ですから、日本の借金、確かに国債の利払いで財政が大変厳しいということになるわけですが、日本が破産するぞとか、よそのEU諸国のようにだめになるぞというのは全く当たっていないんだというふうに私は思います。

それともう1つ、日本は最大の債権国でもあるんですよ。要するに、海外の債券を最も保有しておるのが日本なんです。中国も今、一生懸命アメリカの債権を買ったりしておりますが、全然額は及びません、日本に。

一方では、大きな債権国でもあります。ですから、1,000兆円のもともとの借金というのは、我々がつくったわけじゃないんですよ、結局は。過去の政治によって、経済政策によってつくられてきたものだ。何でこれを国民が負担しなきゃいかんのかと、そのツケをとということになるわけですが、その論議をやりますと1時間以上に及ぶことになりますので、この辺にしておきたいと思いますが、決して1,000兆円あるからといって、確かに利払いはありますが、何も心配することはないんじゃないですかと私は思っております。以上です。

委員長（山田喜弘君） ほかにございませんか。

委員（酒井正司君） お説、もっともです。私もスペインやイタリアと比べるというのは本末転倒というか、全然お門違いなわけですが、ただこのことが世界がそのように見てくれないという現実があるわけですね。確かにそうなんです。債権の保有高、あるいは国内での国債の保有というのは現実なんです。その説明が海外に通用しないという、例えば国債が暴

落すれば大変になる、取り返しのつかないようになるという心配は少なからずあるのかなということでも、ちょっとお聞きしたかったんですけども。

陶都民主商工会副会長（大江金男君） 今、国債の利率は非常に低いですよ。これは国際的な信用度が低ければ、利率は高くしなければ、当然買ってくれないわけですよ。ところが、今、日本の国債というのは、世界に比例して最低です。逆に言うと、それだけ日本の国に対して信用力があるというふうに見てよろしいんじゃないかなと思っております。

委員長（山田喜弘君） ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは参考人の方に対する質疑を終了します。

本日は貴重な御意見を述べていただき、心から感謝いたします。本委員会といたしましては、本日いただいた御意見を参考に、委員会で十分な論議をしていきたいと思っております。本日はまことにありがとうございました。御退席いただいて結構です。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時29分

委員長（山田喜弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

委員の皆様のお意見を願います。

委員（伊藤健二君） 今、るる御説明をいただいて、また各委員から質疑を出していただきまして、お疲れさまでした。

事態は、景気回復がなされておれば増税をしていくというのが法律に明記してあるわけですが、私はその判断が10月に出てくるということなので、それを待ってからという議論があるのかもしれませんが、参考人からのお話によれば、既に増税になることを見越して、各業界ではさまざまな単価の切り下げや引き下げ等が実質迫られてきている。既にそうなっているという部分もあるというお話を伺って、本当にこれは大変なことだというふうに認識をしました。

今、いろんな報道が消費税に絡んでは、マスコミに報道されておりますけれども、増税を求める財界人の中からも、増税による景気悪化というのは大変懸念の声がたくさん出ています。一、二紹介しますと、一般社団法人日本自動車工業会の豊田章男会長ですね。10%に増税を上げれば、国内の新車販売は93万台減少する、こういうふうに言っております。また、トヨタは来年の2014年度の生産計画を既に減産を見込む、聞く話では30万台程度はマイナスするという減産計画でありまして、その分だけ仕事が無くなれば、従業員への影響等、当然いろんな形で出てくるし、相当圧縮されたとはいえ、まだ下請企業も含めて生産体制は国内にあるわけであって、その部分が大変な影響を受けていくということになります。

また、建築の問題も先ほどやりとりがありましたけれども、一般社団法人住宅生産団体連合会、樋口武男会長は、過去、消費税が導入されたとき、また消費税引き上げ時には、住宅

の駆け込み需要とその反動減を呼び起こして、市場が大変混乱した。一時的な需要増と、その後の縮小ということを繰り返して、結局市場は混乱をしたんだということを言っておられます。住宅建設の減少というのは、日本経済や雇用それ自体に大きな打撃となるということでもあります。

今の時点でいいますと、この4月、5月、6月、大変住宅の発注がふえて、県内でも一時的に広がっています。これは来年4月の増税を見越した耐久消費財や高額な機械、家屋等の取得の動きが急激に広がっているということではないかというふうに思います。だから、この地域でも建築産業での衰退が本当に広がってきたところではありますが、ここへ来て一時的に需要増になって、今は仕事で息もつけられないほど忙しいという業者も我々の近くにたくさんおられますが、これがその後どうなるかという点でいくと、この住宅生産団体連合会の会長がおっしゃるとおり、結局市場の混乱と拡大・縮小を繰り返すという点で大変な事態になるのではないかという指摘がありました。

政府のほうはいろいろ言っていますけれども、9月9日に内閣が発表した8月の消費動向調査では、実際にどうかというと、経済、半年後の暮らしの明るさを示す消費者の態度指数というのがありますが、これが過去3カ月、下がり続けてきていますね。そして今、8月の時点でいうと、前回0.6ポイント下がって、景気よしあしをはかる分岐点とされている50%の直前にあります。景気は緩やかに持ち直していると無理やり基調判断を出しましたけれども、実態的にはその基調判断のもととなる数字は今51.2ですが、10月には確実にさらに2ポイント程度下がって40%の後半、つまり40%台、つまり景気は悪くなったというふうに言わざるを得ない地点に下がっていきたくらうと見込まれています。まさにちょうどこの分岐点にあるわけで、これから景気がどうなるかといえば、先ほどの大江参考人の話ではありませんが、既に増税を見越してどんどんさまざまな強制をされている状況もあり、さらに一段と、住宅関連を除けば、さまざまな物価高とあわせて景気の冷え込みが明確にならざるを得ない状況であるにもかかわらず、8兆円の増税のために5兆円の金を計画化して、2014年度で、例えば地方公共団体がやる公共事業について、補正予算でどんどん打ってくる、お金を使ってくるということで、財政再建といいながら財政再建にならない。一部には景気対策という名前のお金が落ちるけど、国民全体は物価高と収入減で大変な事態に追い込まれてくると、こういう状況だと思しますので、これはやはり消費税そのものの賛否は、あえて言えば脇に置いてでも、来年4月の増税については、その時期にあらずと、参考人もちょうど言われましたけれども、議員からの質問に答えて、今はその時期じゃない、今は増税すべきじゃないという1点で、やはり皆さんの認識を一致させていただいて、ここはひとつぜひともこの消費税増税中止を求める請願に基づいて、来年4月の増税をやるという今の計画は、やめるべきだという声を政府に届けるべきじゃないかと私は思うんです。これが私の意見でございます。

委員長（山田喜弘君） ほかに御意見ありますか。

そのほかの論点とかありますか。

委員（小川富貴君）きのう、地価の発表がありました。下がり続けていた地価が、名古屋市内等々で上がってきている。それを見ますと、岐阜県はまだ下がっている状況です。ことしの時点で地価がまだ下がっているというところでございます。

先ほど3.5%、GDPが7月期上がっているというお話をさせていただいたんですけども、あれも原子力発電の中止での燃料の売り買いが、株というよりも主な原因であろうかというふうに思っています。だから、経済自体が本当に回復している状況ではないことは現実であろうと思います。ただし、民主党が2年前、株価七千幾ら、1ドル76円の時代に10%の増税を言ったわけです。それでやむを得ないといった時代があって、今があります。アベノミクスである程度成長を見込んだ中で、やはりそれでも上げていかなきゃいけないんじゃないかというような、いろんな状況が変わって、この3%アップが出てきているところで、私もある意味やむを得ないんじゃないかというところをどこか持っているところが正直ありますが、先ほどもおっしゃったように、エール大学の浜田さんの御意見等々も読みますと、ああ、確かにやるんだったら1%ぐらいずつからやるのが、今の日本の経済の実力ではなかるうかなというふうに思うところです。

FOMC、皆さん御存じだろうと思います。バーナンキ議長が世界に向けて、金融を発信している、フェデラル・オープン・マーケット・コミッティーというんですけど、そこがこの間金融緩和縮小というのを出すはずだったんですけど、この秋からアメリカの金融を縮小していく、だからそれで世界の経済がぎゅーんとその観測で縮まっていたんですね。第三国からの資金もずうっと戻っていつてしまっていたような状況だったんですけども、このFOMCが金融緩和をとりあえず継続するという発表、これは世界に物すごく大きな影響を与えています。

なぜ縮小するという当初の予定から、これを延長するかといったら、これだけアメリカの経済、いろんな意味で、住宅着工件数も、失業率も改善しているにもかかわらず、縮小を延ばすということは、まだ足りないと見ているんです。やっぱりこれが世界標準かなというふうに思うときに、日本の消費税を今一遍に3%上げるというのは、ちょっと時期尚早かなというふうに思うわけでございます。以上です。

副委員長（板津博之君）一応私も、この問題に対してはいろんな記事をここのところ見ておまして、ちょっと紹介を1つさせていただきたいなと思います。

9月3日の日本経済新聞で、慶應義塾大学の土居丈朗教授が、他力依存から早期脱却をというテーマで記事を書かれております。

この中で、増税方法の違いと税収という表がありまして、ABCと別れておって、予定どおり5%増税した場合、それからBとして、毎年1%ずつ引き上げた場合、Cも毎年1%ずつなんですが、同じ税収を得られるのに必要な成長率を逆算したものがそこに書いてあるというふうになっておまして、結論としては、ちょっと抜粋なんですけれども、予定どおりの消費増税ではなく、来年以降、毎年1%ずつ消費税率を上げるとの案もある。しかし、その表に示したように、この案は実態として増税の先送りになっている。税率が10%に到達す

るまでの5年間で予定どおり増税した場合よりも、約19兆円の収入不足（国・地方合計）に陥る。収入不足が出る分だけ政府債務は累増し、将来世帯に負担がつけ回される。ただ、税率引き上げをおくらせれば、内閣府の試算より成長率が高まり、自然増収が期待できるとの見方もあるだろう。では、毎年1%ずつ税率を上げながら、約19兆円もの収入不足を自然増収で埋めるには、どの程度の名目成長率が必要かを筆者が分析したところ、5年間平均で4.57%との結果となった。これほどの成長率を持続させられるのは至難のわざである。経済成長と財政健全化の両立は重要だが、財政健全化を経済成長だけに委ねられる状況にはない。

ちょっと長いですが、1997年以降これまで、消費税増税は景気がよくなってからという口実によって先送りされてきた。この口実は文字どおりのことを意味していないことは明らかである。経済成長率が低迷していると、この口実のもと、まだ増税すべき時期ではないといい、経済成長率が高まってくると、せっかくの景気回復基調を腰折れさせてはいけなから、まだ増税すべきでないという。結局、経済成長率が低かろうが高かろうが、増税に反対することに変わらない。そうする間にも、負うべき税負担をみずから負わず、他人に転嫁し、政府債務を累増させていったのである。もはや消費税増税を先送りしてはならないということが書いてあります。

もう1点だけ御紹介で、これは9月4日、翌日の日本経済新聞では、東京大学の伊藤元重教授が、「金利暴騰リスク、より深刻」というテーマで、「財政の信任維持を、景気失速には対応可能」というタイトルで記事を書かれています。

これも抜粋ですけれども、消費税率の引き上げで、景気に大きな影響が出たとしても、それはリカバーできる面が大きいということだ。突然起きる国債の金利暴騰とは違って、景気への影響にはある程度対応できる。消費税率引き上げの影響を緩和するような財政政策を導入することは可能だろう。その中身が低所得者対策なのか、投資減税なのか、それとも公共投資なのかは選択の幅があるというふうに書かれています。

私ももともとは中小企業の経営者の息子でありまして、消費税増税ということは本当に身を切られるような痛みがあることも承知しておりますが、片やまた社会保障の財源というのは大変必要なこと、喫緊の課題であろうと思います。もちろん、低所得者層への対策というのは織りまぜてもらふことは必至だと思います。単純に増税の時期という意味合いにおいていえば、来年の4月というのは決して早くないのではないかとこのように私自身は思います。以上でございます。

委員（伊藤健二君） 今出された意見にお聞きしてもいいんですか。それぞれの意見を表明するのみですか。

委員長（山田喜弘君） 聞いていただいてもいいですよ、もしあれだったら。

委員（伊藤健二君） じゃあ、ちょっと今板津副委員長が言われたことについて。

最後に言われた時期は、早くはないと言われたことは、増税の実施時期がもっと早く来ていてもよかったという意味ですか。

副委員長（板津博之君） 記事にあったとおりなんですけど、何%かという問題は別として、

もっと早くやってもよかったんじゃないかということですね。

委員（伊藤健二君） もう1つ、どこかの偉い先生の論文をるる紹介いただきましたが、増税は日本国内で一律に法律に基づいて増税実施をして、国民の消費に伴って定率で負担をさせるということですよ。それに対する、リカバリーできる財政対策が云々ということが出されたのが、財政政策であったり、公共投資であったり、投資減税であったりということですね。

そうすると、全国民の消費の場面で全て一律に負担をかけつつ、そこで回収した税収を、今度は別の形で国民に還元するとすると、あなたの意見としてはどれが、あまねくとはいきませんが、可能な限り広い国民対象に還元し得る手法だというふうに考えますか。先ほど紹介された、幾つかあったでしょう、ルートが。つまり、8兆円増税して5兆円の経済対策を打つと、その5兆円の経済対策の中身、方法が、どれならより国民全般に経済の税収が還元されるか。負担がふえるばかりでは、それともあなたの意見は、負担はふえればいいというお考えなのか、そこら辺をちょっと。

副委員長（板津博之君） そんなふうには思っていないくて、もちろん中身の詳細については、10月1日に何かしら案は出てくると思うんですけど、低所得者層に対するの対策というのは、増税するばかりが、弱者に負担を強いるということでは私はいけないと思っていますので、そこはまた議論をまつところかなというふうに思います。

個人的には、やっぱり高額所得者の方から多目にとるという表現がいがなものかとは思いますが、私はそういう考えであります。

委員（伊藤健二君） 私の自分の意見をここで全面展開しようという趣旨ではないんです。請願が増税中止を求めておられ、そのことを政府に意見書を出してほしいと。増税をめぐるさまざまな意見があるのは現実です。もう既にこの消費税を導入して、1989年でしたから20年超えたわけですよ。そして、23兆円とも26兆円とも言われる税収の規模になってきて、こいつを最終的に50兆円規模まで上げるのかどうなのかという、税体系のあり方までもう既に議論は行っているわけです。

だけど、今我々が着目しているのは、この可児市の市民の経済生活実態はどうなのか。そして、それを来年4月に実施されるなら、どういうことが引き起こされるのか。そういうことを考えたときに、それを避けることができるならば、そのことについて政府に意見を出すべきだという立場だろうと思うんですね、市議会議員としては。政府の財政政策、あるいは税体系の改革をどうすべきかという議論は、またいっぱいあるので、次の機会に学習も含めてやればいいのかと思うんですが、今必要なのは、増税を必要とする意見の中にも、今はその時期でないという、この点について、やはり委員の皆さんが認識が一致できるかどうかにあるんじゃないかと思えます。

じゃあ、増税しなくて、8兆円の税収額をどう工面するかという問題は、それは残るでしょう。残るけど、参考人もおっしゃったけれども、経済対策をきちっとやっていけば、もっと多様な形での税収増もあり得るということです。だから、そういう側面については、

今後議論したり研究したりするテーマではあるけれども、そのことが今この請願の中で逐一について説明されていない、あるいはそのことが納得できる状態にないから、請願の趣旨に異議がないかといえはそうでは決してないという、そこはやっぱりしっかりと押さえていかないといけないんじゃないかと私は思うんです。

とりわけ、地元でもいろいろと建設業者もおられ、また物を売る物販の業者もおられ、消費がこれ以上冷え込んでいけば、本当にこの地域の経済を回復させていく上では大きなネックになる。増税してしまえば、本当に消費の冷え込みを大きくすると思うんです。可児市には大型店だけじゃなくて、そこの中に入っている幾つかの地元の業者も含めて、物販の側面は大変大きい産業要素でありますので、そうした点で、この消費税問題は多数の市民の願いであるという点を受けとめる必要があるかと、私はそういうふうに思っております。どうかぜひ御理解をお願いしたいということでもあります。

委員（小川富貴君） 全くそうだと思うんです。私もFOMCだとか大きなことを言っているんですけども、そういったものの大きな流れの中で、可児市民にどうそれが生かされるのか、還元されるのかという視点が非常に重要だというふうに思っています。

それで、先ほど板津副委員長の意見、私みんなの意見がなるほどもっともだというふうに思う性格だもんですから、本当にそうだというふうに思ってお聞きしました。でも、1点だけ、1,000兆円があるから破産を起こす可能性があるという議論が本当によくあります。これは私自身も一般質問で何度も執行部に追求してきたところですけど、でも、日本銀行が金融緩和、2年間で何十兆円やるわけですよ。本当だったら10年ぐらいかけて使うお金を、この2年でどっと日本銀行が出すわけです。ここで成長に乗らなかったら、本当に日本は破産です。だからこそ、重要なこの時期だから、もう少し見きわめてもよかるかというようなエール大学の浜田さんの解析等々もつながってくるじゃないかというふうに思います。だから、安倍さんも逡巡されたところではなかるかというふうに思います。

委員長（山田喜弘君） この程度でよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

では、討論を行います。

討論のある方は、討論をしてください。

反対の方から。

副委員長（板津博之君） 本当にこの問題は、私自身も難しい問題だというふうに理解をしておるんですが、もちろん可児市民の利益を一番に考えることが我々のやるべきことですので、そういった意味からいって、この先の負担というところを考えていけば、いつかはやっぱり増税せざるを得ないということは、もう随分前から、先ほど私が申し上げたようなことであつたかと思うんですね。だから、来年の4月からというか、消費税増税ということはいたし方ないのかなという、反対討論ではあるんですが、積極的に反対という感じでもないんですが、本当にこれはやらざるを得ないというところで、この請願については不採択というふうにしたほうがいいと考えます。

委員長（山田喜弘君） 賛成の方の討論。

委員（伊藤健二君） 今、この請願に反対をする討論がございました。その趣旨は、市民の利益を第一に考え、先の負担を考えれば増税しかない、こういう論旨であったかと思えます。

私は、まず消費税増税中止を政府に求める請願は、大変この時期的を射た、そしてその論旨となっている内容からいっても適切なものだと思います。

私は、市民の利益を考えれば、消費を行う市民が全て、赤ちゃんからお年寄りまで、ともあれ消費という行動をとれば、それに消費税がかかるという現在の仕組みです。そして、低所得者であるかないかを問わず、平等に現行5%の税率がかかっています。担税力との関係、税のあり方の根本に矛盾をするのが今の消費税である点を重ねて指摘をして、これ以上の矛盾に満ちた、そして福祉破壊税でもある、営業破壊税でもあるこの消費税が増税されるというのは、一層の混乱と破壊を市民生活にもたらすという点でいえば、市民の利益にかなうやり方は、ひとまず増税をやめて、中止をして、必要な経済対策や雇用対策、そして財政再建の計画を国家がきちっと定めていくことではないかと思えます。

しかし、ここは国会ではありませんので、ここで出せることは、政府に対して増税中止を明確に求めることだと思います。

先の負担を考えれば、増税しかないという意見がありました。この論拠は、全く薄弱だと言わざるを得ません。それは、税収が落ちて、今国家予算を組むにも半分近くを建設国債を初めとする借金をして国家予算を組んでいるという現状があります。もとはと言えば、長きにわたった自由民主党の政治の中で、この消費税を増税する前後のときには、また240兆円程度の国債と地方債負担を含めて、国家全体でその程度の借財でありました。これが今や1,000兆円、大台にのろうというわけであります。どうしてふえたかといえば、結局取るべき担税力のある団体、経営体から必要な税金を適正にもらっていないからであります。過度な富裕層の優遇策、それから大企業への減税、免税策、歴史的にも積み積みしてきた結果、必要な法人税収や、地方でいけば法人住民税、県市民税等々が取られていない中で、財政が悪化したということであります。ですから、今必要なのは、消費税に頼らずに財政再建をする道が本当はないのかという問題であります。日本共産党は、明確に回答を出しております。選挙前にも出しております。今もその基本点は変わっていません。

事実、消費税を20年以上集めてきましたけれども、借金は1,000兆円にふえましたが、経済は成長を必ずしもしていません。ヨーロッパでさまざまな大衆消費税を実施していますけれども、経済成長には、十分、不十分はあっても成功してきています。成長のとまった国というのは、とりわけ日本でありました。先進資本主義国の中で異常な事態が今広がっているのは、この日本であります。これを、国民の命と暮らしを守っていく、市民の生活を守るという1点で考えれば、この消費税増税は決して今やっちはいけないというのは、これは明らかであります。

ですから、内閣官房におられるような政府のブレインの中からも、本当にこのまま突き進んだら大変なことになるよという警告が出ておるわけであります。財界の大御所でも、もう

うちも30万台減産しましょうと、はっきり来年度計画を口にして体制を切りかえています。ということは、もう裏ではさまざまなところで企業利益を確保するための下請へのいじめや単価の切り下げが起こっているということではないでしょうか。私はそうしたさまざまな状況を勘案して、一言で言うならば、ここで提起された消費税増税中止を求める意見書を採択することが必要だと思います。

繰り返しになりますが、負担に耐え切れない業者にとっては、廃業や倒産は必至の事態となります。消費税を絶対に上げさせてはなりません。消費税は赤ちゃんからお年寄りまで、収入のあるなし、多い少ないにかかわらず負担しなければならず、年収が200万円前後しかなければ、そのほとんどを消費に回さざるを得ないという点も明らかでありまして、そうなれば、常に重い消費税率の負担率となるわけでありまして。そうした深刻な社会問題となる格差と貧困を一層押し広げることになるのではないのでしょうか。そういう点で、私はこの消費税増税はやはりやめていただくということを政府に声を出すことが、この市議会の責任ではないかと考えます。

要望事項は、来年4月からの消費税増税の実施をやめること、この1点であります。財政の計画をどうするかとか、地方税のあり方をどう改善すべきかといったさまざまな意見はありでしょうし、意見の違いはあると思います。それは議論をして解決を図っていけばできることですが、ここで消費税の増税を確定してしまえば、市民生活の破壊がもたらされるという点であります。この点を絶対に譲ることはできないので、ぜひ皆さんに改めて、今の深刻なデフレ不況の状態を脱却して、日本の経済、そして地域経済を立て直していくためには、消費税増税をやめさせる、この1点で皆さんの力を結集していただいて、ぜひ可児市議会が本会議場でそうした趣旨の意見書を提出できるよう、この請願に賛成をいただきたいと思えます。

なお、意見書を出すに当たっての意見書文案については、私のほうで素案を用意しております。内容は、今言いました来年4月からの増税実施は中止してほしい、こういう声が可児市議会の声だということで送り届けたいと思いますので、ぜひ御賛同いただきたいというふうに願ひまして、私の賛成討論とさせていただきます。よろしくお願ひします。

委員（小川富貴君） 消費税増税中止を政府に求める請願書についての反対討論、反対の立場での討論を行います。

今、これをお出しになった皆さん方の意図、同情というんですか、言葉はよくわからない、シンパシーを感じるところでございます。ただし、先ほども申し上げましたように、民主党政権の株価、当時7,000円台だったと思います。そして、為替は七十数円、この時代にあっても10%の増税やむなしという当時の政府の結論が出されています。それもしようがないと思った人たちも、あの時期、いろんな中でおありになったのではなからうかと思ひます。状況ははるかに変わってきています。どう変わっても、やっぱり今はだめというような議論は、当然どの政権の中でも起こりました。

私は、先ほどから意見の中でも申し上げておりますように、F O M Cでも金融緩和の縮小

を12月まで延期したというような世界標準から見たら、日本の政府が今3%一挙に挙げるということは、やはりまだ無理があるというふうに思うところでございます。しかし、1%ぐらいなら上げていくことは可能ではないかという立場でもあります。

ですから、今回、この請願は3%の消費税の増税中止を求める請願でございますので、残念ですが、今回は反対の立場に立たせていただくことになると思います。よろしくお願いいたします。

委員長（山田喜弘君） ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、討論を終了します。

これより請願第3号 消費税増税中止を政府に求める請願書についてを採決いたします。挙手により採決いたします。請願第3号を採択する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。よって、請願第3号は不採択とすべきものと決定いたしました。

ここで、13時10分まで休憩いたします。

休憩 午後0時08分

再開 午後1時10分

委員長（山田喜弘君） 休憩前に引き続き委員会を再開します。

可児市議会基本条例第12条に規定する委員相互での意見交換を行い、議論の多角化や深度化を図るための自由討議を希望される場合は、委員長に対して自由討議を求める動議を行ってください。委員会に諮り、賛同される委員がいらっしゃれば自由討議を行います。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

では、議案第47号 可児市常勤の特別職職員及び教育長の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

総務部長（古山隆行君） それでは、資料番号1番の議案書の12ページをお願いします。

提出議案の説明書は1ページでございます。

これは総務大臣からの要請に基づきまして、平成25年10月1日から平成26年3月31日の間において、特例として、市長、副市長、教育長の給与の削減を定めるというものでございます。

本日は資料を3及び3-2というものを用意いたしましたので、詳細について担当課長から説明をさせていただきます。お願いいたします。

秘書課長（前田伸寿君） それでは、議案第47号について御説明させていただきます。

それでは、資料3-2をごらんください。

まず1ページでございます。ここで「可児市職員の給与支給の特例に関する条例」及び

「可児市常勤の特別職職員及び教育長の給与の特例に関する条例」案についてという2本立てでまとめてございますが、今回につきましては特別職の分だけ説明をさせていただきますのでお願いいたします。

まず1点目、給与については削減は行わないと。それから、2の特別職の期末手当については、12月の期末勤勉手当から5%を削減するということでございまして、議案第47号、12ページの第2条の4行目、5行目でございます。期末手当の額に100分の5を乗じて得た額に相当する額を減ずるということで、5%を削減するものでございます。期間につきましては、平成25年の10月1日から平成26年の3月31日までの間と。これにつきましては、12月1日基準日となる期末勤勉手当でございますが、後ほど出てまいります職員の期間と合わせて半年ということで定めさせていただいております。

資料の3-2をめぐっていただきまして、2ページをお願いいたします。

こちらの3番目でございます。特別職期末手当削減影響額ということで、12月の期末手当について削減をするものでございます。

市長につきましては11万3,160円の減額、副市長につきましては9万5,940円の減額、教育長につきましては7万9,212円の減額ということでございまして、トータル28万8,312円の減額となるものでございます。

あわせまして、資料3のA3の資料をお願いいたします。

県内21市の各市の削減状況でございます。左から2つ目が特別職という枠でございまして、21市中7市が給与の削減をしております。海津市につきましては手当も削減しておるという状況でございます。以上でございます。

委員長（山田喜弘君） これより議案第47号に対する質疑を行います。

委員（伊藤健二君） 今、秘書課長が説明をなされましたが、まず先に用語の確認ですが、21市中7つの市で給与の削減、給与と言っていますが、月々支払う給料という意味ですよ。手当と区別した意味として使っているという理解でよろしいですか。

秘書課長（前田伸寿君） 給料です。

委員（伊藤健二君） 給料と手当を足して、全体として給与というふうに言うということではないんですね。

秘書課長（前田伸寿君） はい。

委員（伊藤健二君） 言葉の確認は以上です。

質問をさせていただきます。

総務大臣からの要請に基づいて、これらの条例に記するような削減をしたいという提案がありますが、総務大臣からの要請は28万8,000円余という内容なんですか。大臣の要請の中身について確認させてください。お願いします。

秘書課長（前田伸寿君） それでは、特別職にかかわる大臣の要請でございますが、基本的には、特別職については、きちっとこのパーセンテージということは示されてはおりませんが、国の特別職給与の適用者ということで、月額報酬につきましては内閣総理大臣が3割、

国務大臣クラスが2割、大臣政務次官クラスで1割と。期末手当につきましては内閣総理大臣、国務大臣クラスが一律9.77%ということで示されております。

委員（伊藤健二君） そうしますと、ここに示された数字とは大幅に違う内容で判断をしたということでしょうか。

秘書課長（前田伸寿君） はい、そのとおりでございます。

委員（伊藤健二君） そうしますと、大幅に違うのを判断した根拠は何でしょうか。

秘書課長（前田伸寿君） これは後ほど、また一般職で出てございますが、一般職につきましては管理職手当が5%、それから期末勤勉手当が3.18%ということで削減提案をしてございますが、この金額を上回るということで5%という数字を設定しております。

委員（伊藤健二君） そうすると、職員関係との連動でしか全て考えられていないということではよろしいでしょうか。

秘書課長（前田伸寿君） そのとおりでございます。

委員（伊藤健二君） わかりました。

委員長（山田喜弘君） ほかに発言はございませんか。

委員（小川富貴君） 2点お聞かせください。

国からのものですが、県知事はどの程度削減になっているか、もし把握していらっしゃったら教えてください。

期末手当に、給与が削減されれば当然影響してくると思うんですけど、その分を入れてなのかどうなのか、明示してください。

秘書課長（前田伸寿君） わかっておる範囲内でお答えさせていただきますが、知事につきましては20%削減ということで資料のほうはいただいております。

ちょっと資料のほうには期末手当についてはございませんので、報酬の2割ということで資料をいただいております。

委員（小川富貴君） 質問の趣旨がきちんと伝わっていなかったと思います。

お給料の5%の削減ということですが、ではなくて、期末手当も入れての5%削減という理解ですか。

委員長（山田喜弘君） 職員は期末手当だけです。

委員（小川富貴君） 職員じゃなくて、特別職のところの……。

秘書課長（前田伸寿君） 済みません、先ほどの質問の中に県知事という話がございましたが、それとは別に可児市の職員がどうなるかということではよろしいですか。

委員（小川富貴君） 職員というか、特別職。

秘書課長（前田伸寿君） 可児市の特別職につきましては、期末手当の削減を5%するというので、ボーナスのみです。

委員（伊藤健二君） 先ほど、総務大臣からの要請した基準的な一つの案を示されて、可児市の職員をどうするのかという関係で、職員の削減率等を勘案して、それ以上で特別職等の給与削減について考えるという立場で検討されたものであるという理解ではよろしいですか。

秘書課長（前田伸寿君） はい、そのとおりでございます。

委員（伊藤健二君） そうしますと、職員がボーナスで3.18%、管理職手当5%でということですが、最上位の給与をもらっている部長職が特別職以下に当たるわけですが、その最上位にいる部長の3.18%ボーナスカット、期末精勤等のカット分と、管理職手当の5%で出した数字の率と、本議案となっている特別職等のカット率は、比較をすると、間違いなく特別職のほうが上になるわけですか。

秘書課長（前田伸寿君） それでは、資料ナンバー3の2、3ページをごらんください。

こちらに、次の議案であります一般職の削減の試算が参考ということで示しております。1級から7級ということで、7級が部長級になります。平均で、管理職手当の半年の削減分が2万3,220円、期末手当の削減額が3万4,096円、合計が5万7,316円と。

2ページに戻っていただきまして、一番低い教育長の削減額が7万9,212円ということで、数字的には下回っておるということでございます。

委員（伊藤健二君） それはなかなか難しい議論なんだけど、額において比較をしてみたということでしょう。今問題になっているのは率なんです。だから、管理職手当の5%カットというものをボーナス換算に置きかえてみるという試しの議論が必要なんですけれども、そうやって率で比較したときに、特別職は5%、部長等の最上位者のカット率が平準化してみたときに何%に当たるか、仮定が必要かもしれませんけれども、そうやって比較をしてみたときにどうなるんでしょうか。額を比較すれば7万9,000円と5万7,000何がしの比較ですから、特別職の側の7万9,000円のほうが、3番目の教育長職の手当カット分のほうが額が大きい、それはそのとおりです。それを率として見るときにどうなんでしょうか。

今、一貫して総務大臣が出した基準は率でしょう。知事においても20%、私が今問うているのは特別職がこれにふさわしい額の基準になっているかどうかを知りたい。その点でどうなんでしょうかということですが、答えられますか。

秘書課長（前田伸寿君） 済みません、率としては下回るということも想定はされますが、金額的に一般職を上回るということで設定をさせていただいておるということでございます。

委員（伊藤健二君） 論理的に考えると、率は多分職員のほうが高くなって、特別職のほうが気持ち下回るんじゃないかと思いますが、額で最終的には判断したというのが今の御答弁でしたね。ですから、額では下回らず、特別職のほうが上回るので、これで提案をしたということだったので、そのことを確認して、質疑としては終わります。

委員長（山田喜弘君） ほかにございますか。

委員（伊藤 壽君） 条例の中になりますけれども、第2条で、平成25年10月1日から平成26年3月31日まで期間を定めてみえますが、先ほどの説明の基準日は12月1日ということなんで、この期間を定められたのは何か理由がありますか。

それと、附則で、この条例の執行を平成26年3月31日限りというふううたっていますが、それは何か理由はあるのでしょうか。お願いします。

秘書課長（前田伸寿君） これにつきましても、期末手当につきましては12月1日というの

が基準日になります。あえて期間を設けたというのは、可児市職員の給与支給の特例に関する条例に期間を設けたということで、それと合わせる形で期間を設けたということでございます。

委員長（山田喜弘君） ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑を終了します。

続いて討論を行います。

委員（伊藤健二君） もともと総務大臣の要請に基づいて行うということではありますが、当初、総務大臣が要請をしてきたときには、可児市は特別職を含めて職員の給与カットについては行わないと。そのかわり、市長が提起をした政策諸課題を見事完遂して、市民サービスの向上に努めよということで、またふるさと納税等についてもきちっと自発的に応えてもらいたいと、こういうお話がなされて、多くの管理職を含めて、職員がさすが富田市政だと、こういうふうを受けとめたんだろうと思います。

可児市議会は、総務大臣から発せられた地方自治上極めて問題もあるこうした要請に対しては、きっぱりと断ったということで、6月議会で、御存じのような地方自治の尊重を求める意見書を政府に送って対応したところであります。

可児市議会議員の考え方は、原則的にこうした地方自治法にのっとり、自発的、自主的に給料については決めていくという考えでありますから、今回のような国が要請をし、総務大臣がその賃金のカットの基準まで参考例として示しながら削減を求めるということについては、そのあり方自体がおかしいというふうに考えます。

それが、審議の順番で、第47号、常勤特別職、教育長等の給与の特例条例の審議となっているわけではありますが、市長が自分の手当を含め、今回このような要請に対し、県からの忠告等もあったので、削ることにしたとってこの条例案を出してきたわけではありますが、私の基本的見地としては、こうした給与カットはすべきではないというふうに思います。

また、仮に給与カットをするというなら、職員の最上位にいる部長級職員は、毎月支払われる手当についてもカットする話が先ほど来説明の中で出てまいりました。それと合計をしますと、率としては、判断基準となっている率という点でいくと、特別職のほうが必ずしも多いわけではないというふうにもなりますので、そうした点からも、賃金カットの条件設定それ自体にアンバランスが含まれているというふうに言わざるを得ません。そうした点で、本来なら反対を強く主張するところではあるんですが、諸般の事情から、市長が最終判断として、一度断った要請に対し何らかの対処をする必要があるということで、最終判断を行ったの9月議会への議案提起ということでもありますので、これについてはあえて反対をするということはいたしません。

その結果、採決がこの後行われるわけではありますが、あえて反対をしませんので、言葉を変えれば、やむなく賛成ということでもあります。

討論は以上であります。

委員長（山田喜弘君） ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、討論を終了します。

これより議案第47号 可児市常勤の特別職職員及び教育長の給与の特例に関する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第47号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第48号 可児市職員の給与支給の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

総務部長（古山隆行君） それでは、議案書の13ページをお願いいたします。

議案第48号 可児市職員の給与支給の特例に関する条例の制定についてでございます。

これは背景、理由としましては、議案第47号と同じでございます。平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間において、一般職職員の管理職手当、それから期末手当及び勤勉手当を減額するというものでございます。

資料は先ほどの3及び3-2と重なっております。また、詳細について担当課長から説明いたします。お願いいたします。

秘書課長（前田伸寿君） それでは、議案第48号について御説明申し上げます。

それでは、先ほどの資料3-2、1枚目をごらんください。

1. 給料については削減しないということでございます。

次の2. 手当について、 、 ということ、削減をするというものでございます。

まず1つ目の管理職手当でございます。

議案書13ページ、第2条第1項第1号のところでございますが、管理職手当ということで、当該職員の管理職手当の月額に100分の5を乗じて得た額を減ずるということで、毎月の管理職手当から5%を減額するというものでございます。

それから、資料のほうの 期末勤勉手当、12月の期末勤勉手当から3.18%減額するというものでございます。同じく第2条第1項第2号、第3号になります。期末手当、勤勉手当それぞれでございますが、当該職員が受けるべき期末手当の額に100分の3.18を乗じて得た額を減額するというものでございますので、それぞれの手当から3.18%を減額するというものでございます。

資料の3でございます。

期間については、平成25年10月1日から平成26年3月31日までということでございまして、議案書の第2条の1行目でございます。平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間、半年間の削減を行うというものでございます。

それでは、資料のほうをめぐっていただきまして、2ページをお願いいたします。

管理職手当の削減影響額ということで、管理職手当につきましては1人当たり月額平均で3,004円ということで、対象人数が66人で半年分の総合計が118万9,480円ということでございます。

それから2つ目が、期末勤勉手当の影響額ということでございまして、職員平均の1人当たりの削減額が2万3,278円ということで、対象人数と掛けまして合計で1,184万8,516円、総額で1,303万7,996円の削減ということでございます。

3ページが、先ほど紹介をいたしました1級から7級までのそれぞれのクラスでの削減の試算でございます。

それから、資料3をごらんください。

県内の各市の状況でございます。職員につきましては、先ほどの特別職の欄の右側でございますが、21市中9市が7月から給料削減を実施しております。海津市につきましては、手当のみの削減を行っております。また、下呂市につきましては9月議会に削減案を上程しておるということでございます。それと、郡上市と海津市につきましては、もともとの国が削減した後のラスパイレス指数が100を切っておりますので、この2市についてはもともと給料については削減をする必要がないという市でございます。

以上でございます。

委員長（山田喜弘君） これより議案第48号に対する質疑を行います。

副委員長（板津博之君） せんだって、本議会で澤野議員の質疑に対する総務部長の答弁の中に、今回の削減をするに当たっては、2つ理由があると。その1つが、何らかの対応をしないと新たな不利益が発生し、市民にしわ寄せがかかる可能性があることと。2つ目として、県からの要請があったことで、その中で3つほど。1つが7・15豪雨災害後の可児川改修等の迅速な対応とか、県営水道料金を値下げの方向で検討いただいていること、3つ目として花フェスタ2015の開催を求める意見書を議会から出しており、現在県のほうで検討されていることというふうに述べられておるんですが、水道料金の値下げをする方向で検討していただいていることと、あと花フェスタ2015の開催について検討していただいていることとでございますが、これはやっていたらという前提のことなのか、ただ検討しておるということだけなのか、いかがでしょう。

総務部長（古山隆行君） 県営水道料金については、新聞報道でも値下げの方向と言われておりますので、可能性は高いと思いますが、これは決定前ということですので、未決定でありますけれども、見込みとしては高いというふうに私どもとしては考えているということですが、花フェスタ2015については、これは意見書を出して検討に入られるということですので、これはちょっと確約はまだできないといいますが、見通しとしてもよしあしのところはまだ立っていないというのが実情だと思います。

副委員長（板津博之君） ちょっとその点だけ確認をしておきたかったので、私の質疑は以上です。

委員長（山田喜弘君） ほかにありますか。

委員（伊藤健二君） 職員の給与を改めて削減する方向へかじを切りかえようという議案が出てまいりました。これまで、可児市は職員の給与については、人事院勧告に基づく法的根拠を持った流れに対してどう具体化するかということで検討してきたと聞いてきましたし、私の議員活動の中で常にそういう話は聞かされてきました。

今回、人事院勧告は平成25年度、勧告実施はされません。報告があったのみです。こうした可児市の職員の給与に関する慣行、判断基準を今回は全く別の流れで論拠を求めるものであって、条例説明でも総務大臣の要請に基づくものということの繰り返しであります。

先ほどの議案第47号の審議で明らかになりましたように、総務省が出した基準率はもう少し大きいものですが、可児市としては、当初断ったものを2回目、県からの親切なる勧告をもとに、新たな不利益を起こさせないために職員の賃金を出させようと、カットをしてそれを充てようということであります。国の要請に職員の人件費、給与の削減で応えるという格好になったわけであります。

これまで、職員給与を加減する根拠を人事院勧告以外の理由に掲げたことは、これまでの歴史の中でありましたか。第1点目の質問は、その事実確認です。

秘書課長（前田伸寿君） 可児市におきましては、基本的に人事院勧告に基づいて給与は定めてきておりますので、過去にはないというふうで考えております。

委員（伊藤健二君） 2つ目の質問をさせていただきます。

職員の賃金を、手当だけといえど削減するには、基本的には職員組合があればこうした労働組合、または職員組合がない場合には、職員の過半を代表する者と協議をして、事前に了解を求め、提起されてくる必要があります。

このような職員の利益を、賃金としての利益に影響を与える措置をとろうとしているわけですので、こうした必要な話し合いは行われたでしょうか。この事実について確認をさせていただきます。

秘書課長（前田伸寿君） 可児市においては、職員組合等ございませんので、職員とは特に協議はしてございません。

委員（伊藤健二君） 改めて確認しますが、職員を代表する者、代表者、あるいは以前は互助会というような形で、部長級やったか課長級の人やったか、どなたかがおられましたか、最近互助会への補助金もなくなった今日、そうしたものがどの程度機能しているかわかりませんが、何らかの形で職員の福利厚生、労働条件にかかわる話し合いについては、なし得る条件があると思いますし、やる気になれば幾らでもそれはできたはずであります。あえてやっていない理由はどういうことでしょうか。労働基準法的には、当然やるべきものだという認識があってしかるべきなんですが、そういう認識を持ちませんか。

秘書課長（前田伸寿君） 先回の7月時点での給与削減要請につきましては、互助会のほうで職員にアンケートをとったという実績はございます。

今回の削減については、そういった行為はしてございませんので、実際には職員と協議を

したという事例はございませんので、そのようなことしか申し上げられないということです。
委員（伊藤健二君） その互助会でとったアンケートというのは、内容を把握されましたか。
秘書課長（前田伸寿君） はい、把握しております。

委員（伊藤健二君） アンケートは把握されているということで、アンケートの形式も内容もわかりませんので、概括してのお尋ねですが、アンケートの内容はどのように執行部判断に反映されたわけでしょうか。

秘書課長（前田伸寿君） アンケートの設問の中に、国からの要請に対して、可児市の職員給与についてはどうすべきだと思いますかということに関しまして、まず1番目が、国の言うことには理由がなく、ほとんどの市町村が削減しても、可児市は給与を削減するべきではないという回答が38%、それから削減するしないにかかわらず、他の市町村と歩調を合わせるべきであるという回答が36%、交付税が削減され、市民に迷惑をかけるので、削減すべきであるという回答が23%と。未回答が3%という状況でございます。

こういった回答をもとに、今回は削減させていただくということでございます。

委員（伊藤健二君） 今、職員の間では、歩調を合わせる、すべきでないという意見が30%台で、40%近い数字があったということです。2つ合わせると7割を超える率になるわけで、大半の職員は削減をすべきでない、もしくは周りの状況もよく勘案して歩調を合わせてという声であります。

では、周りの状況はどうかというのは、今御紹介いただいた資料に基づきますと、21市ある中で10程度、何らかの形で給与削減を行うのが10自治体前後かと思えます、ちょうど半分程度でしかありません。他は職員給与についてはやっぱりしないということで、極めて微妙な位置にあります。全体としては、国が要請したから、じゃあ削りましょうかということではないということは明らかではないでしょうか。

そこで、続けてお尋ねをします。この9月定例会までの各市町等の状況について、とりわけ職員給与を見ますと、管理職手当について、20番の海津市が驚くべきことに管理職手当を1割、10%削減するという予定をしているということでもあります。海津市議会が、つい最近改選をしたばかりでありまして、どれだけ議会からの意見が反映しているかは知りませんが、可児市も管理職手当を岐阜市、大垣市、海津市に次いで5%ということで設定をしているという状況があります。

私がお尋ねをしたいのは、管理職手当が削減の対象に加えられましたが、その理由は何でしょうか。事務事業への貢献度、功劳度を管理職は大変大きく担っていると思えます。そうした管理職の手当は、管理上の手当であると同時に、時間外も含めた管理全般、あえて言えば、24時間とは言いませんが、前後含めて18時間程度の長期的な一日の中で多数の時間をこの可児市の事務執行事業に傾注をしている。そういう点で、独自の苦労があるのが管理職であります。それに対する、十分、不十分はともかくとして、管理職手当が出されています。

この総務省からの要請に、一定額の金額を工面しなきゃいけないという判断については、独自のやり方があるでしょうが、その対象に管理職手当が加えられる、これについてはなか

なか理解が得られません。管理職手当をなぜ可児市は削減対象に加えたのか、そのことについて理由があれば明確に示していただきたい。どうでしょうか。

秘書課長（前田伸寿君） 国からの要請につきましては、職員給与、基本給でございます。それと管理職手当、期末勤勉手当ということでの3点の削減要請でございます。

議案質疑でもお答えしましたように、可児市につきましては、従前からの行政改革努力により、職員数を半分で行っておるということで、基本的に給与についてはカットしないという姿勢は変わっておりません。ということで、管理職手当と期末手当を削減するというところでございます。

委員（伊藤健二君） 国が指定した3つのジャンルから、給料、いわゆる基本給部分での削減をしないので、3引く1で残り2つを掲げたという理由のようではありますが、そういう極めて便宜的な考え方ではいけないんじゃないかと私は思います。

管理職手当というのは、給料と一緒に毎月支払われている内容であります。もしやるというなら、期末勤勉手当を必要な額に応じて考える、どうしてそういうふうにならないんですか。先ほどは3引く1で2つの手当を出したと言うんだけど、そこには全然その手当に対する考え方がないんですよ。つじつま合わせで数字だけ出すなら、初めから期末手当で一貫してみんなで責任の大きさに応じて分担すればいいじゃないですか。そういう考え方が、給料なんですから、当然あってしかるべきであって、変なところだけ国の言い分を認めてやっていこうという、なかなか説得力がないんですよ、この提案自体が。それについて説明することございますか。

総務部長（古山隆行君） 十分なお答えにならんとしつつ、先ほど秘書課長が言いましたように、本給部分ですね、いわゆる給料部分については、やはり私どもの基本的な考え方であり、削減する必要はないと。これが議員おっしゃられる生活給のような、固定給的な部分の中心であると思います。

管理職手当については、期末手当とは違って、それも基本的に生活給に近いという御意見は、まさに一理あるといたしますか、そういう部分、私も感じますけれども、役職としての手当でありますので、こちらは期末勤勉と同じように、給料以外の手当というグループで削減の対象としたということでございます。

委員（伊藤健二君） 最後に4点目の質問です。

市長からの説明では、国に対する最小限の対応が今回の措置内容だという説明をされております。澤野議員の本会議上での質問に対しても同様のことがあり、既に職員の定員削減という点に限って言えば、同等規模の市に対しては半数レベルまで下げている。総務部長のお言葉をかりれば、40億円程度の人件費削減はもう既になされている。半数の人間で、10万市民に対する行政サービスを維持し頑張っているんだという、達成度合いの高さを指し示す話がありました。にもかかわらず、あえてそうしたことを総務省は認めてくれないというわけなんで、新たな不利益措置にならないように、何とか人件費を削って、総務省の要請に部分的には応えたという実績をつくりたいというのが今回の措置の中身であろうかと思えます。

だとすると、この最小限の対応、1,332万円、この額には28万円強の特別職分も入っておりますが、それを差し引いても1,200万円前後のお話について、国家公務員との格差で当初国が削減要請をしてきた金額が約1億2,000万円程度だと聞いています。こうした1億2,000万円を削れと言ってきた相手に対して、不利益措置につながらないという担保となり得るのでしょうか。

具体的に新たな交付税にかかわる新制度の設計やその内容、予想される額面、金額等については全くわからないということですので、そういう点でこの額が足りるか足りないかという話にはなりません、そもそも1億2,000万円という規模の額、片や先ほど言いましたように40億円程度の削減は既に実態的に行っている可児市に対して、それでもなおかつ1億円を超える金額を減らせという話が総務省からあったわけで、それに対して、1,300万円減らすことにしました。これでお認め願いますという話が成り立つというふうにお考えなんですか。不利益措置につながらない担保となるのかならないのか、その辺はどうお考えの上、こういう提起をされているのかについてお尋ねをします。

総務部長（古山隆行君） 3.18%については、一定の理論はその資料の中にちょっと、小さな字で書いてありますが、あるんですが、基本的に交付税の来年度の制度設計と申しますか、改正内容が見えませんが、これで足りるかどう、これでしわ寄せが来ないかどうかというのは、はっきり言って、市長も以前言っておりましたが、わからないと。これで足りるかどう、あるいはもっと削減が要るかどうか、それは市民への不利益、このあたりである意味終わっていないと。その時点でまた判断しなさいいけないというふうにも考えています。

委員（酒井正司君） 先ほどの板津副委員長の質問の延長線と申しますか、もう一回確認をしたいんですが、澤野委員の質疑に対して、先ほどの水道料金、花フェスタの話が出たんですが、先ほどの総務部長のお話ですと、水道受水費は下げると県が言っているんだって、客観的な何か情報提供のようなことをおっしゃいましたが、あくまでも答弁の中でおっしゃったということは、何らかの関連性があるというふうに皆さんと申すんですね。私もそうとりました。

総務大臣から言ってきていることの段階では、筋も通らない、私はのめないと思っていたんですが、前回の総務部長の話を聞いて、県との信頼関係ということに言及されました。これは大きな問題で、短期間職員の方に辛抱していただければ、水道料金をほんのわずかでも余分に下がれば、市の職員も含めて、全市民が享受を受けられるわけですよ。ですから、これはスケールの違う話になりますんで、その真意、もう一度確認して私の判断材料としたいんで、もう一度詳しくその内容を確認させてください。

総務部長（古山隆行君） 私が議案質疑の中で答弁いたしましたのは、今話題になっております3点ありまして、その1個ずつはそれぞれ、先ほど御指摘のようにスケールとか、もしくは性質と申しますか、あるいは進捗の今の時点でかなり違っているものが3つありますけれども、これは例えばということで、例でお話しに、それぞれ全部に共通することとしては、さまざまな協力をお願いしているという意味で、まだ未確定のものも含めて、例示としてわ

かりやすいものを示したものですから、余り論理的に同じような性質で、今のようなところにはお答えしにくいものを3つ並べております。

この答弁の中でも言うておりますけれども、県に対してさまざまな協力をお願いして支援をいただいているということの例示でございましたので、きちっとした説明だと、これはいなくて申しわけございませんが、御理解いただきたいと思います。

いずれにしても、全般的に可児市と岐阜県との関係の中で、県の国からとの、ある意味国からは強い要請が県を通じて来ているわけですね。市町村に頼むというような真摯な願いをされているところで、理屈だけで、一切応じないという態度は、それはいろんなことを頼んでいる立場からして、信義としてどうかと、そういう例として申し上げたということでございます。御理解をお願いしたいと思います。

委員（酒井正司君） 例にしてはちょっと大き過ぎると思うんですよ。あの答弁の中でおっしゃって、当然議事録に残っているわけですね。澤野議員もその真意を知りたくてああいうことを述べたと思うんです。それが不確定な部分があって、こういうこともあるよなんて話では、大変困るわけですね。そんな軽々しい問題じゃないですよ。市の職員の生活給が削られる話でございまして、あるいはまた信頼関係が築ければ、市全部の福利向上につながるわけですので、率直な単なる観測なんかじゃなくて、もう少し突っ込んだ観測じゃなしに感触、その市との信頼関係の構築、あるいはそれが崩れる可能性があるというような考えをお持ちですか。

総務部長（古山隆行君） 観測という意味では、もう既に済んだ可児川の改修のものと、それから知事が何らから表明された水道料金の話と、まだ意見書を出して、これからというもの、感触はなかなかはっきりと比べようがないんですけれども、ただ、私がこのときに言いたかったのは、基本的に意見書を出して可児市で県のお金を使ってイベントをやってくれと一方で頼んでいる。その見通し、感触はまだわからないけれども、一方で頼んでいて、県の真摯な要請については一切正論でもってお答えできないと言っていくことについて、いかなものかというふうなことをお伝えしたかったということですので、一方で頼んでおいてということだと、ですから、できるできないというのは今は決まってはいませんけれども、そういう2つの立場が県との関係において、一定程度の最低限の対応を今はすべきではないかと。県との関係においてですね。そういうふうなことを申し上げたかったということですね。

ですから、花フェスタ2015がこれでもってうまくいくんだということは、私は残念ながら今は申し上げられないということです。

委員（酒井正司君） 紳士協定で、それは人情がかかわってくるところもありますが、一方的な片思いでなければいいなと思うんですが、信頼してつき合えば、何らかの形のメリットがあるというふうに私はとりました。

委員（小川富貴君） 1点だけちょっと教えてください。

以前ですと、告示みたいな形で文書で来ていましたよね。県経由でも何でも。ところが、

地方分権が進んでくるに従って、連絡みたいな形、いわゆる告示ではなくて、そういう文書で来ているんですけど、今回も県を通して何らかの文書、明文化した文書で来ているんでしょうか、連絡は。

秘書課長（前田伸寿君） はっきりした日にちは忘れましたが、国の要請につきましては、県が国で説明を受けまして、県が市町村を集めて説明会を行ったと。その際に、紙媒体で文書はいただいておりますし、その都度、総務大臣の要請等につきましても、電子メール等で届いております。

委員（小川富貴君） 総務大臣の文言が入ったものが。

秘書課長（前田伸寿君） はい。市町村長に対しても、総務大臣から要請文書が出ておりますし、議会についても総務大臣からそういった文書が出ております。

総務部長（古山隆行君） 基本的に先ほど言われた分権の関係から、今は技術的助言という形で来ますね。地方公務員法第59条の技術的助言及び地方自治法第245条の4、技術的な助言に基づく要請といいますか、給与改定の文書が届いているということですね。知事宛て、市長宛てに、それは1月の時点ですけれども、基本的に技術的助言という種類の通知になりますね。

委員（小川富貴君） ならば、技術的な方向性とか、努力とか、努力目標とかいう形で答弁書を送ることも、例えば可児市は兼山と合併しています。そのときの交付税がどうであったかということもあると思います。それに、先ほどから議論されている職員数を大幅に抑えているということも事実、これも技術的なものでございますけれども、技術的にそれを抑えているということも申し述べるができると思います。

単にこの管理職の手当ではなく、今後の努力として、時間外手当を代休にかえて、これくらいは減ずる努力もしましょうというような議論を県に提示する、あるいは国にもこういう目指す自治体があるということを示すことも一つの方法ではなかろうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

総務部長（古山隆行君） おっしゃるように、地方分権といいますか、自治体が自主的に決定すべきものであります。ただ、社会のほうのバランスと国とのバランスを見て決めていくというのが給与の中にあるんですけども、それが端的にいうと人事院勧告でやってきたんですけども、今回は震災と財源逼迫のところ、国が特別にそれを特例法までつくってやっているということで、要請が来ていますので、技術的助言はあっても、したがって7月1日にやったのはもともと四十何%しかなかったんですね、助言にそのまま素直に従ったのは。ただ我々が、繰り返しになりますが、来年の交付税の算定の新しい制度の中で入ってきている情報では、10月1日までにやるやらないのところが算定の要素に入ってくるという情報もありまして、我々は正論を通すことと、市民にしわ寄せが行くということの勘案の中で、最低限やるということなものですから、今言われたように、可児市は可児市で独自でやっていきますということをお答えするのは、何ら制度上おかしくはありません。選択肢であることは間違いありませんが、現実の可児市及び市民の皆さんへのしわ寄せ、不利益というのを、可能

性があるということ、それなりに業界の情報といいますか、その中で、大臣の発言はもちろんですし、県を通じての中でもそういう可能性が高いというふうに判断して、今回要請の一部でも応えていくということです。

先ほど言いましたように、ただ、これでじゃあ担保されるのか、不利益は及ばないのかということについては、わからないと。またさらに必要な状況判断が来る可能性もあるというふうに思います。

委員（伊藤健二君） 今、部長から、市民にしわ寄せが行く可能性がある、ただしそうならないための担保はなるかならないかわからない、大変わかりのいい話の説明がありました。

市民にしわ寄せが行くって、どんなしわ寄せがあるんでしょうか。結局、地方交付税が必要額、今あるような計算できちっと来るのかどうかといえば、どうも来そうになさそうだというだけであって、あくまでそれは我々の側、未来に対する推論の域を出ていないわけです。ですから、可児市以外のまちも、11市は何もやる予定がないわけですね。とりわけ新しい市長、これまでのくされ縁が余りあるのかないのか知りませんが、各務原市であるとか、美濃加茂市であるとか、新しい、比較的若い市長のところは、今回ここにあるとおり一切何も予定していませんね。特別職も職員も何もしない。極めて明快であります。つまり、しがらみがないせいか、どんなことが起こるのかわからないのか、それがいいことか悪いことかよく知りませんよ。わかりませんけれども、要するに根拠のない、額も算定できないような未来がかりの話については、判断材料にもともと入れていないわけですよ。そうとしか理解できません。

だから、もし市民へのサービス、市民にしわ寄せが行くというなら、人件費を定数を抑えて、年間40億円程度の、現行でいけば38億円程度の職員人件費とほぼ同額の市民サービスがなされたであろう市の常勤職員の配置がされていない今の現状のほうが、よっぽど大きな市民サービスにとってはマイナスをつくっているという論議だって、当然起きるわけあります。だから、市民サービス云々というなら、今の現状で非常勤職員で置きかえて、可児市は380名程度の非常勤職員がおりますけれども、こういうメンバーで、本来なら常勤職で回してしかるべきという議論の中で、それは考え方の違いだからといって、非常勤に置きかえている今のほうが、果たして最終、市民に対する責任の執行という点ではどうなのかということのほうが大きなウエートを占めているわけです。

ただ、総務省との関係ではこの議論は成り立っていませんから、これ以上論及しませんけれども、本当に市民にしわ寄せが行く、どういうしわ寄せなのかということについて、よっぽど考える必要があるんじゃないですか。一言で言うと、これは何だと言えんなら言ってください。

総務部長（古山隆行君） 市民にしわ寄せがかかる可能性というのは、端的に言えば来年度の地方交付税の算定において、10月1日といいますか、ここはまだはっきりしていないところですけども、ここ近年での行革努力、人件費の削減努力というようなものが算定の要素に入ってくる可能性が高いということで、ただ、それは推測の域を出ないというのは御指摘

のとおりですが、推測でやるべきではないという理論と、もう1点は、県との関係で、県は国に対しては、やはりすごくある意味、表現は変ですけども、端的に言うと責められると
いいですか、非常に辛い立場に置かれるわけで、そこが何とか頼むというふうな真摯な
願いをされていると。これも大きな要因ですね。したがって、最低限やっていくということ
ですから、推定の域は超えませんが、今ここで全て断ると、オール・オア・ナッシングだ
というようなところは、やっぱり可児市としてはとれないと。それは信義という面において、
一定の最低限の措置はするんだと。もう1つ、県との関係を御理解いただけるとありがたい
ということでございます。

委員長（山田喜弘君） ほかに質疑はございませんか。

副委員長（板津博之君） 恐らく最後の質疑だと思うので、このまま討論に入る前に、議
会としては、御案内のとおり、6月議会で全会一致で地方交付税の適正な算定及び地方自治の
尊重を求める意見書というのを出してあります。それから3カ月でこういった措置をする
という議案が上がってきたわけですが、本来から言えば、これとの整合性というふうに考
えれば、今回のこの議案はなかなか納得がいかないというところもあるんですけど、最
後の最後に、今までの議案質疑に対する答弁、ないしは委員会の中での御答弁以外で、
もし総務部長として何か申し上げたいことがあれば、お聞きしたいなと思います。

総務部長（古山隆行君） 議案質疑の答弁でも申し述べましたけれども、私たちの国と
地方との関係、地方公務員の給与のあり方、そして地方が独自に行ってきた行革努力、
とりわけ可児市の努力、そういったものから基本的な考え方は現在も変わっており
ません。ですが、先ほど言いました現実的な市民への影響、あるいは県との関係にお
いて、現実の妥協点というところでまず御理解いただいて、基本的な考え方を変えて
いないということはありません。

それと、議会のほうが出された意見書、平成25年6月4日に国のほうへ出された
意見書の中にありますのは、一つは、地方交付税の算定に当たって、国の政策に基
づく一方的な削減をすることなく、地方交付税の趣旨にのっとって適切かつ客観
的な算定に努めること。このことは制度設計の中で、地方交付税は国の政策で左
右せずに、その趣旨にのっとって適切にやれということですので、これは今でも
変わりません。削減に協力したからといって変わりません。来年の制度設計の中
で、的確な算定方法をやれということを行っていますので、何ら変わりません。

それから、2点目の地方公務員の給与は、個々の自治体が条例に基づき自主的に
決定するものであるから、自主性を尊重することというふうに言っておられます
ので、国はこれを尊重するがという、上手な言い方なんですけど、特別なんで要
請すると。閣議決定までして、地方分権、地方自治なんだけれども、特殊な事
情で国家公務員が2年間やっているの、地方公務員も準じて、賛同して、協
力してほしいという、特別なことをやっていますので、この自主性を尊重した
上でということですので、この議会が出された意見書を、その趣旨において曲
げるとか、変更するというものではないと思いますので、可児市が給与を削減
しないという考え方をとっていることと同じように、この意見書と矛盾はしな
いと私は思います。現

実的な対応と少し切り離れた考え方ができるのではないかと。これは非常に正しいと、今でも正しいと、変わっていないというふうに思います。以上です。

委員長（山田喜弘君） それでは、質疑を終了します。

続いて討論を行います。

委員（伊藤健二君） この提案に反対の立場で討論を行います。

可児市議会は、今出ましたように、6月4日、さきの6月定例会で国に対し意見書を上げました。それは、自主性を尊重して可児市が自主的に決定をするということであって、そのことについては国は口出しをしてはいけないという趣旨のことです。今回、そうした議決に沿っていけば、可児市長から職員の給与削減について条例提案があったわけで、これを可決し、執行していかどうかということが今議会に問われているということになるわけです。

私は、質疑の中で幾つか明らかになったかと思いますが、今回の職員給与の削減は、これまでの職員人件費管理、職員の給与費管理にかかわる一切の慣行を無視する、すなわち人事院勧告等に基づかない理由のない削減になるという点であります。つまり、自主的に削減を決めようというふうにしても、やはり明確な必要な理由が要るんだと、この点を可児市議会は明確に指摘をする必要があるかと考えます。

人員定数については、既に説明の中で明らかなように、38億円規模の人員削減が年間費用額に換算すれば既に行われている一方で、それに近い数字の非常勤職員が雇用されており、実態として市民サービスを維持するためには、正規職員以外の多数の職員を抱えざるを得ないという状況があります。

こうした状況も勘案して考えるならば、国の要請が極めて合理性のない、道理もない要請の中身となっているということを明確にすることが必要だと思います。いわゆる国家公務員と地方公務員との賃金格差については、推計するところ、約1億2,000万円の賃金カットが求められるということだったようですが、これに対し、10%程度のカットをやることで、総務省の要請に何らかに応えた形にしておきたいという、極めて理由なき政治判断、政治決断と言うべき条例提案が今回のものであります。

さらに、その内容について言うと、私は、管理職手当については含むべきでないということを考えます。管理職手当は、言うなれば毎月支給される生活給部分も一部含むものであります。たまたま本給給料と管理職手当、さらには期末手当、この3つの分野で賃金削減をしたらどうかという総務省の余計なお世話を受けて、そこから基本給についてはさわらないので、残り2つを換算したというわけではありますが、特別職の議論のところでも明らかになりましたように、特別職等の期末手当を5%カットする。この5%の率を実質超えるような管理職、とりわけ部長職等では大きな比率を持つ給与カットになるということでもあります。

当初、6月時点で給与カットはしないと決断をした市長は、積極的に政策の執行、完遂を求めると同時に、ふるさと納税を初めとしたさまざまなその他の税収増大に向けて、知恵と力を絞って頑張るよというということで、職員のモチベーションを高める方針を提起し、業務

の改善を指示したところであります。しかし、その後のこうしたやり方では、職員のモチベーションも下がり、やる気をそぐだけではないでしょうか。

ましてや、こうした公務員労働者の給与削減について、労働組合がない現状では、その意見さえも十分聞いていない。しかれども、アンケートをとられたということで、その内容は先ほど紹介があったように、4割近くの職員が賃金カットはすべきではないと答えているという内容であります。

また、周りの状況も勘案してという声もあって、その声に従って、改めて周りの状況、県内状況を見れば、21市の中で可児市を入れても10市しかこうした職員給与の削減措置はとらないという状況にあります。つまり、過半数の11市は、何らかの賃金削減はしないというのが、今日の岐阜県内での市の状況であります。

こうした点を考えれば、岐阜県は総務省の意向には必ずしも十分沿っていない県でありまして、可児市だけが特別こうした状況の中で不利益をこうむるという流れではありません。当然、11市のほうがより大きな打撃を受けるべきであれば、そこに行く筋のものでありまして、何も可児市が理由も道理もないままで職員の給与カットをせよというふうに政治決断をする必要性はないと思います。

これらの諸事情、理由を勘案しますと、可児市が今回、あえて岐阜県との関係で信義、あるいは信頼関係を壊したくない、そうした気持ちは十二分に理解はするものの、この措置をもってこれが自動的に維持されるとか、これがなされなかったがために大きな信義破壊につながっていく、そういうふうには現状ではならない状況にあるんだということでありまして。

この間、地域経済の回復の問題等、さまざまな側面から、先ほども消費税問題で議論しましたが、可児市の職員が本来もらうべき1,300万円余の給与を削ることによって、これがもし可児市の地域経済に全額使われると設定をすれば、やはり大きな影響になってきます。ましてや可児市の公務員給与の水準は、地域経済にとっても一つのメルクマールになっておりまして、公務員給与を削るということは、決してその職員の不利益だけにとどまらず、やっぱり地域経済の賃金水準動向を決めていく大きな問題であります。最低賃金が今でも低過ぎて、また引き上げという議論になっている今日の状況からいえば、職員の給与を削ることが余りにも安直に提起されたのでは、本当に問題が多かろうと思います。

職員の皆さんが本当に真剣にこれまでも努力している、そこはきちっと評価すべきだ。とりわけ管理部職員については、端から見ると、まるで暇そうにしているという声もたまに聞きますけれども、それは決して暇で遊んでいるわけじゃないんで、各部長、次長等が政策課題に対して真剣にいろんな時間も使ってやっているわけで、こうした努力に真正面できちっと決まったルールに基づいて支給をする、特別のマイナス判断はする必要はないと強く思いますので、この議案第48号、可児市職員の給与支給の特例に関する条例の制定については、強い意思をもって反対をしたいということでありまして。よろしく願いいたします。

委員長（山田喜弘君） ほかに発言はありませんか。

委員（酒井正司君） では、賛成の立場で討論させていただきます。

今、伊藤健二委員がロジカルに説明されました。98%ぐらいは賛成であります、唯一県との信頼関係というファジーな部分に唯一の望み、市民の福祉の向上の望みをかけて、あえて議案第48号に賛成します。

今、伊藤委員がおっしゃいましたように、本当に理不尽な要請であり、職員に対して申しわけないことでありますが、ただ、あれだけの発言を総務部長があつたということは、何らかの勝算ありき、あるいは利益ありきという裏があつての御発言だと思います。

日本では刑法に賭博についての罪というのがあります、かけごとは一切ならんという法律でございますので、よく御存じだと思いますが、にもかかわらず、いろんなギャンブルがあります。これは法律に違反するけれども、それにまさる社会的利益があるからあつて認められているわけです。論理的にはどう見てもこれは説明がつかないですわ。ですが、超法規的な判断で、将来に向けての信頼構築を強く県を通じて国のほうへ働きかけていただくことに期待を申し上げまして、賛成とさせていただきます。

委員（小川富貴君） 今の酒井さんの発言がなかったら、私発言しないところでございましたけれど、日本は法治国家です。公務員、行政の役割は、その法にのっとりて肅々と事業を行っていかねばならないものであるというふうに思っています。

以前の構造改革等々で政策誘導、交付税でかなりの大きな政策誘導がされて、大きな借金を地方自治体が背負っているのが現状、まさに可児市の現状でもあるわけです。その交付税を盾にとって、市民に不利益があるかもしれないなんていう揺さぶりをかけることなんていうのは、断じてあつてはならないことだと思うんです。

今回限り、特例ですから今回限りということを出ていきますけれど、あつてはならないことをきちつとあつてはならないというふうに言っておかないと、また、ちょっともう少し、ひょっとして黒田さんの財政のやつがうまくいかなくて、もう少し悪くなったときに、先回やったからもう1回なんてことが、もしなんていうことを本当は出すこと自体がおかしいんですけれど、あつてはならないことはあつてはならないというふうに思います。ですから、今回のこの条例に対しては、明確に反対をするところでございます。

委員長（山田喜弘君） ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、討論を終了します。

これより議案第48号 可児市職員の給与支給の特例に関する条例の制定についてを採決します。

挙手により採決をいたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。よって、議案第48号は否決すべきものと決定しました。

ここで、10分休憩します。

休憩 午後2時31分

委員長（山田喜弘君） 休憩前に引き続き委員会を再開します。

次に、議案第49号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

総務部長（古山隆行君） それでは、議案書の15ページをお願いいたします。

提出議案説明書のほうは2ページでございます。

議案第49号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは地方税法の改正に伴いまして、市税条例を改正するものでございます。内容としましては、東日本大震災の復興特別所得税というのがありますけれども、これに関連して寄附金控除における個人住民税の調整、それから延滞金の率、割合を引き下げること、住宅ローンの個人住民税の特別税額控除の延長、それから東日本大震災で滅失した居住用家屋の敷地の譲渡期限の延長、あるいはその相続人を対象にするというものでございます。

内容は税制の独特な難しさがありますので、資料の4を用意いたしまして説明させていただきたいと思っております。担当課長から説明をいたしますので、よろしくをお願いいたします。

税務課長（林 良治君） それでは、資料1の15ページをお願いしたいと思います。1番の15ページの議案第49号について御説明いたします。

それでは、まず第9条から始めさせていただきます。

この第9条の改正ですが、この条項は税金等の延滞金の率の原則を定めたものでございますが、これについての訂正部分は次の16ページの上から8行目のところでございます。これについては、内容としては、規定されていたもののうち既に削除されていた条文がありましたので、それについて整備しただけのものでございます。

続いて16ページの中ほど、第20条の5の改正についてでございます。

これは先ほど部長のほうから話がございました寄附金控除の計算方法についての読みかえの規定をしたものでございますが、これについては資料をもとに説明させていただきたいと思っております。

先ほど紹介のございました委員会資料の4、横長のものになるかと思っております。図といたしますが、表があるものですが、横長のものをごらんいただきたいと思います。

この資料のところにもありますように、地方公共団体に寄附を行った場合には、寄附金額のうち2,000円を超えた部分については、所得税と個人住民税において基本的に税額控除されることになっております。

具体的には、この資料の現行制度という図を見ていただきますと、年収700万円で夫婦のみの世帯の方が年間で5万円寄附された場合には、所得税で9,600円、住民税では基本分と特例分で合わせて3万8,400円、全て合わせますと4万8,000円が控除される、つまり軽減されるということになっております。

しかし、東日本大震災の復興財源を確保するためとして、平成25年から平成49年までの間、

復興特別所得税というものが課せられることになりました。この復興特別所得税は所得税額を課税標準としているために、所得税において寄附金控除の適用があった場合にはこの復興特別所得税もこの控除の対象となり、資料4の下図ですね。復興特別所得税の創設後という図を見ていただきますと、この例でいいますと図の真ん中ほどにあります(B)のところ、この200円ほどについて控除税額がふえる形になります。したがって、軽減税額が合わせて4万8,200円、200円ふえてしまうことになります。そのため、このふえた分について、住民税の特例部分において控除額を減額する。この資料でいいますと、下図の一番右の白いところの(B')のところを減らすことによって、結果として軽減額の合計が現行と変わらないように税条例の規定を改正するというごさいます。

これによって、寄附をされた方の税額控除額の総額は現行とは変わりありませんが、そのうちの住民税の控除額は若干ですが減額になるという形になります。こういった改正を行うというものでごさいます。

続いて、付則第4条及び第4条の2につきましては、延滞金の見直し等についての改正でごさいますので、収納課長のほうから御説明いたします。

収納課長(田上元一君) それでは、私のほうからは付則の第4条と第4条の2について御説明を申し上げます。

資料の4の1ページ、開いていただきました延滞金の見直しについてというところをごらんいただきたいと思ひます。

御案内のとおり、延滞金につきましては市税が納期限までに完納されない場合に、納期限の翌日から完納の日までの日数に応じて条例の割合で計算した延滞金を本税に加算して納めていただくというペナルティーでごさいます。

まず現行制度でごさいますが、本則、これは条例でいうと第9条でごさいますけれども、延滞金は納期限の翌日から1カ月を経過する日までの期間については年7.3%、それ以降は年14.6%となっております。現在の特例措置につきましては、平成12年1月1日以降の延滞金について、納期限の翌日から1カ月を経過する日までの期間については商業手形の基準割引率、いわゆる公定歩合プラス4%の特例基準が適用されておるところでごさいます。現在は公定歩合が0.3%ということで4.3%が特例基準というふうになってごさいます。

次に、今回の改正の理由及び内容ということでごさいますけれども、現在の4.3%の水準に比べまして市中金利の水準が低下をしているということでありまして、あるいは納期限の翌日から1カ月経過後の延滞金が年14.6%と高額のままであるということの理由から、特例措置に係る利率をそれぞれ引き下げることと、現在の市中金利の情勢を反映するというので、特例基準割合の定義を改めるという2点でごさいます。

具体的な内容、2番のところにごさいます。

まず1つ目ですが、特例基準割合の定義を改めるというものでごさいます。改正前につきましては、公定歩合、いわゆる日本銀行が民間銀行へ貸し付けを行うときに適用される基準金利ということになりますけれども、それプラス4%としていたものを、改正後におきまし

ては、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月において銀行が新たに行った貸し付けと。これは貸付期間が1年未満の短期のものに限るということですが、かかる利率の平均の合計を12で除した割合ということで、これを貸出約定平均金利といいまして、財務大臣が告示をするものでございますが、それに1%を加算した割合にしましょうというものであります。いわゆる市中金利を採用していこうというものでございます。

次に、延滞金の特例措置に係る割合を改めましょうというものが2つ目でございます。

2の(1)でございますけれども、通常の延滞金の場合、法人市民税の納期限の特例を除く場合でございますけれども、この場合には、改正前は納期限の翌日から1カ月を経過する日までのみが対象となっております。公定歩合プラス4%を特例基準としていたものを、改正後は1カ月経過後までは特例基準割合プラス1%、1カ月経過後は特例基準割合プラス7.3%とするものでございます。このことは、条例では付則第4条第1項で記しております。

ちなみに、参考と小さい文字で書いてございますけれども、例えば貸出約定平均金利が年1%であった場合には、納期限の翌日から1カ月を経過する日までの間については1%プラス1%、そしてここにある1%を足して約3%、それから1カ月経過後については1%プラス1%プラス7.3%の9.3%というような形になります。

次に(2)でありますけれども、1の例外として、法人市民税に係ります納期限の延長の場合について記しております。

法人市民税につきましては、当該の法人の事業年度終了後2カ月以内に確定申告書を提出して法人市民税を納付することとなっております。何らかの事情で、例えば決算のための監査に時間が要するという理由で2カ月以内に確定申告書の提出ができないときには、延長の承認を受けて1カ月のみ延長するという制度がございます。この場合の延長する期間に係る延滞金の特例措置が(2)でございます。税条例では付則の第4条の2で記しておりますけれども、具体的には、延長する1カ月の間の延滞金の計算については、特例基準を用いるということについては変わりませんが、上との違いはプラス1%というものがないわけです。これは、あらかじめ延長の承認を受けて1カ月おくらせているということで、早期納付を促す1%は不要であるということで例外としているものでございます。

なお、今回の延滞金の見直しにつきましては、平成26年1月1日以後の期間に適用するものというふうになってございます。

私のほうは以上でございます。

税務課長(林 良治君) それでは、引き続きまして18ページの中ほどになりますが、付則の第4条の3から説明させていただきます。

この付則第4条の3は、公益法人等についての住民税の課税の特例というものでありまして、内容としましては公益法人等が公益事業の目的のために財産の贈与を受けた場合には、国税庁の承認があればその財産は課税されないということになっております。ただし、この財産が公益事業の目的にいろんな理由で供されないことによりまして国税庁の承認が取り消された場合には、譲渡所得に係る市民税の所得割をその公益法人等に課するということがこ

の中で規定されております。

そういった特例を記載されておるわけですが、この課税の特例の対象として新たに租税特別措置法第40条に第10項というものが追加されましたので、その部分について条例を改正したというもので、この条項の2番目のところが9項から10項になったということでございます。

その追加された内容としましては、幼稚園とか保育所を設置しています公益法人等がこの非課税特例の対象になっております贈与された財産を今持っていたときに、その財産をほかの公益法人、ただし幼稚園、保育園、あるいは幼保連携型認定子ども園を設立しようとしている公益法人等に限るのですが、そういった法人にまた改めてそれを贈与した場合には、この非課税特例が継続して適用される。そのまま非課税措置が適用されていくということが、新たに追加されたものでございます。

次に、18ページの下段からの付則第7条の3の2についてでございますが、これは個人市民税における住宅ローン控除についての規定でございます。

住宅ローン控除につきましては、現行ではまず所得税において控除しまして、控除し切れない場合には一定の限度額の範囲で個人住民税、市県民税にて控除することになっております。これにつきまして、来年以降の消費税の引き上げを踏まえてローン控除の対象となる住宅入居期間の延長と限度額の引き上げを行うというものでございます。

先ほどの資料の3ページ目のところを見ていただきたいと思えます。

資料の3ページ目に、個人住民税における住宅ローン控除の改正ということで表が載っております。この表にございますように、住宅ローンの控除の控除対象期間が現行は平成25年、ことしの12月末までとなっておりますが、それを平成29年12月末までと4年間延長するとともに、控除限度額につきましても消費税が引き上げとなる平成26年4月から拡充するというものでございます。市民税の控除限度額は、表にありますとおり5万8,500円から8万1,900円になるというものでございます。

なお、この平成26年4月から平成29年12月までの控除限度額の改正は、消費税率が8%、または10%である場合の金額ということで規定されております。

また、この措置によります個人市民税の減収、当然減収になるわけですが、それについては全額について国費で補填されるということになっております。

そして、参考までですが、所得税の住宅ローン控除制度も加給されておりました、一般の住宅では、現行では年間20万円なんです、それが平成26年4月からは年間40万円までなることとなっております。

続きまして、19ページ中ほどでございます。

付則第7条の4でございますが、これは16ページにありました条例第20条の5の寄附金控除の特例を定めたものでございまして、今回の改正はその条例第20条の5の改正と同様で、復興特別所得税の創設よっての読みかえ規定を加えたものでございますので、先ほど説明いたしましたので説明は省略させていただきます。

次に、19ページ最下段からの付則第21条の改正規定、これは長期譲渡所得についての市民税の課税の特例の規定でございますが、改正部分としましては、20ページの上から9行目からでございますけれども、改正前は租税特別措置法の第37条の9の2から第37条の9の5となっていた部分が、改正後は9の4または9の5というふうになっております。

これは租税特別措置法第37条の9の2と9の3の条文規定がそれぞれ適用期限が到来したことによりまして同法律から削除されましたので、その部分について条例においてもこの2条に係る分を削除したというものでございます。

続いて20ページの中ほど、付則第26条の2の改正規定でございますが、これは東日本大震災により被災を受けた居住用財産の敷地についての譲渡期限の特例についてでございます。

まず第1項については、内容としましては居住用財産の買いかえ特例の譲渡期限につきまして、原則は居住の用に供さなくなってから3年を経過した日の属する年の12月31日までとなっておりますけれども、東日本大震災によって居住用財産が滅失した場合には、その期限を震災のあった日から7年を経過する日の属する年の12月31日まで延長するという読みかえ規定をこの中で規定しているものでございます。

これについて、今回の改正はこの議案の20ページの下段から21ページにかけての改正前のところのアンダーラインが引いてある条文を見ていただきますとおわかりいただけると思っておりますけれども、改正前の規定は「何々とあるは何々と」という読みかえ規定が何度も繰り返して記述しておりまして大変わかりにくいので、読みかえ部分をわかりやすく表にするとともに、条ずれ等を修正するなどの規定の整備をする改正を行ったものでありまして、この1項について、内容としては変わっておりません。

そして、22ページの下段の改正後のほうの第2項、これが内容としては新規となるものでございまして、第1項の特例の対象になる方につきまして、大震災により有していた居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった方だけでなく、その相続の方も、ただしこの方については家屋に住んでいた方に限るのですが、その相続人もこの適用を受けることができるようにするというものが第2項でございます。

そして、23ページの中段以降にあります旧2項は新3項ということになりまして、前の新第1項と新第2項をそれぞれ受けるように条文を整備しております。

最後に23ページ、一番下の段からの付則第27条ですが、これは先ほどの付則第7条の3の2の改正に伴って東日本大震災に係る住宅ローン控除の適用期限の特例について規定したものでございます。

この条文のもともとの規定内容、この第27条の規定内容としては、まず第1項については、本来住宅ローンのローン控除の対象になる住宅といいますのは、実際に居住の用に供していることが必要でありますけれども、東日本大震災の被災者の方については特例として、大震災によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなった場合でも、本来の税額控除期間のうち引き続きローン控除が適用するというものが記載してありまして、さらに24ページの下段のほうからあります第2項では、東日本大震災で被災された住宅以外

に新たに住宅を取得された場合には、この新たに取得された住宅についても住宅ローン控除の適用を受けることができるということが規定されているものです。

これらの規定につきまして、先ほどの付則第7条の3の2の改正と同じように住宅ローン控除の期間の延長、そして限度額の拡充を行うこと、そして条ずれ等について修正して整備したというものでございます。

そして25ページでございまして、25ページのところに附則がございしますが、これは第1条において、この条例改正の施行期日は平成26年1月1日からといたしますけれども、先ほど御説明しました住宅ローン控除関係の附則第7条の3の2及び第27条の改正規定、そしてそれに関係しますこの附則第3条第3項の規定につきましては、新たに住宅ローン控除の対象にこの改正でなりますのが平成26年1月以降に居住されている方でございますので、市民税の課税等は平成27年度以降となるために、これらについては施行日は平成27年1月1日としておるものでございます。

そして、附則第2条、第3条はそれぞれの経過措置を定めたものでございます。

以上でございます。

委員長（山田喜弘君） これより議案第49号に対する質疑を行います。

委員（伊藤健二君） お示しいただいた資料の3ページ目、個人住民税における住宅ローン控除の改正の説明分について、一部ちょっとお問い合わせをします。

この個人住民税と書いてあるのは、個人県市民税という言葉で置きかえても全く同じでしょうか。

税務課長（林 良治君） これはそうです。県市民税、同時に課税させていただいておりますので、住民税ということでもくっております。

委員（伊藤健二君） ありがとうございます。

それで、県民税部分にかかわっては県のほうで当然定めることで、うちはそのうちの市民税部分を今ここで論述してあるという理解でよろしいですね。

税務課長（林 良治君） 最終的には税条例のほうではこちらの数字になっております。

委員（伊藤健二君） そこでお尋ねをしますが、平成26年4月から平成29年12月という期間については、消費税率が8%または10%となる場合の金額という論述になってはいますけれども、消費税が4月実施ではなく、例えば一例ですが、半年間先延ばしされて平成26年10月1日から消費税率が今の5%が8%になるというような事例に国全体がなった場合については、この条文、もしくは内容等は、どういう対応が迫られるわけですか。

税務課長（林 良治君） 今のいろんな法体系を見ますところ、例えば今のように時期がずれたとか、そういったときには、例えば市民税ですと4.2%等にはならない。結局もとに戻っての本来の市民税でいえば3%の形が続くという状況でございます。

ただ、消費税法とか、租税特別措置法等の改正が絡んできますと、全てこれは読みかえ規定になっていきますので、そちらのほうで整合される可能性はありますけれども、現状では平成26年4月から平成29年12月にはこのように上がりますという上がり部分がなくなって、平

成26年1月から3月の形がそのまま平成29年12月まで伸びる形になります。

委員（伊藤健二君） そうしますと、可児市税条例にかかわっては、消費税率の始まる時期、あるいは税率等々については、特段こちらで何も用意しなくても、法のほうで関連する措置等が順次出されてくるであろうから、これは単なる資料の表として理解をしておけばいいということで、そういった消費税の異動、変動にかかわる部分は特段条例措置という形ではなすべき変更等はないというふうに理解してよろしいですか。

税務課長（林 良治君） 現状流れてきておる中では、税制改正についての話は来ておりませんので、現状ではそうしたほかの法律等の改正で対応できるのではないかと考えております。

委員長（山田喜弘君） ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了します。

続いて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

では、討論もありませんので、討論を終了します。

これより議案第49号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第49号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第51号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

総務部長（古山隆行君） それでは、議案書の28ページをお願いいたします。

議案第51号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

これは地方税法の改正によりまして、延滞金の割合を見直ししておりますので、これに係る条例を改正するものでございます。

5本ございまして、税以外の諸納付金の督促手数料及び延滞金徴収条例、それから後期高齢者医療に関する条例、介護保険条例、特定環境保全公共下水道事業受益者負担金徴収条例、公共下水道事業受益者負担金等徴収条例、5本がその対象でございます。

もう少し詳細な説明を担当課長からいたします。お願いいたします。

総務部次長兼総務課長（吉田 隆君） それでは、詳細な説明ということで率のお話ですけども、ただいま税条例のほうで御説明しました資料ナンバー4をごらんください。

資料番号4、1枚めくっていただきますと、延滞金の見直しについてというところがござ

います。ここに記載がされておりますように、真ん中辺から下に改正の内容、1番、特例基準割合の定義ということで、これが変わりましたということと、2番のほうで延滞金の特例措置に係る割合ということで書いてあります。

2番のほうで、延滞金特例措置のところ右のほうに黒い枠で囲ってありますように、基本的に改正前も改正後も一緒ですが、納期限の1カ月を経過する日までの期間と、上記の日以降の期間という2つに期間が分かれておまして、それぞれ特例が、改正前は4.3%、それから14.6%という2つの区分がありまして、それが改正後になりますと黒い枠の中で書いてあります。その下にありますが、現在は3.0%、1カ月経過は9.3%ということで、こういうふうの特例で率が変わるということでございます。

これが議案書の28ページに戻っていただきまして、28ページのところからそれぞれ第1条から第5条まででそれぞれの条例に書いてあります中での特例の今の率を変えるという改正でございます。

それから29ページ、第2条、後期高齢者医療に関する条例につきましては、とりあえず本則の第6条で規定をしてありましたので、これを附則に書きかえるということで、基本的に全て附則に書きかえて今の特例を記載していくということになります。

それからもう1点、大きな違いと申しますのは、第4条と第5条でそれぞれ特定環境保全公共下水道事業と公共下水道事業の受益者負担金のお話になっておりますけれども、ここに基本の率が7.3%というのが7.25%、14.6%というのが14.5%というふうになっておまして、率が若干違っております。

この違いの理由なんですけれども、利息の表示について、昭和45年に利率等の表示の年利建て移行に関する法律ができて、そのときに日歩表示から年利表示に切りかえて、原則0.25%刻みにするということになりましたけれども、例外として税等は14.6%ということにしました。年利14.6%は、100円につき1日4銭の利息ですけれども、年利14.5%にした場合、100円につき1日3.9726銭の利息となるため、滞納事案が多く発生する税等の法律では延滞金の割合を14.5%でなく14.6%としたと、こういう理由で端数が若干違っておりますけれども、内容については変わりはないということでございます。

説明は以上でございます。

委員長（山田喜弘君） これより議案第51号に対する質疑を行います。

委員（伊藤健二君） この第51号の条例文案、改正前、改正後を一、二度読んで、全体として理解するというのはなかなか難解なんですけど、表示されている数字だけを見ると、改正前が年7.3%云々という表示があって、改正後のほうでは年14.6%云々と書いてあるので、勘違いしやすいんですけど、改正後のほうが延滞金の額面がふえるかのような錯覚に陥るんですけど、これは解説を見ていると必ずしもそうじゃなくて、実態に合わせて低減するというか、引き下げるような方向になっているかと思うんですけど、もう一遍確認ですけれども、改正前よりも改正後のほうが延滞金のかかる大きさは低減するという理解で変わりませんか。

総務部次長兼総務課長（吉田 隆君） そのとおりでございます。

現行、1カ月以内は4.3%が3%に、1カ月経過後は14.6%が9.3%になるということでございます。

委員長（山田喜弘君） ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了します。

続いて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

それでは討論を終了します。

これより議案第51号 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第51号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第58号 可茂広域行政事務組合理約の変更についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

企画経済部長（加納正佳君） それでは、議案第58条でございます。

資料ナンバー1の42ページをお願いします。

この案件につきましては、可茂広域行政事務組合の規約の一部の変更ということでございまして、地方自治法第286条第1項の規定に基づきまして、可茂広域行政事務組合のほうから規約の一部改正の協議及び構成団体であります各市町村の議会の議決を必要とするということでございますので、一部規約を変更することにいたしまして、その議会の議決をお願いするというものでございます。

内容については、担当課長のほうから説明させていただきます。

総合政策課長（牛江 宏君） お願いいたします。

中身につきましては、今部長から申し上げた部分でございますが、現在の可茂広域行政事務組合の規約の中で、基金の設置について規定してございます。これにつきましては、基金に属する財産のうち、関係市町村の出資総額に相当する額はこれを処分することができないとの規定しかございませんので、今回、その中で出ております総額1億4,836万5,000円でございます。

これは今回、補正予算の中で出ささせていただいておりまして、収入として入ってきたものを今後、可茂消防事務組合のほうにそのまま支出するというところで、これは補正予算の中で説明させていただきましたように、可茂消防事務組合の無線のデジタル化に全て使うということでございます。その目的に使おうとした場合も、今までの規定ですと基金については一切使うことができないという規定でしたが、これは今部長から申し上げましたように、可茂広域行政事務組合の構成団体の首長であるとか一部組合の代表等で協議した結果、それに使

ってはどうかということで協議が調いましたので、その規約を一部改正するに当たりましては、それぞれの構成団体で議決をして、またその回答をお返ししなければ最終決定ができないということになっておりますので、今回この提案をさせていただくものでございます。

以上でございます。

委員長（山田喜弘君） これより議案第58号に対する質疑を行います。

委員（伊藤健二君） 第11条第2項に次のただし書きを加えるという趣旨の提案が出されています。ただし書き以降の圏域の名称がでございます。可茂地域ふるさと市町村圏、並びに中濃地方拠点都市地域という用語が2つございますが、これはどこの文章の中に具体的に規定をされていて、これはどこを指すのかということと、どこを見ればわかるんでしょうか。

総合政策課長（牛江 宏君） まず、可茂地域ふるさと市町村圏というのは、可茂広域行政事務組合の規約の第3条のところに、第5号として、ふるさと市町村圏基金の設置というところがございまして、それに対してのものでございます。

それからもう1つの、中濃地方拠点都市地域の振興整備というものにつきましては、これは平成7年のときに、今の可茂地域、それから中濃地域、郡上地域で、中濃地方拠点都市地域をつくりまして、これは県のほうから指定を受けまして、いろんな諸計画の優先的な国庫補助採択であるとか、それから民間の事業の税的な優遇措置などを受けられる計画を策定しまして、その中で認められており、今協議会として進めておるところでございます。

今回、先ほど言いましたように、可児市の出資分としては全額お返しいただいて、そのまま可茂消防事務組合のほうに出資するわけでございますが、実は今の基金につきましては、少し触れさせていただきました中濃地方拠点の事業を進めるために、そちらのほうで使っておりますお金もありまして、そこには岐阜県のほうから、可茂地域の分として1割の、約4,800万円ほどがまだ残っておりまして、それについては基金のまま可茂広域行政事務組合に残りますので、そのあたりについては、この後段の表記をすることで、中濃地方拠点都市の関連の振興整備のところでは残したというものでございます。以上でございます。

委員（伊藤健二君） 説明はわかりました。ただ、極めて何のお金をどこへどうするという事なので、確かに補正予算にはあって、それは説明済みですから、説明したんで、あとはしっかり覚えておけという、そちらのおなかの中の言葉は理解をしますけれども、やはりこの規約変更って、単純に規約が変わるところだけを書いているんだけど、関連する市町村圏の話にしてもそう、それから拠点都市の地域とはどこを指すかということも、附帯資料でいからくっつけないかんですわ。私はそう思います。

そうして、こことこのお金をこれだけこういうふうに関係することになりますということの前後をきちっと書いて、それで規約の改正に関する同意をとる点については、この分で構いませんけど、やっぱりちょっと資料不足というか、説明が出てこないですね。私が質問したので出たけど、質疑で出さなかったからこれだけの説明で終わってしまうわけでしょう。現在の議員が全ての可茂地域ふるさと市町村圏って何やと聞かれたら、はい、こうです

とって答えられないもんね、議員自身としても。それは努力する必要があるんだけど、やっぱりこういう議案で出したときは附帯してもらおうと、資料としてつけ加えてもらうということを要請したいと思いますので、よろしくお願いします。質疑は以上です。

委員（小川富貴君） 確認ですが、可児市が今まで入れたお金は、この4,800万円残っているものだけで、ほかには全くない、可児市分についてはほかには、可茂地域ふるさと市町村圏にも残金はゼロということによろしいですか。

総合政策課長（牛江 宏君） 可児市から出資した分については、今回全額返ってきておりまして、4,800万円については県から中濃地方拠点都市の今の3地域でつくったときにいただいた補助金でございますので、それがふるさと市町村圏基金として残っておるということでございますので、可児市はゼロになっております。

委員（小川富貴君） もし今後、こういう条例をつくって、可茂広域行政事務組合の中に必要な事業が出て、可児市分が出資したときに、この2つの団体の振興整備を推進するために充てられるとすれば、それは議会と全く離れた形ということになっていくという理解でよろしいんですか。

総合政策課長（牛江 宏君） そもそも可茂広域行政事務組合という形になりますので、可児市の行政とは別の一部事務組合ということになりますので、議員おっしゃるとおりでございます。

委員長（山田喜弘君） ほかに発言はありませんか。

副委員長（板津博之君） 補正予算のときにももちろん説明があって、さっき金額も言われたと思うんですが、1億何ぼと言われまして。そこだけごめんなさい、数値的なもの。

総合政策課長（牛江 宏君） 1億4,836万5,000円でございます。これは旧兼山町分と合わせての金額になっております。

委員長（山田喜弘君） ほかに発言はありませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了します。

続いて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

それでは討論を終了します。

これより議案第58号 可茂広域行政事務組合同規約の変更についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第58号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第59号 中濃地域農業共済事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

企画経済部参事（莊加淳夫君） 中濃地域農業共済事務組合同規約の変更について、お願いを

いたします。

これは組合議会の議員の定数等を改正するものでございます。

内容につきましては、産業振興課長から説明いたします。

産業振興課長（山口和己君） 資料の9番、議案説明書の一番最後ですね。4ページの最後を見ていただきますと、組合議会議員定数を25人から13人に減じ、選任方法等について改めるものと書いてございます。

これにつきましては、現在この共済組合の構成は13市町村でございます。それがこれまで平成の大合併で、関市は御存じのように6市町村が、可児市は1市1町、郡上市は7町村が合併して今現在の市になっております。ですので、この25人というのは合併前の人数でございまして、その人数のまま議員が25名あったということです。

相当年経過いたしましたので、各市1人ずつの議員にするということで、その議員につきましては議長を充てるという形です。今まで合併して行ってきたところにつきましては、議長お1人と、あとは議会の中で互選により前の町村の数だけ議員が出てきておられたということですが、ここで改正をするものでございます。

各市町村の議決を待って、県知事の許可を受けた日からの施行という形での改正でございます。

以上でございます。

委員長（山田喜弘君） これより議案第59号に対する質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

〔挙手する者なし〕

討論を終了します。

これより議案第59号 中濃地域農業共済事務組合理約の変更についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第59号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〔挙手する者あり〕

委員（伊藤健二君） 委員長、その前にちょっと発言をしたいと思っております。議案書自体について。

先ほどもちょっと発言しましたが、議案第58号、可茂広域行政事務組合理約の一部改正する規約案についての説明要件ですが、第11条第2項に「次の」という形で、このただし書きの部分が書いてあります。

私が言いたかったのは、本来ならこの第11条を明記して、その後に新旧で、旧のほうにただし書きをつけ加えたものを出して、そこにアンダーラインを入れて、こういうふうにつけ

足すよというふうで本来書くべきものだという事です。

それから、なおかつ今回は可茂地域ふるさと市町村圏の問題が出ていて、これが可茂広域行政事務組合規約の中に載っているというのは気がつきませんでした、正直言うと。自動的にそこに載っているとね。

議員としては当然知っておくべきものと言われると、おっしゃるとおりですとしか返事ができないんですけど、程度の悪い議員のために、申しわけないけど、ここの部分についてはこの全規約を載つけるか、それは紙面上無駄が多過ぎるということであれば、該当する部分はきちっと載せておいて、もしくはここに議案として載せるのが大変ボリューム的によくないということであれば附属資料でくっつけるなりをしてもらえれば、要するにどの部分で規定されておる中身について、この資金を使うことができるできないという議案の根幹にかかわる部分の説明資料なんで、だからこだわって言ったんです。

余りにも簡潔に取りまとめ過ぎちゃって、確かに加えるのはこの文章なんだけど、この意味合いが成り立つ、理解をなすための最低限の議案の提出の仕方をしてもらいたいということについて、やっぱり結論が出るような検討を一回してほしいと思うんです。もし返事がもらえるならお願いします。

総務部長（古山隆行君） 議案の提出の仕方ということでしたので、総務部のほうからお答えしますが、可児市は議案を新旧対照の形にしてありますが、実はこれ可児市が改善したことなんです。可茂広域行政事務組合として別の公共団体なもんですから、この形でやっているんですよ、組合が。

したがって、多くのところでまだ古い形でやっているところがあると思います。この形は非常に見にくいので、可児市は実は早くにこの新旧対照の形で議案を提出するように改善してあるんですね。ですから、この形は向こうから来た形ということでまずは御理解いただいて、ただし御指摘のように新旧対照はないわけではないので、参考資料でお出しすべきだということで、議案の提出はこれをお願いしたいということでございます。

委員（酒井正司君） 今の件ですが、これ実は私が議長のときに事務組合、いろいろ議員として出ていますので、その段階で御報告申し上げているわけです。その部分が、今回こうやって形になって出てきたわけなので、行政ばかりにこれを押しつけるのが正しいのか、あるいは議員全員協議会のときに議長が発表するわけですね。報告するわけですね、議員として、議決されたことを。きょうのことは全部そうなんです、だからその辺も一度、こちらの事務組合のほうの議員ですから、議長ですが、とお話しされたほうがいいかなあとと思いますね。一方的に、執行部の仕事ではないと思います。

委員長（山田喜弘君） 委員長のほうから申し上げます。

今の件については、まだ議会運営委員会等で執行部にどのような要請するかということも含めて検討していただくか、また私のほうからも税条例の改正について、総務部長を通してわかりやすい説明書をつけてほしいということは要請して、今回資料を出してもらいました。

そういう意味で、もし今執行部のほうがお手元に新旧対照表を持っているということなら、

議案説明書にそっちを採用していただくとか、説明書のほうにですね。議案書を、それつけてくれとは言いませんが、議案説明書のほうにわかりやすい説明資料として、そういうものの添付については一度検討していただきたいということでもあります。別途つけるとか、いろいろちょっと。

総務部長（古山隆行君） 先ほど言いましたように、議案の形としては組合が提示してきたものをお出しするということで御理解いただいて、それから提出議案説明書はこの形で、要旨を文言で説明しておりますので、この形はちょっと当面崩したくないかなと。

ただし、今言われましたように、税の資料をお出ししたように、委員会で付託審議されるときに、よりわかりやすい新旧対照表をお出しするというようなことが一番妥当かなというふうに思いますが。

委員長（山田喜弘君） よろしいでしょうか、続けさせていただきます。

〔挙手する者なし〕

議事の説明を行う以外の方は退席していただいて結構です。

次に、陳情第7号 「森林吸収税対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情についてを議題とします。

まず審査するか、御意見ををお願いします。

委員（伊藤 壽君） これに添付資料がついておりますが、添付資料の5ページを見ると、ここで平成24年度地方公共団体の地球温暖化対策に係る予算ということで、温室効果ガス、この意見書の中で言ってみるその事業は、ここでも国庫補助事業として対象になっておると思いますので、それとの整合性もあって一定割合を森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を求めると言っておられますが、これらの整合性の関係もあって、聞きおきということでよろしいんじゃないかと思います。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長（山田喜弘君） それでは、陳情第7号については、総務企画委員会、聞きおきとさせていただきます。

次に、陳情第8号 原発事故・子ども・被災者支援法に関する陳情書についてを議題とします。

まず審査するか、御意見ををお願いします。

委員（伊藤健二君） 大変重要な内容の提起をしておられます。また、一市民という立場で、特に子供を大事に育てていきたいという母親の思いも十分感じられる陳情の内容でありまして、これは時間が許す限り十分な審査をしていく必要がある課題だと認識しておるところではありますが、きょうのところは時間が余りにもなさ過ぎますので、残念ながら各委員がしっかりと読んで、今後に生かしていただくということで、聞きおきがやむを得ないんじゃないかと思います。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長（山田喜弘君） それでは、陳情第8号については、総務企画委員会、聞きおきとさ

せていただきます。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了しました。

それではお諮りします。本日審査いたしました案件に関する委員長報告案の作成につきましては、委員長、副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めますので、そのようにいたします。

以降の議事の説明を行う以外の方は御退席していただいて結構です。

それでは続いて、報告事項３．消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

総務部長（古山隆行君） これは議会活性化のためということで、12月議会に提出する予定の案件について報告をするというものでございまして、政策的なものではございません。

国のほうが法律の予定どおり平成26年の4月に消費税を8%に上げますと、関係する市の条例の整備を行う必要がありますので、そのための改正条例を12月にお出しするということの報告でございます。

現在、どの条例が関係するかは調査中ということですので、特に補足説明はございませんが、よろしく願いいたします。

委員長（山田喜弘君） 特段質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に、委員会質疑に移ります。

委員会質疑１．災害被害への対応についてを議題とします。

伊藤健二委員より通告がありましたので、質疑の説明をお願いいたします。

委員（伊藤健二君） お時間をとらせて済みません。災害被害への対応について、質疑をさせていただきます。

最近、8月23日、美濃加茂市山手幼稚園の屋根が突風にて飛びました。埼玉県越谷市などでも竜巻や突風等の被害が相次ぎました。23日に可児市土田地区でも、気象で雷雲が発生、雷が民家周辺、電信柱に落雷をした状況でございます。それは相当の落雷被害を生じまして、周辺の7軒に家電製品や屋内配線等に被害が発生をしております。

住民の話では、以前からよく落ちるということで、毎年のようにこの四、五年は落ちているということ、何とかならないものだろうかということ、大変不安が広がっているというのが実際であります。

そこでお尋ねをするわけではありますが、こうした可児市の今の現状での対応方針について、具体的にいいますとこの落雷にかかわる一連の対応について、どのような対応指針を持ってみえるのか、説明をお願いしたい。

2点目は、被害の救済にかかわる側面でお尋ねをしたい。

こうした落雷被害については、台風、突風、竜巻と同様自然災害としての事故による財政

補填しかないのでしょうか。自然災害等には見舞金制度等もありますが、それとの関係では現在どのようになっているのかという点であります。

災害救助法等が適用されるような場合、大規模災害等においては当然ながら被害に対しても一定の公的援助があるわけでありますが、こうした場合とはやはり違いがあるのでしょうか。落雷被害に対する家屋の修繕という問題では、住宅リフォーム助成などが適用するかどうか、そうした点についてお尋ねをします。

3つ目は、落雷に対する予防対策というのは考えられるのでしょうか。また、そうした対策がある場合には、それに対する実施主体の問題がありますけれども、行政側からの公的な助成というものは考えられるのでしょうか。

以上3点について、簡潔で結構ですが御説明をお願いします。

委員長（山田喜弘君） 執行部の説明を求めます。

防災安全課長（細野雅央君） それでは、お答えをいたします。

まず質問の第1点目の落雷などの事案に対する可児市の現状の対応指針ということでございますけれども、現在、可児市におきまして落雷に対する特別な対応指針はございません。指針的なものはないわけでございますけれども、もし落雷によって被害が発生すれば関係機関が直ちに対応することになることは言うまでもないことと思います。

特に、落雷によって比較的大きな被害があるとすれば、火災ではないかというふうに考えます。したがって、火災が発生した場合は、消防機関が消火をするということがまずは第1の対応指針になるのではないかとこのように考えております。

それから質問の2つ目、落雷被害に対する見舞金制度、あるいは災害救助法が適用される場合に違いがあるのか、それから住宅リフォーム助成が適用になるかについてでございます。

落雷は自然災害でありますので、自然災害としての災害補償を行うということになるのかと思います。

自然災害に起因する災害が発生したときは、それぞれの条例や訓令に基づく甲慰金であるとか見舞金が支給されますけれども、適用される場合においては一定の条件があることは言うまでもないことと思います。

まず市では、災害甲慰金の規定がございます。この災害甲慰金は、法律や条例の規定に基づいて支給されることとなります。この規定では、一定以上の住居が滅失し、死亡または重度の後遺症が生じた場合でないと見舞金は支給されないなど、適用条件は厳しいということが言えるのではないかと思います。

したがって、落雷被害での適用の可能性というのはなかなか困難ではないかというふうに考えております。

次に、可児市災害見舞金等支給要綱がございます。この規定によりましては、異常な自然現象または火災によって住家が全壊または全焼したときは1世帯に10万円を、それから住家が半壊または半焼したときは1世帯につき5万円というような規定になっておりますので、もし落雷等で火災が発生すればこれの見舞金が出るということになります。

ただし、落雷で家電製品であるとか屋内配線などに被害が生じても公的な救済はございません。

次に、災害救助法の件でございますが、災害救助法が適用される場合は個人に対する弔慰金とか見舞金という形での支給ではございません。災害救助法が適用されますと、例えば応急仮設住宅などの設置、炊き出し食料、食品、飲料水の供給、それから衣類とか寝具等の給与や貸与、住宅の応急修理などの救助が受けられるという規定でございます。

なお、可児市におきまして災害救助法が適用されるためには、100世帯以上の住家が滅失したときなどの基準がありまして、落雷で災害救助法が適用されることは可能性としてはほとんどないのではないかというふうに考えます。

最後に住宅リフォーム助成につきましては、この住宅リフォーム助成金交付要綱の基準に当てはまれば、落雷による家屋の修繕についても対象となります。

質問3番目の、落雷予防対策はあるか、その場合の公的助成はについてでございます。

落雷に対する一般的な予防対策としては、避雷針の設置があろうかと思えます。避雷針につきましては、建築基準法上、高さが20メートルを超える建築物や工作物に設置が義務づけられております。落雷予防のために、一般住宅に避雷針を設置するののも一つの方法かと思えます。

しかしながら、避雷針を設置したからといって必ず安心できるわけではございません。避雷針を設置するという事は、落雷を誘導することになりますので、避雷針に落雷せず避雷針の周辺に落雷するという場合もあるようでございますので、そういったことを認識しておく必要があるかと思えます。

それから、落雷により電流が地下に流れますが、例えば洗濯機のアースを伝って家屋内の家電製品にダメージを与えることにも留意する必要があるかと思えます。それから、家電製品のダメージを少なくするための方策として、よく言われているのはブレーカーを落とすであるとか、電気製品のコンセントを全部抜く、ケーブルテレビやパソコン、電話などの差し込み端子を全部抜くという自助対策がございます。また、雷サージ対応タップというものがありますので、そういったものを用意しておくことも対策の一つかと思えますが、これをつけたからといって絶対安全というわけではございません。

最後に、落雷予防に対する公的助成でございますが、そういった助成制度はございません。以上です。

委員長（山田喜弘君） これより質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

以後の議事の説明を行う以外の方は御退席していただいて結構です。

次に、委員会質疑2．リニア中央新幹線問題についてを議題とします。

伊藤健二委員より通告がありましたので、質疑の説明をお願いします。

委員（伊藤健二君） リニア中央新幹線問題について、4点お尋ねします。

19日にリニア中央新幹線計画の路線図等について、JR東海が発表をいたしました。可児

市が現在把握しておられるデータ等を説明していただきたいということです。

あと2番目は、以前の話では可児市の地下を通過するとの話がありましたが、この間いろいろと報道され、昨日の新聞等にも載っている状態でございます。このコースでは、いずれにしても、お話を聞くところによりますと、先般の市長の話で、今後は岐阜県にいろいろと可児市が意見を言っていくとか、話されておりました。

J R東海は法に従って、あと肅々と手続を進めるということだそうございまして、その辺の関係がよくわからないんで、可児市の意見陳述は最終いつごろかというふうに書いてありますけど、今後、どういう流れの中で何ができるのか、何をすべきなのかということについて、簡潔で結構ですが、今担当当局でお考えの点をお示しいただきたいと思います。

あと3番目は、可児市では関係地域住民、可児市民との間でこの問題について協議する考えはあるのかということであります。

6月13日付でJ R東海宛てに、可児市久々利自治連合会会長 田口誠一氏の署名によるリニア中央新幹線説明会での要望事項という文書が発表されております。といいますか、可児市議会の関係資料集の中から見つけました、御存じかと思いますが。

こうした質問状も出ておる現状からいえば、久々利自治連合会は、今回発表された内容からいえば大変重大な状況に立ち至るかと思っております。どちらにしてもリニア中央新幹線計画が進行して建設という問題になっていくときには、リニア中央新幹線の建設問題と真正面向き合う自治連合会となるわけでありまして、こうした地域住民、市民との関係について、今後のリニア中央新幹線建設問題、どういう基本スタンスで対処していくのか、市としての基本的な見地をお聞かせいただく必要があります。

4番目は、税金上の問題です。

公共鉄道敷については、固定資産税関係が免税されるという話がございました。実際には、誰かがこの前言っていましたが、償却資産に関しては計算があるけれどもそれ以外は課税されないとかいう話で、一体可児市にとっては何のメリットがあるんだろうというふうには私は真っ先に頭の中で混乱が起きましたけれども、大深度地下40メートル以下を走る公共鉄道について、可児市にとってのメリットというのは、財政的、税収的には一体何が考えられるのか、わかる範囲で結構です。御説明をいただきたいということです。

以上、4点お願いいたします。

委員長（山田喜弘君） 執行部の説明を求めます。

総合政策課長（牛江 宏君） それでは、今それぞれ資料が配付されておりますので、まずそちらのほうをあわせて説明させていただきたいと思っておりますし、議会事務局のほうでプロジェクトも用意させていただいて、今回の環境影響評価準備書の要約書も一応見ていただけるようにいたしましたので、その辺をあわせて今の回答の中でさせていただきたいと思っております。

ただし、説明をし始めますと1時間ぐらいは楽にしゃべれてしまいますので、途中でとめていただいてもいいですし、最初から10分か15分でおっしゃられれば、その範囲内で説明

はさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

説明のほうは、お話としては全部聞かないとわからないということもあろうかと思いますが、お手元にお配りしましたのは環境影響評価準備書（岐阜県のあらまし）というものが1つございます。これにつきましてはリニア中央新幹線の写真が載っているものでございますが、これは今後説明会で全ての方に配布される資料でございます。本日、これをある程度お話しさせていただきたいと思っております。

それともう1つが、お手元には要約書岐阜県版がございますが、3というところまでしか配布しておりません。全体としては40ページ弱だと思っておりますが、実は要約書はこちらにありますように400ページからございまして、一番主となります第8章の分の環境影響評価の分についてはそれだけで320ページございまして、それは本日皆様のお手元にはお届けしておりませんで、前のPDFにしましたプロジェクターに打ち出しまして、主要な部分だけ少し触れさせていただいて、また御要望があれば改めて説明の機会等を設けてまいりたいと思っております。

それともう1つが、今後の流れということでスケジュールのようなものがお配りしてありますので、それもあわせて説明をさせていただきたいと思っております。

まず今のリニア中央新幹線の写真がついておりますあらましをめぐっていただきたいと思います。

1枚めぐっていただきますと、リニア中央新幹線の基本なお話を書いてございますが、これは皆様方御承知のとおりでございまして、今回、環境影響評価法によります準備書という段階に入りまして、東京都から名古屋市間の区間について、具体的な路線を示して環境影響に対する調査、予測評価を行ったものを縦覧するというものでございます。

おととい18日に公表されまして、20日、きょうから縦覧が始まっております。縦覧場所は可児市役所でございますが、当然関連する地域が久々利、桜ヶ丘、平牧、特に大森地内でございますので、それぞれの連絡所にも同じものの概要版とか置かせていただきまして、皆様方に少しでも身近で見ただけのようなことで進めております。何人か見に来られたということはお聞きしておるところでございます。

それで、ルートにつきましては、もう1枚めぐっていただきますと、岐阜県内だけのルートが書いてございます。このルートにつきましてはちょっと見にくいと思っておりますので、ここについては要約書をめぐっていただきますと、A3版で可児市の部分が載っている地図がございまして、その地図を見ていただきますと、右が御嵩町、それから左下が多治見市から愛知県に行くというルートでございまして、表記としては小淵ダムというところがございまして、その少し右側から可児市に入るというところでございます。点線が地下、それから実線で書いてあるところが地表もしくは高架式のところでございます。AとかBとかというアルファベットが書いてございますが、Aと書いてあるのが高架式、Bと書いてございますのが地表または掘り割り式のところでございます。

今回、全線を見ていただきますと、全体で8キロメートルございますが、8割がトンネル

でございます。地表に出ますが、小淵ダム少し東でございますが大萱地内でございます。富士カントリーのコースから地表に出まして、ちょうど荒川豊蔵記念館の目の前あたりを通りまして山の中に入りまして、小淵ダムのすぐ南で1回東海環状自動車道の下をくぐる形で顔だけ出しまして、あとは地下で走っていくというものでございます。

地下につきましては、これはあらましのほうにも書いてございますが、桂ヶ丘と臯ヶ丘の住宅地の間を通るという計画でございます。新田交差点の南を通りまして多治見に抜けていくというものでございます。

可児市内では、この平面図では出ておりませんが、実は大きな図面も縦覧図書としてはございます。済みません、お手元に、全ての方にお届けできないものですから、私が今手に挙げておるところでございますが、1万分の1の地図で路線が入っておりまして、この中に細かいルートがわかるようになっております。1万分の1でございますので、おおむね幅が1ミリメートルか2ミリメートルで書いてございますので、実際のルートの幅が22メートルで用地が確保されるということを考えれば、ほぼこの路線で間違いのないのではないかとこのように考えていただけたらと思います。

それで、1つ施設が可児市内にできることになりまして、新田の交差点の西南ぐらいでございますが、長洞ため池というため池がございますが、その近接に非常口ができることになっております。この説明はまた後ほどさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

たまかなルートとしては以上でございます。それが今のあらましのA3の2枚目でございます。今申し上げましたルートについても書いてあるということでございますが、詳しいルートについては今の要約書のほうでございます。

それから、あらましの5ページへ行っていただきますと、それぞれの施設がどういう形でできるかということでございます。一番上は駅でございますので省略させていただきまして、真ん中、中段でございますが、中段に高架の部分の形が書いてございます。用地幅としては22メートルでございますが、実際は14メートルの幅の中でリニアが走行するというところでございます。リニア中央新幹線の上下のすれ違いの中心幅が5.8メートルということでございます。

それから、トンネルが一番下でございます。幅が13メートルの半円形の中に走る予定でございます。

それから、一番右下が先ほど言いました非常口の概要でございます。これは先ほど言いましたように、可児市内は久々利からはずうっと多治見へ抜けて名古屋まで全て地下でございますので、おおむね5キロメートルに1カ所程度、非常口を設けます。これはもし緊急停止した場合の人の出入り口、それから換気口などを兼用したものでございまして、これも後で見させていただきますが、少し施設的には大きなものができるという予定でございます。それがこのような形にできるということでございます。

1枚めくっていただきますと、非常口の概要が書いてございまして、これは真横になって

おりますが、実はかなり深くなっております。予定としては、新田のあたりで地下40メートル以上の土かぶりがあるというような表記がありますので、この通路はかなり斜めになって本線が下のほうにあるということでございます。非常口のところには換気、消音等の設備がつくということで、ここにも大森付近ということが書いてございます。

それから次のページ以降は、実際に工事をどうやってやるかということが書いてございまして、8ページには非常口での工事が書いてございます。これは非常口を使ってトンネルの掘削をするというイメージがありまして、非常口から斜めに本線のほうに穴を掘りまして、本線を掘り進むということで、そこの作業ヤードになるというようなことでございます。もちろん久々利につきましては地上に出ますので、そのトンネルの入り口を使って土砂の搬出が行われるということは容易に想定されるところでございます。

9ページにつきましては、リニア中央新幹線の構造について書いてございますので省略させていただきます。

それから10ページに、自然災害等への対応ということで、地震やそれこそ雷、風等に対する対応ということで書いてございます。

次のページ、11ページは実はこれは要約書のほうにはこういう項目がついておりませんので、特に今までいろんな説明会等で皆様方から御質問があった代表的なものを2つ上げてあるのではないかとこのように考えております。

これは上のほうが磁界でございまして、かなり強力な磁石を使って走る列車でございまして、それに対する健康への影響はどうかということでございまして、これはここに書いてありますように国際的なガイドラインを守っていくということでございます。

それから下が消費電力、環境に対する対応がどうかということで、消費電力についてはこのような形で電力を使用するというところでございます。

もう1枚めくっていただきますと、12ページ、ここからが今回の準備書の本題となります。今まではリニア中央新幹線の概要ということで、皆様方にも何回か見ていただいた部分でございまして、12ページからは今回の環境影響評価の準備書に対してそれぞれの項目が上げてございます。

これは前回の方法書にもこの項目に対して検討するということは書いてございましたが、これが改めて今回、調査、予測、評価がされたという項目でございまして、ここが重要になりまして、大きくは、上のほうからいきますと、大気環境という分野で、例えば大気質、騒音、振動、微気圧波、低周波音などがそれに含まれますし、次の水環境としては、水質、水底の底質、地下水、水資源というものがございまして、それから次に土壤に係るものとしまして、地形及び地質、地盤、土壤、その他の環境要素ということで、日照障害、電波障害、文化財、磁界などがございまして、これが自然的な部分でして、次の大きな項目としては、生物多様性の確保及び自然環境ということで、動物、植物、生態系というものでございまして、その下が人と自然との触れ合い等ということで、景観と活動の場、そして最後に廃棄物、温室ガスに対するの、これが環境影響評価に対する項目でございまして。

これが今申し上げましたように幾つか内容が深く書いてございまして、次のページ以降はこれはもう本当の概要の概要しか書いてございませぬので、先ほど言いましたように、本来ならお手元に要約書としてお届けしたいところですが、非常にボリュームがあるということで、前のほうで御説明をしたいと思ひます。

見ていただいてもわかりますように、これ8 - 1 - 2と書いてございまして、今の環境影響評価項目のうちの2つ目の大気の中の騒音というものを上げてみました。大気質についてもいろいろ二酸化窒素等の量の検討もございませぬが、まず皆様方、一つ心配なこととして騒音という問題があるかということで上げさせていただきます。申しわけございませぬ。これPDFですので、非常に見にくいですので、下へずうっと下げながらということでございませぬ。

それぞれの項目につきましては、一番最初にありますように、評価項目に対しての調査を行います。これは調査項目を明確にして、何を調査するのかということでございませぬ。それぞれに対して、地点での調査、どこでどういう調査をやるのかというのがずうっと書いてございませぬ。それに対しての調査結果というのが次にございませぬ。調査結果がそれぞれ、ここですと騒音のレベルがどれだけあったか。ここでいきますと、下のほうに可児市の久々利と大森、これはそれぞれ地上で走る部分と非常口がある部分ですので、そこでの騒音レベルをはかったというものが載っております。

それで、あともちろん道路もありますので、道路の騒音というのが、これも現状で調査結果が載っておるといふものでございませぬ。

これも道路の情報データの整理でございませぬ。これが、交通量が書いてございませぬ。下のほうが、県道の土岐可児線が久々利、多治見白川線が大森の数値でございませぬ。

それを今度もとにしまして、今回、一番上に書いてございませぬが、建設機械の稼働ということがございませぬ。環境影響評価につきましては、必ずしも走っているときだけの騒音だけでございませぬで、工事中の建設機械による騒音についても評価をするといふのが当たり前でございませぬので、それについて書いてあるといふものでございませぬ。それに対しての予測として、どのようなタイプの地域であるのかといふ基本的な情報から、その結果です。例えば、どういう機械を使うとどれぐらいの騒音が出るのかといふようなことがここに書いてございませぬ。

それに対して、どのような対応をするのかといふことがここに書いてございませぬ。例えば、低騒音の機械を採用するだとか、いろんな防音とか、そういうようなシートを採用しますよといふような項目がございませぬで、その結果、評価として、騒音については騒音規制法という法律や建設作業に伴って発生する騒音の規制基準を遵守することが必要であるといふことから、評価結果といふものを出してございませぬで、それぞれのところ、例えば可児市ですと久々利と大森については、それぞれの工事の中で80デシベルという予測をして、規制基準が85デシベルなので環境影響評価としては予測を守ることができると、こんなことがずうっとこれから書いてございませぬ。

今は建設機械によるものでございませぬが、次に資材及び機械の運搬に用いる車両の運行と

ということでございます。これは今同じように、機械から発生する音と、それから走ることによって発生する音が、それぞれ基準が守れるかどうかというようなことで、もちろんこれも同じように予測から入りまして、実際のデータを取りまして、評価をしてという、その繰り返しでございます。

ちょっとここら辺は飛ばさせていただいて、一番重要な、皆さん関心があるかと思いますが、ここですね。列車の走行、地下を走行する場合を除くと書いてございますが、基本的には地下を走行する場合には騒音は問題ないという中で、今回の評価項目からは外れておるということでございまして、それ以外で地上を走行する場合ということで、久々利を基本として考えていただければというふうに思います。

ここでいきますと、予測地点として一番下、久々利がございまして。この辺を皆様方にも十分御理解いただきたいと思うんですが、予測地点としては150メートル離れたところということにしておりますが、これは下のほう、読みにくくなっておりますが、防音壁を想定している箇所直近の集落までの距離というところでございまして、実際は直近の家は20メートルから30メートルですので、この150メートルはあくまでも集落ということで、環境影響評価上出した数字というふうに御理解いただきたいと思っております。

鉄道敷地の高さは20メートル上を高架で行くという地域で、一番こちらにありますように、防音壁を今のところは予定しておるということでございます。この条件のもとで予測をしますと、これはまずリニア実験線での数値でございまして。これはここにございますように、防音壁2メートルのものを設置した場合のそれぞれの距離での騒音でございまして。

例えば、20メートルの高さで25メートル離れたところだと82デシベル、50メートルだと84デシベル、150メートルという今回久々利の想定でいけば83デシベルというような数値が結果として出ておるというところでございます。

もう1つのページでは、3.5メートルの防音壁、今回の久々利ではこの3.5メートルの防音壁を採用するという予定でございまして、その場合、20メートルの高さを走った場合、25メートルの地点では78デシベル、それから50メートルも同じですね。それから100メートルで77デシベル、150メートルで75デシベルと、防音壁をつけてもそれだけの騒音がすることによって予測をされております。仮にフードをつけると、このような数字まで落ちることができるというものでございます。

そのリニア実験線の数字と今回の予測結果を入れましますと、久々利では150メートル離れたところで防音壁の3.5メートルをやっても75デシベルが出ますよということにございまして。これをどう考えるかでございますが、少し下に書いてございます。

ここが評価の方法でございます。真ん中より下に書いてございまして、基準または目標との整合の検討でございます。

国または地方公共団体による環境保全の観点からの施策による基準または目標が定められていないため、新幹線騒音に係る環境基準を参考として、整合を図られているか検討するという表記になっております。実はこの新幹線騒音に関する環境基準でございまして、今回

のりニア中央新幹線は、ＪＲ東海としてはこの基準を採用したいということで、環境基準としては70デシベルまたは75デシベルという言い方をしています。

実は、これは今そこに書いてありますように、正確な目標がありませんのであくまでも目安でございます。70デシベルにするときは、用途地域が住居系になっている場合が基本となっております。それ以外の場合は75デシベルということで、今ぎりぎりでございますが、あくまでも150メートル離れた場合ということになっておりますし、その基準については県のほうが定めるということになりますので、今後その辺の70デシベル、75デシベルというような数字については今後ももう少ししっかり評価される部分であろうというふうに思いますが、最終的にそれが問題であろうというような場合でも、ＪＲ東海のほうとしてはこの上にあります、例えば先ほど言いました防音壁だけでは足りなければ、防音フードをつけることによって、10デシベル以上下げることができるので、そういうことで環境に対しては対応していきたいというような言い分が出ようかというふうに想定しております。

というような、今回、今これだけお話ししても30分近くかかりまして、環境影響評価項目については見ていただいたとおりでございますので、非常にたくさんの項目がこれと同じような形で出ております。きょうの委員会の中では、ちょっとこれ以上のお話では長過ぎると思いますので、これだけとさせていただいて、あとはまた改めてということにさせていただいて、伊藤健二委員の御質問のほうにお答えしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

今こんなような情報まで来ております。私どもとしましては、あくまでもＪＲ東海からいただいた情報であって、それを今読み込んでおる途中でございますので、十分な対応がまだできていない、理解ができていないというところがございますが、ざっと読み込んだところこんなようなものが準備書であるということだけはおわかりいただけたかと思っております。

２番目の質問に移らせていただきます。

コースの確定はいつごろかということでございますが、現在、準備書で出ておりますものはあくまでも環境影響評価の準備書としてのルートでございます。このルートを基本として、今の環境影響評価の手続が進められることとなりますが、最終の確定についてはこの準備書とこの後の評価書という手続がございますので、それが終了後ということでございますので、来年度以降になろうかというふうに踏んでおるところでございます。

特に、今回の準備書につきましては、いろいろなところからまた意見が出ようかと思っておりますので、意見についてはＪＲ東海として見解を出して、必要に応じて見直しを行った上で評価書として出すということになりますので、その辺についてはこれが最終決定ではないというふうに考えておるところでございます。

準備書につきましては、それぞれ意見を提出する機会がございます。先ほど申し上げましたように、本日から準備書の縦覧が始まっておりますが、縦覧期間の１カ月プラス２週間の間にどなたでもこれは意見を出すことができますので、11月の初旬まではその期間が設けられております。その意見を提出した後、ＪＲ東海のほうからその意見に対する見解を記載し

た書類が岐阜県知事及び私どもの市町村長に送付をされます。その送付を受けてから、岐阜県知事は120日以内ですので4カ月以内にＪＲ東海に対して意見を出すことができます。

可児市は、岐阜県知事がＪＲ東海に意見を出す前に知事に意見を出しまして、その中に意見を入れていただいた形でＪＲ東海に伝わるということでございます。

ちなみに、このような制度は前回の方法書でもありましたが、可児市といたしましては、市町村の意見は知事を経由してからしかＪＲ東海に伝わらないという、これは環境影響評価法の制度としての中身になっておりますので、意見を出せる期間中に直接ＪＲ東海に意見を提出したというところがございますので、今回どうやってやるかはこれから検討してまいりたいというふうに思っております。

なお、市では、地域の住民の皆さんから提出された意見があるかと思っておりますので、そういう意見や、それからＪＲ東海がそれらに対しての見解を出されますので、それを確認した上で岐阜県知事へ意見を出していくわけでございますが、その際には、くどいようでございますが、手続的には環境影響評価法による手続でございますので、照会も市の環境課のほうにあるということから、市の環境課が環境審議会で審議をしていただいて意見を出すということにしております。もちろん、この際には総合政策課と環境課が連携を図りまして、可児市としては一枚岩でしっかりした意見を出していきたいというふうに考えております。

それから、3つ目の質問でございます。

関係地域住民、可児市民との間でこの問題について協議する考えはあるかということでございますが、現時点では具体的な協議機会については予定してございませんが、桜ヶ丘ハイツ自治会、久々利自治連合会、平牧自治連合会によりまして現在、可児市リニア中央新幹線対策協議会という組織が設けられておりますので、私どもとしてはそこと連絡を取り合いまして、意見交換などの機会も必要に応じて設けてまいりたいというふうに思っております。

それから4つ目の質問は税務課長のほうから答えていただきますが、先ほど伊藤健二委員のほうから書類をいただいております。書類については、先ほど少し見させていただきましたが、ＪＲ東海宛てに出された書類のようございまして、私どもとしては直接その書類を手元に置いて見させていただいております。これは先ほど言いました対策協議会である久々利自治連合会、それから桜ヶ丘ハイツ自治会、平牧自治連合会が対策協議会として直接ＪＲ東海に出向かれたときの質問状であるというふうに認識しておりまして、そのやりとりの経緯はお聞きしておりますので、そのやりとりの内容としては把握しておりますが、具体的な書類として手元には持っておりませんのでよろしく申し上げます。

それからもう1つ、あわせてお手元にお配りしました予定表についてお話をさせていただきます。

〔発言する者あり〕

済みません、そういう予定でございますのでよろしく申し上げます。

最後に、申しわけございません。税務課長にかわる前に、説明会でございますが、これも

ホームページ等では載っておりますが、可児市では3回開催されます。10月6日、8日、10日でございます。

10月6日日曜日は午後3時から、桜ヶ丘公民館体育室、それから10月8日火曜日は18時30分から、久々利公民館ホール、それからもう1回、10月10日木曜日は桜ヶ丘公民館体育室で18時30分からということでございまして、可児市では3回やっていただけるということで、非常に丁寧な対応はしていただいているという状況でございますので、御報告とさせていただきます。

私からは以上で、税務課長とかわります。

税務課長（林 良治君） それでは、私のほうから4番目の質問についてお答えさせていただきます。

まず1つ目としては、鉄道敷に対する課税でございますが、鉄道敷については固定資産税は課税されております。

まず土地について申し上げますと、土地につきましては地方税法の規定により総務省が告示しております固定資産評価基準において、雑種地の一つとして鉄軌道用地というものがあリまして、これに基づいて線路の敷地あるいは駅の構内、そして変電所の用地などについて、土地として鉄軌道用地として課税しております。なお、この評価額は原則当該鉄軌道用地の沿線の土地の価格の3分の1と、要するに少なくなるようになっております。

また、JR可児駅とか名鉄新可児駅などの駅舎は当然として家屋として課税しておりますし、線路の設備あるいは送電設備、それから変電所などの各種の設備や機械装置などは償却資産でありますので、償却資産として課税対象となっております。以上のように、鉄道敷関係は固定資産税を課税しております。

それから、大深度地下を通る公共鉄道についての件でございますが、これは3日前の予算決算委員会のほうで同様な御質問がありましてお答えした状況でございますが、設備とか装置などが償却資産に当たりますので、この形で固定資産税の課税の対象となりますので、税収的にはそれなりにメリットがあるということでございます。

ただし、可児市における収入額については、先日も申し上げましたとおり、現状では取得価格の想定が大変難しいことや、これについては青函トンネルの例を申し上げましたように、課税標準額についての特例がかかる可能性がありますけれども、これが幾つになるのか検討がつかみませんので、収入額の想定についてはちょっと現状では困難と考えております。

一応以上でございます。

委員長（山田喜弘君） これより質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

では、以後の議事の説明を行う方以外は御退席していただいて結構です。

次に、委員会質疑3．共通番号制度についてを議題とします。

伊藤健二委員より通告がありましたので、質疑の説明をお願いします。

委員（伊藤健二君） 共通番号制度について、お尋ねをします。

2013年の5月24日、番号関連4法が成立をしまして、社会保障・税番号制度の導入に向けたロードマップ案が示されております。そこでこの問題について、いわゆるマイナンバー制度についての自治体としての課題をお尋ねします。

1. この制度では従来の住基ネットが行わないこととしているデータマッチングを行うわけですが、地方公務員法の自治体職員の守秘義務に抵触しないでしょうか。

2点目は、個人情報の漏えいや番号の不正取得による悪用の懸念も大きく、これらを防ぐ手だては講じられているのでしょうか。

3点目は、法施行から3年をめどに利用の拡大が検討されるというふうに聞いております。民間利用に道を開くのではないのでしょうか。

4点目は、初期投資だけでも2,700億円から3,000億円と言われておるわけですが、今後さらに大きな費用を必要とするのではないかと心配しています。莫大な投資に見合ったメリットや費用対効果というものはあるのでしょうか。

5つ目は、今回債務負担行為の補正が5,000万円追加するという形で出ております。総合基幹情報システム、これは庁内で構築する新しいシステムの呼称であります。この作業と国の番号制度導入、いわゆるマイナンバー制度との導入の時期がくしくも重なっています。つけ番、情報連携、これは情報提供のネットワークシステムの構築、そしてその利用、本人確認と、こういう3要素が統合すれば、法の名のもとにシステムが統合されることも可能ではないかと考えるんですが、今回、市の総合基幹情報システム構築は国の制度との関係で連動利用されるというふうに、機構的といいますか、システム上それは可能でしょうか。その点について、お答えをいただきたいということです。

以上、5点についてお尋ねをしました。よろしく申し上げます。

委員（伊藤健二君） 執行部の説明を求めます。

総務部次長兼総務課長（吉田 隆君） それでは、お手元に資料をお配りさせていただきました。題目が「社会保障・税番号制度について」という資料でございます。

委員会質疑3、これに基づいてでございますが、マイナンバー制度につきましては基本的には国の制度でございまして、市のほうとして独自にということは、条例の改正とかいうことが出てくると思うんですけども、今の時点で詳しいこともなかなかわかっておりませんので、わかる範囲内の回答ということで、その辺だけお許しいただきたいと思っております。

マイナンバー制度についての市の体制でございますけれども、総合的には総合政策課のほうで対応することになるんですけども、マイナンバー制度については庁舎内のいろんな課が関係してまいりますので、その中で今回の質問についてはシステムの課題ということで、総務課のほうで担当してお答えをさせていただきます。

それから、今もお話ししましたように基本的に国の制度というところで、今まで県のほうで2回説明会がございました。説明会はございましたけれども、なかなか詳細なことも今の段階でわかっておりませんので、きょうの資料は、私がインターネットで、内閣官房社会保障改革担当室が出した資料がありましたので、それをプリントアウトして皆様にお配りして

いるということでございます。

それでは、最初の1番目からでございますけれども、データマッチングの話ですけれども、これにつきましては資料の5ページをお開きいただきたいと思います。

5ページのほうで、番号法における個人番号の利用範囲というのが、これは法律で決められておまして、社会保障分野、税分野、災害というふうに分かれておまして、例えば年金分野でいきますと年金の資格取得確認、給付を受ける際の利用などで、目的、こういう場合にこの番号が使えるよということ使途が決められておりますので、こういうことについてはマイナンバーを使ってできますよと。ある意味、これで法的に担保がされているということ考えております。

それから、13ページをお開きいただきたいですけれども、この番号制度の管理方法というのが書いてあります。

管理方法ですけれども、これが予想というか、ある意味情報が1つのところにぼんと集まってしまつてというような危惧もある方もあったわけですけれども、基本的に分散管理ということで、今までと同様にそれぞれのデータというのはそれぞれの機関が保管すると。それをマイナンバーを使ってくっつけていくというイメージになるものですから、情報そのものはそれぞれの機関が持っている。1つのところにぼんと集まってやるというものではないものですから、マッチングというのは、その中で今言った法に規定のあるところでうまくひもづけをしていくという形になりますので、イメージとしてはそういう形になるということでございます。

それから2つ目の質問で、セキュリティーの関係でございますけれども、これにつきましては12ページをごらんいただきたいと思います。

今伊藤委員がおっしゃられたような心配のところ、一番上の番号制度に対する国民の懸念というところで、個人情報漏えいするのではないかと、個人情報が悪用されるのではないかと、あるいは個人番号によって外国のようななりすまし犯罪が頻発するのではないかと、いろんな懸念が書いておまして、それに対してどういうふうに対応しているかというところがこの下に書いてあるものでございます。

中身的には、制度上の保護措置とシステム上の安全措置というところで、2つの区分によっていろんなセキュリティーの強化策がなされているというところで、これによって安全措置はとられているということになると思います。

それから3番目、民間利用にされるのではないかとのお話なんですけれども、これは資料の4ページでございますけれども、4ページの一番下のところに検討等というところに記載がありますけれども、施行後3年をめぐり個人番号の利用範囲の拡大について検討を加え、その必要があると認めるときは、その結果に基づいて国民の理解を得つつ所要の措置ということでございますので、この辺は3年をめぐりして、ある程度制度が動いてきた段階でどこまで民間に行くか、医療機関も含めるのか、金融機関も含めていくのか、そういうところにつきましては3年たった時点で再度検討ということになっておりますので、よろしく

お願いします。

それから4番目でございます。

費用対効果の話で3,000億円という話ですけれども、これが実際3,000億円に値するシステムかどうかということは、ちょっと私のほうでは判断できませんけれども、この資料の20ページから、この番号制度によるメリットの具体例というのがずうっと書かれておりまして、国民の方がいろんな市等で手続をするときに添付書類が不要になるとか、そういうようなところがいろいろ書いてありますので、この辺が実際3,000億円に値するかどうかというところは個人的な判断ということになると思います。

なお、当市において現在の経費、どれぐらいかということなんですけれども、今県から通知をいただいている分は、平成26年度予算で9,000万円ぐらいという数値をいただいておりますけれども、それとあとその財源、国から来るのかどうするかということにつきましては、これはまだ説明がございませんので今の段階でお答えすることはできません。

それから最後、5番目でございます。

今回の債務負担の5,000万円をお願いする部分と、それからマイナンバーとの関係でございますけれども、基幹情報システムとマイナンバー制度というのは全く別のものでございます。基幹情報システムは今まである住民基本台帳と財務システムを更新するということで、今まである市の内部のシステムを新たに更新する業務でございます。マイナンバーは、それに新たに加わってくるシステムでございますので、たまたま導入する時期は一緒になりますけれども、別物として入れるということでございます。

なお、最後に19ページをごらんいただきたいと思います。

今後のロードマップなんですけれども、一番上のところに制度構築から右のほうに向かって流れが書いてありますが、平成25年5月24日、ことしの5月24日に番号関連4法案が成立しましたと。今後のスケジュールでございますが、ずうっと右の方に行って、番号通知というところがあると思います。これが市民の皆様にも最初にかかわってくる事項になると思いますけれども、これが平成27年の10月1日を予定しているようでございまして、このときに皆さん市民全員の方に番号を通知するということが始まります。その平成28年の1月から今度はマイナンバーのカードを発行するというので、実際に動くのがちょうど2年後ということではないかというふうに考えております。

以上、簡単でございますけれども説明を終わらせていただきます。

委員長（山田喜弘君） これより質疑を行います。

委員（伊藤健二君） どうも詳しい御説明、ありがとうございました。

これだけ詳しい説明を見ても、まだ細かいところはわからないという話でしたので、きょうはこれ以上のあれこれはないわけですが、1つお聞きしたいと思ったのは、これは今現に可児市が持っている住民基本台帳を11桁番号で管理しておられるわけですが、この番号の流れをベースにしてこの個人番号カードが加工された上で形成され、その番号を読み解こうとすると、可児市が持っている個人住民基本台帳番号には戻れない、つまりそういう規則的な

変換、暗号化したものをまたもとへ戻すような、そういうことができないような仕組みにしてやるという説明があったかにと思いますが、そういう理解でよろしいですか。1点目。

総務部次長兼総務課長（吉田 隆君） それでよろしいかと思えます。

今の住民基本台帳カードというのは多分11桁だと思いますけれども、それをもとに今度12桁の番号、マイナンバーというのをうまく、どういうふうにするかはわかりませんが、それをもとにつくっていくということでございまして、それから戻るとか、そういうことは基本的にはあり得ないということと認識しております。

委員（伊藤健二君） ですので、可児市にどれだけの11桁の住民基本台帳番号があるかというのは、常に情報としては総務省側に流れる仕組みになるわけですね。子供が1人生まれたら、その生まれた子供の住民基本台帳番号が発生、確定する。発生したデータは国の該当機関に送られる。それが新しい個人番号カードとしてまた戻ってくる、つまりその本人にカードの交付が行われると、これが基本の仕組みになっているということなので、基本的には可児市が構築しようとするシステムは別物であるけれども、そこでつくられたデータファイルへ将来、法が統一されて処理されると、さっきひもつきという話をさせていただきましたけど、そういう仕組みが付加されて、必要なファイルは見られるように、検索できるようになるということは技術的には可能ですね。一般的な一般論ですけど。

総務部次長兼総務課長（吉田 隆君） 申しわけありません。その辺の詳しいところが、情報の伝達がその番号で行くんじゃなくて符号を使ってやるとか、いろんなことが記載してございまして、実際に国と直結してその番号でうまくずうっと行っちゃうとか、それはちょっと今の段階で私はわかりません。申しわけございません。

委員（伊藤健二君） ありがとうございます。

最後に、現在検討している、今のシステムを更新してロードマップのあった絵でいうと2014年、平成26年の10月1日までに大体システムは完了しようとして、可児市が管理するシステムは構築しようということですけど、これは結局、今持っているファイルやサーバーを市町村情報センターのほうに情報の大もとの管理データを移す作業だという理解でよろしいですか。

ここでやる作業については、基本的には変わらない。しかし、情報をサーバーでプールしてファイルを保持しておく場所が市町村情報センターに、県サイドに移るというレベルだと、そういう理解でよろしいでしょうか。

総務部次長兼総務課長（吉田 隆君） 基幹情報システム、今のシステムの更新につきましては、これのサーバーは今当然庁舎内にあるわけですがけれども、今更新しようとしているのは、このサーバーを庁外、今プロポーザルをやっていますのでどこの業者になるかわかりませんが、その業者が委託しているデータセンターというところにサーバーを移すということになりますけれども、それは市としては特定の場所を教えてもらった上で、ここのサーバーに、例えば大垣なら大垣のところに、ここに置きますと、サーバーを。そこを確認した上で、今のシステムそのもののデータは可児市のサーバーが大垣なら大垣のサーバーに移

るということでございまして、それは今の基幹情報システムの話でございまして、マイナンバーはそのデータそのものはそれぞれの機関が全て持つということになりますので、それも当然そのサーバーに移るといふことにはなると思いますが、

委員（伊藤健二君） マイナンバーの話じゃなくて、基幹情報システム。

総務部次長兼総務課長（吉田 隆君） 基幹情報システムについては、今申し上げましたようにサーバーが今は市役所の中にあるんですけども、それを外部の違うところに置くと。

イメージ的にいうと、例えばクラウドということが言われていますけれども、クラウドという例えどこにあるのかわからないので、ひょっとしたら外国にあるんじゃないかというような心配もあるんですけども、今うちが考えているのは、しっかりした場所を特定してくださいと。ここの建物のここのサーバーにあるんだということをしかりしてやると、そういった仕様で今考えているものですから、一般的に言われておるクラウドではなくて特定の場所を決めると。ある程度近いところを想定していますけれども、そういう仕様にしてあります。

委員（伊藤健二君） 了解です。

委員長（山田喜弘君） 以上で委員会質疑を終わります。

退席していただいて構わない人は、どうぞ退席をしてください。

では次に、協議事項１．可児市の農業政策に対する要望についてを議題とします。

お手元に配付しております要望書は、7月24日に行った農業法人との懇談会の結果を踏まえ、9月12日に開催しました総務企画委員会において、委員の皆様へ可児市の農業政策に対する要望事項として取りまとめたものであります。翌日に、可児市の農業政策に対する要望書として執行部へ提出いたしましたので、委員の皆様へ御報告させていただきます。

本日は、所管の企画経済部参事に御出席いただいておりますので、この要望書への対応について発言をしていただきたいと思います。

企画経済部参事（莊加淳夫君） この9月13日に、委員長より可児市の農業政策に対する要望書を提出いただきました。

この要望書の内容につきまして、関係者の御意見を聴取した上で、内容を十分精査させていただきます。改めて回答させていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長（山田喜弘君） では、企画経済部参事の発言のとおり、この要望に対しての検討結果が出た段階で、随時この委員会に報告をしていただくということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

ではそのようにさせていただきます。

では、その他の事項に移ります。

まず初めに、株式会社日特スパークテック東濃二野工場の工事状況についてを、説明を求めます。

企画経済部参事（莊加淳夫君） ただいま委員長から御報告のありました株式会社日特スパ

ークテック東濃、これはN G Kの二野工場でございます、4月に日特スパークテック東濃という正式名称が決まっております。

この二野工場の現在の工事状況につきまして、報告をさせていただきます。来年4月の操業に向け順調に工事は推移しております。内容について、経済政策課長より報告いたしますが、工事状況が落ちついた段階で、またこの委員会で2月に引き続き視察をお願い、実施いたしたいと思っておりますので、よろしく御配慮をお願いいたします。

それでは、経済政策課長より報告いたします。

経済政策課長（村瀬雅也君） では、私のほうから御説明させていただきます。

今プロジェクターのほうで映っております画像のほうで説明させていただきますので、よろしくお願ひします。

株式会社日特スパークテック東濃という名前ですけれども、これは平成25年4月に社名変更いたしましたして、もともとの社名は東濃セラミックという会社でしたが、業務内容を的確にあらわすために社名変更をこの4月にしたものでございます。

皆様方、総務企画委員会でことし2月視察していただきましたが、この二野工場、平成25年2月の初旬に工場建設に着手しております。株式会社大林組名古屋支店が受注しております。2月から、完成が平成25年の12月ということで、10.5カ月という非常に短期間での作業ということで、これだけの大きな面積のものをこれだけの期間でやるということは、大林組としてもあんまりないことということで、非常に今佳境に入っておりますして、寸暇を惜しんで作業をしておるといふ段階でございます。8月末時点の出来高が64%ということで、現在約410名程度の方が従事してやっております。

2月の工事開始以降、くい打ち工事3月、それから基礎を4月、鉄骨を7月ということで工事を進めておりまして、12月中旬の完成予定まであとわずかとなっております。

現在の状況を写真できょう御紹介させていただきます。こちら、工場を北東側より見たところでございます。この右側の広い建物、それから奥のほうに建設中の灰色の建物がありますが、こちらが工場本体でございますして、ここの広い部分が本体の一番高い4階建ての部分で、グラウンドレベルからここで23.7メートルぐらいの建物となっております。こちらのほう、ずうっと全体で1棟の建物で、全体の建築面積としましては3万6,000平米ぐらいを予定しております。

次のページへ行きますと、これが工場の北東側から見た部分ですね。先ほどの建物を反対側から見た形になります。まだちょっとこの辺工事が進んでおりまして、街灯等できたところもできてないところもまだある状況でございます。こちらのほうが工場を北西方向から見たものでございます。こちらのほうが敷地の境になりまして、こちら側に見えておる建物が昨年見ていただいたと思っておりますが、神田商会というところで、以前に進出いただいたギターの会社がこちらのほうに見えておるような状況です。

次のページに行きます。これは全体の状況を建物の上から見たところです。こちらのほうを見ていただいて、ここにありますのが太平製作所といいまして、前から操業している会社

が見えています。こちらのほうが緑地として活用することになっている古墳の部分ですね。こちらのほうはそのまま緑地として残ることになります。建物が手前にございまして、大体今のポインターで指したあたりから工場への進入路といいますか、ここが門ということになってまいります。この真ん中に鉄骨のようなものがずうっと続いておりますが、これがスタンションと言われるもので、歩行者用の屋根つきの通路をずうっとこの入り口から建屋に向かって伸びているという状況でございます。こちらにちょっとつくってございますのが、離れである工務棟という建物でございます。

工場の内部はこんな形になっておりまして、こちらのほうの土間のコンクリートのほうがかなり進んでおる状況が見えると思います。ただ、内部はまだこんな状況ですので、内装とかいろんな形がまだこれから進んでいく状況でございます。こちらのほうも、まだ現在作業中の内部の状況でございます。

これは排水処理棟という棟でございまして、建物の敷地の北側にあるものでございます。こちらのほうから、先ほど見えたパイプから、こちらの工場から排出されてここから排水が出ていくというところでございます。

それから次のページへ行きますと、こちらが受電設備でして、こちらもちょっと工場本体からは少し離れておりまして、先ほどスタンションの先にあったつくりかけのものがこの工務棟というものです。その後ろの受電設備をつくっているというような状況です。

写真としましては以上のようなところで御説明させていただきまして、この後の予定でございますけれども、今後、今の建屋の状況から、屋根の工事を大体10月の前までに終わらせて、その後外装工事、それから内装工事を10月末、11月末ぐらいに完成をさせていただきます。外構工事も9月中旬から11月の下旬にかけて順次行いまして、設備のほうにつきましても11月末に向けて本格的に入りまして、12月に移転させて、今のところ12月中旬を完成の予定として鋭意進めていただいております。完成した暁には、また竣工式等もでございます。

この後、2014年4月から段階的に操業しまして、生産能力としましては月に1,350万本のスパークプラグの絶縁体を生産するという体制に持っていかれるということでございます。

きょうは、本当は見に行ってくださいとよろしいんですけど、先ほども御説明しましたように現場は今逼迫しておりまして、中でというのなかなか難しいところもございましたので、今回こういった形で、写真での御説明で失礼ですけれども説明させていただいたという状況でございます。ありがとうございました。

委員長（山田喜弘君） これより質疑を行います。何か聞きたいことがあれば。

副委員長（板津博之君） 寸暇を惜しんでやっておられることですので、ただなるべく早いうちにとは思うんですけど、いつごろがめどで視察に行けそうですかね。

経済政策課長（村瀬雅也君） 今のところ、我々が想定しておりますのは2月ぐらいに何とか行けないかなということで、向こう側ともお話をしておるところでございます。

委員長（山田喜弘君） ほかに発言はありませんか。

〔挙手する者なし〕

では、この件についてはこれで終了とさせていただきます。

その他で、執行部のほうから報告すべき事項がありませんでしょうか。

企画経済部長（加納正佳君） よろしくお願ひいたします。

今、移転についてのチラシを配らせていただきました。実は突然ではございますけれども、本日20日午前11時に、名城大学の学長による緊急記者会見が開催されました。その中で、名城大学の都市情報学部の移転についてという話題も入っておりましたので、これは大変なことだということで、今現在までわかっております情報につきまして報告をさせていただきます。

ここに書いてございますように、この移転問題につきましては昨日、19日でございますけれども、名城大学理事会が最終決定機関でございますして、その理事会において名城大学の都市情報学部、可児キャンパスでございますが、名古屋市の新たにこことしの2月でございますけれども、名古屋ドーム前の工場跡地を取得されました。そこへ新しいキャンパスをつくるということでございますが、その中に名城大学都市情報学部も正式に移転するということが決定されたようでございます。

本日の午前11時に発表されたということでございますが、内容につきましては、移転対象が都市情報学部、それから新しく外国語学部をそこに増設されるようでございますし、人間学部の一部をそこへ、3学部を持ってきて新しいキャンパスにするという計画であるようでございます。都市情報学部につきましては、移転時期について、平成29年4月の予定をするということでございます。

その他といたしましては、跡地利用につきましては、今は全くの白紙ということで、これから私どもといろいろなことで協議をしながらという話になるのかなと思っておりますが、白紙の状態であるということでございます。

移転決定までの経緯が書いてございます。ことしの2月に日本たばこ産業所有地の1.8ヘクタール、ナゴヤドームすぐ横でございますが、その売り地が出たものを公募入札して落札したということで、3月に土地を取得、それから3月から7月まで、つい最近までかけまして理事会評議員会、そして教授会など学内での議論を、移転方針を固めてきたということでございまして、9月に先ほど言いました19日でございますが、理事会において最終の決定をするという経過でございました。

可児市の対応といたしましては、3月の時点で新聞に出ましたので、どういうことかということで一応その都市情報学部の事務長等に出向きまして内容を聞きましたけれども、まだ全然その内容については協議しておらんということでございました。それからずっと安心しておりましたら、7月11日に大学のほうから突然連絡がございまして、どうも都市情報学部もそちらのほうに移転することになりそうだというような内々の話をいただきました。

ということで、それを受けてこれは大変なことであるということで、私どもと副市長が相手側の理事でございますけれども、名城大学へ出向きまして、事の詳細について、そして内

容については継続、とどまってほしいというような意向も含めまして理事との協議を進めてまいりました。そして、9月4日でございますが、そうした経緯を踏まえながらですが、意思がかたく、大学の事情でどうしても移転をしていくということが内々では決まってきましたということで、理事長が市長に面会を申し出て、正式な移転するという意向が伝わってきたわけでございます。

それで正式なものとして、昨日、理事会においてそれが正式に決まったという経緯でございます。

裏面に、それまでに5回ほど面会をしたり協議したりという事実はございますけれども、中身につきましては今申し上げてきましたとおりの事実でございます。重要な決断であって、ちょっと情報提供が遅かったというような経緯の経過をおわびしてございますし、内容につきましてもとんとんと決まっていたということの中から、可児市との関係については、いろいろ支援もしてきましたし、あちらからの可児市との連携ということも本当に誠心誠意尽くして、そういうものを生かしながら、今後の対応についてはそういう対応をしていくというような言葉もいただいておりますし、これから問題になるのは、本当に行かれる計画が立ちましたので、跡地についてどういう活用を図るのか。もう1つは、可児市としての支援してきたことがどう生かされるのかというようなこと等につきましては、今後大学とも一生懸命誠意を持って対応し、協議をして決めてまいりたいというように思っておりますが、きょうの発表でございますので、以下、面積それから都市情報学部が平成4年が出発になるわけでございますが、きょうまでの経緯等々を一応書かせていただきました。

大きな問題があるかというふうにも認識しておりますし、これからの対応が本当に必要であるということも考えております。きょうの発表でございますので、今までの経緯を含めてまずは御報告という形をとらせていただきますので、よろしく願いたいします。

きょうの委員会以外の議員の皆様方には、この後即時情報提供ということで、文書をつけて投げ込みをさせていただくということで考えておりますので、よろしく願いたいします。以上でございます。

委員長（山田喜弘君） この件につきまして、質疑を行います。

御意見ある方、ありますか。

委員（伊藤健二君） 名城大学との合意、協定、契約など、有事時点でのいきさつが記してございます。土地にかかわっては無償譲渡ということで、校舎、体育館等々の立地部分については無償で譲り渡したということになっています。

つまり、所有権者は大学側にあるということは明らかで、ただこれはずうっとい続けていただくことが前提の話だというのは当然理解されるものでありまして、向こうの事情で移転が今既に覆る可能性はほとんどない。やむを得ず、向こうの学内事情で移転するんだとかいうことなので、こうした場合については、無償譲渡をしたという経緯ではあります。何らかの相応の返還といいますが、可児市の側に不利益状態が残ったままでというのはおかしいと思っておりますが、その辺についての考え方を願います。

企画経済部長（加納正佳君） 経過報告の中に、弁護士とも相談をしたという1行が書いてございます。協定とか土地譲渡の契約、こういったものについては間違いなく相手のものになっているので、今から主張してもというところはあるかというふうに思っておりますが、名城大学側も、可児市の考え方としては、大学は移転していくんだけど、同じような研究施設であるとか、教育施設であるとか、そういったものをなるべく早い時期に見つけて、可児市も納得できるような方法というものが模索できないだろうかということ言葉としては言っております。

ただ、それが平成29年でございますので、3年しか余裕がございません。今後、そういうことを含めて、やはり後の利用ということが真っ先に浮かぶ話だと思っておりますので、その経緯をよく見ながら、返していただくものは返していただくんですけども、無償譲渡の部分についても協議はかなり必要であるという認識であります。

委員長（山田喜弘君） ほかに発言はありませんか。

〔挙手する者なし〕

では、その他に委員の皆様の方から報告すべき事項などはありませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

最後に、続いて総務企画委員会所管主要事業説明書の配付について、事務局から説明をしてください。

議会事務局書記（熊澤秀彦君） こちらにつきましては、例年、委員の皆様にお配りをしております。今回も配付資料等の中に一緒にお配りをさせていただいております。以前は説明を委員会の中でしていただいておりますが、申し合わせ等により今は配付のみとなっておりますので、ごらんいただきまして、不明な点があれば担当所管のほうに各自お問い合わせをいただくようお願いいたします。以上でございます。

委員長（山田喜弘君） 以上で、本日の総務企画委員会の案件は全て終わりました。

これで終了してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

これで総務企画委員会を閉会します。

閉会 午後5時14分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年9月20日

可児市総務企画委員会委員長